

平成23年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月6日（火）～9月21日（水）

（会期16日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
9 月 6 日	火	本会議（開会）	・ 理事者提案説明
9 月 7 日	水	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 即決議案採決 ・ 委員会付託
9 月 8 日	木	常任委員会	
9 月 9 日	金	常任委員会	
9 月 10 日	土	休 会	
9 月 11 日	日	休 会	
9 月 12 日	月	常任委員会	
9 月 13 日	火	常任委員会	
9 月 14 日	水	常任委員会	
9 月 15 日	木	休 会	
9 月 16 日	金	休 会	
9 月 17 日	土	休 会	
9 月 18 日	日	休 会	
9 月 19 日	月	休 会	
9 月 20 日	火	休 会	
9 月 21 日	水	本会議（閉会）	・ 委員長報告 ・ 質疑 ・ 討論 ・ 採決

平成23年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年9月6日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成23年9月6日
 午前10時01分
 1. 散 会 平成23年9月6日
 午後 4時02分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

- 19 番 山 本 昭 義

1. 会議録署名議員

- 8 番 宇都宮 明 宏
 10 番 元 親 孝 志

1. 地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章

教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

（8 番 宇都宮明宏、10 番 元親孝志）

2 会期の決定

（9月6日～9月21日 16日間）

3 請願第 2 号 南海地震による西予市野
 村町愛宕山公園の岩石、
 崩落落下による災害防止
 の為の調査実施、岩石撤
 去に関する請願書

陳情第 2 号 市道愛宕～岩村線に於け
 る車の離合場所の設置を
 求める陳情書

4 議会報告第3号 各常任委員会の視察研修
 報告について

5 議会報告第4号 西予市し尿処理場問題等
 特別委員会の視察研修報
 告について

6 議会報告第5号 議会運営委員会の視察研
 修報告について

7 承認第 6 号 専決処分第6号の承認を
 求めることについて（西
 予市税条例等の一部を改
 正する条例制定につい
 て）

8 議案第 72号 消防ポンプ自動車一式の
 取得について

議案第 73号 西予市生活交通バス条例

		制定について			
	議案第 74号	西予市暴力団排除条例制定について		議案第 91号	平成23年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)
	議案第 75号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について		議案第 92号	平成23年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第 76号	西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について		議案第 93号	平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第 77号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について		議案第 94号	平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
	議案第 78号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について		議案第 95号	平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第 79号	西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について		議案第 96号	平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第 80号	西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について		議案第 97号	平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第 81号	西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について		議案第 98号	平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第 82号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について		議案第 99号	平成23年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第 83号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について		議案第100号	平成23年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
	議案第 84号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	11	認定第 1号	平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 85号	新たに生じた土地の確認について	12	認定第 2号	平成22年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 86号	字の区域を変更することについて		認定第 3号	平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 87号	市道路線の廃止について		認定第 4号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
9	議案第 88号	市道路線の認定について			
	議案第 89号	平成23年度西予市一般会計補正予算(第3号)		認定第 5号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳
10	議案第 90号	平成23年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)			

		出決算の認定について			
認定第	6号	平成22年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	14号	株式会社城川開発公社の経営状況について
認定第	7号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	15号	株式会社どんぶり館の経営状況について
認定第	8号	平成22年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	16号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
認定第	9号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	17号	株式会社グリーンヒルの経営状況について
認定第	10号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	18号	財団法人宇和文化会館の経営状況について
認定第	11号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	19号	西予CATV(株)の経営状況について
認定第	12号	平成22年度西予市上水道事業会計決算の認定について	本日の会議に付した事件		
認定第	13号	平成22年度西予市病院事業会計決算の認定について	1	会議録署名議員の指名	
認定第	14号	平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	2	会期の決定	
13 報告第	6号	平成22年度西予市一般会計継続費精算報告について	3	請願第	2号 南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為に調査実施、岩石撤去に関する請願書
報告第	7号	平成21年度健全化判断比率の修正について	陳情第	2号	市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書
報告第	8号	平成22年度健全化判断比率の報告について	4	議会報告第3号 各常任委員会の視察研修報告について	
報告第	9号	平成22年度資金不足比率の報告について	5	議会報告第4号 西予市し尿処理場問題等特別委員会の視察研修報告について	
報告第	10号	西予市土地開発公社の経営状況について	6	議会報告第5号 議会運営委員会の視察研修報告について	
報告第	11号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について	7	承認第	6号 専決処分第6号の承認を求めることについて(西予市税条例等の一部を改正する条例制定について)
報告第	12号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	8	議案第	72号 消防ポンプ自動車一式の取得について
報告第	13号	株式会社エフシーの経営状況について	議案第	73号	西予市生活交通バス条例制定について
			議案第	74号	西予市暴力団排除条例制定について
			議案第	75号	西予市税条例の一部を改

	議案第 76号	正する条例制定について 西予市財産の交換、譲 与、無償貸付け等に関する 条例の一部を改正する 条例制定について				新築資金等貸付事業特別 会計補正予算（第1号）
	議案第 77号	西予市教職員宿舍条例の 一部を改正する条例制定 について		議案第 93号		平成23年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算（第2号）
	議案第 78号	西予市公民館条例の一部 を改正する条例制定につ いて		議案第 94号		平成23年度西予市後期 高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）
	議案第 79号	西予市青少年補導センタ ー条例の一部を改正する 条例制定について		議案第 95号		平成23年度西予市介護 保険特別会計補正予算 （第2号）
	議案第 80号	西予市災害弔慰金の支給 等に関する条例の一部を 改正する条例制定につい て		議案第 96号		平成23年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算（第2号）
	議案第 81号	西予市生活交通路線巡回 バス条例の一部を改正す る条例制定について		議案第 97号		平成23年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算（第2号）
	議案第 82号	西予市保健センター及び 保健福祉センター条例の 一部を改正する条例制定 について		議案第 98号		平成23年度西予市簡易 下水道事業特別会計補正予 算（第1号）
	議案第 83号	西予市重度心身障害者医 療費助成条例の一部を改 正する条例制定について		議案第 99号		平成23年度西予市上水 道事業会計補正予算（第 2号）
	議案第 84号	西予市簡易水道及び愛媛 県条例水道の設置に関す る条例の一部を改正する 条例制定について	11	認定第 1号		平成22年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第 85号	新たに生じた土地の確認 について	12	認定第 2号		平成22年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について
	議案第 86号	字の区域を変更すること について		認定第 3号		平成22年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第 87号	市道路線の廃止について		認定第 4号		平成22年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて
9	議案第 88号	市道路線の認定について				
	議案第 89号	平成23年度西予市一般 会計補正予算（第3号）		認定第 5号		平成22年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
10	議案第 90号	平成23年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算（第1号）		認定第 6号		平成22年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について
	議案第 91号	平成23年度西予市授産 場特別会計補正予算（第 1号）		認定第 7号		平成22年度西予市後期
	議案第 92号	平成23年度西予市住宅				

		高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	8号	平成22年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	9号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	10号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	11号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	12号	平成22年度西予市上水道事業会計決算の認定について
認定第	13号	平成22年度西予市病院事業会計決算の認定について
認定第	14号	平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
13 報告第	6号	平成22年度西予市一般会計継続費精算報告について
報告第	7号	平成21年度健全化判断比率の修正について
報告第	8号	平成22年度健全化判断比率の報告について
報告第	9号	平成22年度資金不足比率の報告について
報告第	10号	西予市土地開発公社の経営状況について
報告第	11号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について
報告第	12号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
報告第	13号	株式会社エフシーの経営状況について
報告第	14号	株式会社城川開発公社の経営状況について
報告第	15号	株式会社どんぶり館の経営状況について
報告第	16号	あけはまシーサイドサン

パーク株式会社の経営状況について

報告第 17号 株式会社グリーンヒルの経営状況について

報告第 18号 財団法人宇和文化会館の経営状況について

報告第 19号 西予CATV（株）の経営状況について

開会 午前10時01分

○副議長 ただいまの出席議員は22名であります。これより平成23年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

それでは、平成23年西予市議会第3回の定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

お盆を過ぎましても日本各地では厳しい残暑が続いておりましたが、一転台風12号が中四国を横断し、記録的な豪雨により死者・行方不明90余名という大災害になってしまいました。今回の豪雨は降り始めからの積算で1,800ミリを超える歴史的な雨量を記録したようですが、周到な対策と早い避難により、これ以上の災害が起こらないよう祈るばかりでございます。

思い起こせば昨年の夏、卯之町のアメダスが観測史上最高の気温38度を記録するとともに、本市8月の猛暑日は10日を数えましたが、ことしはその猛暑日も3日で、統計上は平均的ないつもの夏だったのかもしれません。

また、ことしは東日本大震災に伴う原発事故により全国的な電力の供給不足から、産業各分野に限らず家庭でも節電の協力が求められ、経済・生活活動のみならず国民生活へのいろいろな影響を心配しておりました。

しかしながら、サマータイム制度の導入や一般家庭の積極的な省エネ対策により当面の電力危機を乗り越えたことは、国難に対して一致協力して臨む日本人の秩序ある行動や高い社会性に改めて感嘆するところでございます。

その一方、被災後6カ月になろうとする現在も国民が願う被災地の本格復興のつち音がなかなか

聞こえてこないことが残念でございます。生活の糧である生産活動の基盤や職場を喪失された被災者の方々にとっては、仮設住宅の入居が進み始めた今も、将来に大きな不安を抱えた悩ましい秋となっているのではないのでしょうか。

デフレスパイラル、歴史的な円高、製造業の海外移転という問題がクローズアップされ、日本経済の沈没も危惧する経済情勢が続いておることから、今月３日に発足しました野田新内閣には、一刻も早くこの状況から抜け出す強力な政策実現を大いに期待するものでございます。

そんな中でありますけれども、被災地では震災直後から多くのボランティアが活動をしており、被害のなかった自治体による行政支援も目立っていますが、西予市においては、この行政事務支援とは別に市民一般ボランティア１０名を７月２４日から２８日までの日程で被災地に派遣する事業を実施させていただきました。派遣地は宮城県の女川町と気仙沼市でございましたが、参加した西予市民は、津波のとてつもなく大きな破壊エネルギーを目の当たりにして、本市においても今後防災対策を確実に進め、南海・東南海地震への備えを真剣に考えなければならないという感想を持たれて危惧をされたようでございます。

また、同じ震災関連でも話題が少し変わりますが、震災は西予市と東北・岩手との間に新しい縁をもたらしてくれました。西予市が全国に発信しているかまぼこ板の絵展覧会がことしで１７回目を迎え、２万２、４６４人もの皆様から１万２、１９２点の作品が寄せられましたけれども、その中で被災地岩手県宮古市の田老第三小学校からの応募作品がありました。しかもこの作品は、３月１１日の震災当時に投函されたものの震災被害を免れ、３月１９日にギャラリーしろかわに着いたという奇跡の応募でございました。そんな田老第三小学校の４年生４人の作品に感動賞を授与するために保護者、教師を含め１１名を表彰式に招きまして、魚成小学校児童との交流や開明学校での明治体験授業などを楽しんでいただきました。この企画事業が災害の悲しみにまさる思い出づくりの一助になれば幸いです。

なお、事業を実施するに当たって、愛媛県でえひめ愛顔（えがお）の助け合い基金のご支援をいただきましたことをお礼を兼ねてご報告しておきたいと存じます。

いずれにしても、被災地が一日でも早く復興をなし遂げ、被災地に笑顔が戻るまで、今後と

も西予市のできる限りの支援を継続していきたいと考えております。

さて、本定例会でございますが、一般質問に対する答弁とともに条例の専決承認１件、補正予算を中心に議案を２９件及び歳入歳出予算など１４の認定案件並びに出資法人等の平成２２年度経営状況など報告１４件、計５８件を上程し、ご審議をお願い申し上げるものでございます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（日程１）

○副議長 まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に８番宇都宮明宏君、１０番元親孝志君の両名を指名いたします。

（日程２）

○副議長 次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から９月２１日までの１６日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から９月２１日までの１６日間と決定いたしました。

（日程３）

○副議長 次に、日程第３、請願第２号「南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去に関する請願書」及び陳情第２号「市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書」の２件を一括議題といたします。

小野産業建設常任委員長の報告を求めます。

小野委員長。

○小野正昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、去る平成23年6月24日第2回定例会において、現地調査をした結果、歴史的な経緯があり、また公園法など自然環境保全の立場からも慎重に検討すべきとのことで継続審査となっておりました請願第2号「南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、落石崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去に関する請願書」及び現地調査をした結果、狹隘であることは理解できるが、地主の了承が得られるよう地元で配慮されたいとのことで継続審査となっておりました陳情第2号「市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書」について、8月18日に審査を行いました。

その審査結果及び審査の中でありました主な意見につき報告をいたします。

まず、請願第2号「南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去に関する請願書」についてであります。審査の過程で、住民の中には今すぐ撤去の必要はないのではないか、また、西予市内ではこのような箇所が数多くあるので慎重に対応すべきではないかとの意見がありましたが、平成23年8月に専門業者により提出された愛宕山公園転石カルテを精査し、また愛宕山公園が西予市の管理下にあることなど慎重審議をいたしました結果、採択すべきとの意見が多数により採択すべきといたしました。

次に、陳情第2号「市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書」についてであります。委員会開催時までに継続審査の理由に至りました地元による地主に対する了解が得られないため、慎重審査の結果、全会一致で不採択と決定いたしました。

以上、審査報告を終わります。よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

平成23年9月6日、産業建設常任委員会委員長小野正昭。

○副議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

まず、請願第2号「南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去に関する請願書」は委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号「市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書」は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

（日程4）

○副議長 次に、日程第4、議会報告第3号「各常任委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施いたしました各常任委員会の視察研修結果について各委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長松山清君。

○松山清総務常任委員長 それでは、総務常任委員会行政視察研修報告をいたします。

総務常任委員会では、平成23年7月14日から16日までの3日間、3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた東北地方に頑張ってもらいたいという思いと今後において南海・東南海地震が発生するという前提で学ぶべきことは何かを模索するために、青森県八戸市、弘前市、秋田県大館市を視察研修を実施いたしましたので、その概要をご報告いたします。

7月14日木曜日、東日本大震災からの復興状況と今後の復興計画を研修するため八戸市を訪問しました。

八戸市は人口24万人を誇る三陸では大きな町です。八戸市は津波からいち早く復興を果たしつつある状況なのに対し、東松島市、石巻市、気仙

沼市などは壊滅状態にあり、行政は被災者対応に忙殺され、視察を申し込める状況ではありませんでした。八戸市での津波は、最大で7メートルに達し、約1,000億円の被害を受けましたが、テレビで報道されている岩手県から宮城県にかけての三陸海岸沿岸部の地域のように壊滅的な状況ではなかったようで、人的被害は死者1名、行方不明者1名、重傷10名、軽傷12名ということでした。建物被害は全壊249棟、大規模半壊183棟、半壊が615棟、その他は大型漁船が陸に何そうも打ち上げられたり、自動車が至るところに散乱したり、三菱製紙八戸工場の製品のロール紙も流され、道路に転がっているという被害状況が発生していました。

視察の時点では海岸部に散乱した瓦れきや車、大型船などの撤去は終わっており、高台から見おろした八戸市は平常を取り戻しつつありましたが、沿岸部へ行ってみると、津波で壊された護岸や道路は急ピッチで修繕工事が行われていたり、1階の柱と屋根だけを残して津波で流された観光センターは手つかずであったり、海岸部の工場はどこもシャッターや壁が壊れたままであるなど、そのつめ跡への対応にはまだまだ時間がかかりそうでした。また、全壊の建物を初めとして国の支援を受けられる建物の取り壊しも真っ最中で、海岸部では空き地が目立ち始めていました。

八戸市では復興計画の1次案が作成されており、平成23年から平成32年までの10年間で計画期間として、平成23年から24年の初めの2年間で社会的機能や経済活動の復旧に集中的に取り組む復旧期とし、平成25年から27年の3年間で地域の再生の基礎づくりに取り組む再生期、平成28年から32年の5年間で北東北における八戸市の拠点性の向上と災害に強いまちづくりの実現に向けて戦略的に取り組む創造期として、計画の進行を管理し、復興の局面や社会経済情勢の変化などの把握に努め、必要に応じて計画を見直していくというものでした。

なお、その中には、生活支援体制の整備、支援金・生活資金の貸し付け、就学支援、税の免除、住宅再建、雇用創出、健康づくり促進、医療体制の整備、生活環境整備、地域経済復興、防災、国への要望など思っていた以上に行政が取り組むべき課題が多岐にわたっており、自然災害に対する警戒と準備は、すべての人が自分のことととらえ、平時のうちからしっかりと備えておかねばならないと実感いたしました。

2日目の7月15日金曜日には、弘前市被災地支援協働プロジェクトについて研修を行いました。

弘前市は被災地ではありませんが、市民とともに被災地支援協働プロジェクトを立ち上げ、一日も早い災害復興と日本全体の元気を取り戻すきっかけとすることを目的として被災地の後方支援を積極的に行っているとのことで、大災害が発生したとき近隣ではどう対処すべきかを学ぶために訪問いたしました。

弘前市は人口18万人の市で、リンゴの栽培が主産業の町で、過去には台風によりリンゴ産業を中心に多くの被害を受けたことがあり、その際全国各地から温かい支援を受けて復興を果たすことができたそうです。

弘前市の支援事業では、被災者受け入れが約1,500人で、市営住宅や雇用促進住宅、民間アパートなど家賃、敷金無料で住んでもらうほか、市が所有する施設などに3食つき約625人を短期間無料で宿泊してもらうなどの事業がありました。

ところが、約1,500人の募集に対して実際に被災者が滞在している人数は80人ということで、弘前市に知人や親戚、縁故がある方々がこの制度を利用されましたが、想定していたほどの制度利用者がいなかったということでした。このため弘前市の予算は1億6,000万円ほどを予定していたそうですが、被災者の気持ちからすると移住してくることが実際には困難であるなど、支援の難しさを知った次第です。被災者への住宅受け入れ以外には、さくらまつり、ねぶた祭りへの招待や夏休みの小・中学生の文化・スポーツ面での交流などが計画されていましたが、実際被災者が望むこととその復興に対して支援をする側のニーズの酌み取り方が違うのか、本当の支援とは何かを考えさせられました。

また、弘前市では、岩手県野田村と山田町を重点的に支援されており、支援プログラムをつくって職員や一般ボランティアを継続して派遣するというのをされていました。ボランティアもテレビで報道されているところには多く集まるという傾向があるということですが、それ以外の被災地にも必要とするところがたくさんあり、被災地情報を広く活用し、全地域を網羅する支援に取り組まなければ、全く手の届かないエリアができてしまうこともあり、情報収集の大切さや支援策の選択、優先順位を考慮し、実際にどのように手を差

し伸べていくか、今後の研究課題ということでした。

3日目の7月16日は、秋田県の大館市の大館市民文化会館の運営について研修をしました。

大館市民文化会館は自主事業の取り組みが大変すぐれていることと、さらに市民や地域の高校生にも市民文化会館の積極的な利用を働きかけているとのことで、その実情について学びました。

大館市も以前は文化会館建設時の基金があつて、それを取り崩して事業運営費に充てていたそうですが、今では市が500万円の事業枠をつくり、それを活用して事業に取り組んでいるとのことでした。

まず、訪れた人がホールでクラシックを鑑賞できるようにしたり、展示室を利用して画家が個展を開いていたりと、市民に親しまれることを第一に考えているとのことでした。そのほか地元高校生自主企画のフリーペーパーの発行も文化会館で行っており、若者も文化会館に来てほしいという強い意気込みを感じました。

なお、運営についても、少ない経費でたくさんのコンサートを開催することにチャレンジするなど見習う点が大変多くて、当市の宇和文化会館も工夫次第ではまだまだ活用の余地があることを感じると同時に、運営する職員も先進地の文化会館等を視察研修するというのも大切であり、広い視野を持つことにより、すばらしい事業展開ができるのではないかと思います。

また、大館市民文化会館は財団法人大館市文教振興事業団が指定管理者として運営に当たっておりますが、ほかに大館樹海ドームという木造の野球ドームをあわせて管理しておられました。大館樹海ドームは、東北北部では有名な木造建築の文化施設だと聞いており、秋田杉でつくられた木造幕構造併用ドームでした。西予市にもこのような地元産材を使ったシンボルが欲しいと皆同じような感想を口にしておりました。

以上、総務常任委員会の視察研修報告といたします。

平成23年9月6日、総務常任委員会委員長松山清。

○副議長 次に、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉君。

委員長。

○酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会で

は、7月13日から15日までの3日間の日程で、千葉県流山市の流山市汚泥再生処理センターを初め福島県会津若松市障がい福祉サービス事務所ほかで研修を行いましたので、報告を申し上げます。

今回の研修は、6月の定例会で市長の招集あいさつの中で会津若松市長との話し合いをしたというお話がございましたことを参考にいたしまして、東日本大震災で被災された福島県でございました。被災された福島県でございましたけれども、快くお受けいただきました。

研修では、本市で計画しているし尿処理場の建設に関すること、また介護予防、障害者就労支援の取り組み等について、本来の研修目的のほか、震災地である福島県、原発の放射能被害を受けている千葉県の実情も肌で感じてまいりました。

まず、流山市汚泥再生処理センターについて報告をいたします。

当施設では、浄化槽汚泥対策対応型脱窒素処理方式・資源化方式の選定、平成22年4月稼働後の管理運営状況について、また施設全般の管理運営等について研修をいたしました。

千葉県とはいえ秋葉原から特急で約30分の流山市は、都心に一番近い緑のまちづくりを目指しており、し尿処理棟に隣接して日量約8トンが運び込まれる剪定枝資源化棟が併設され、堆肥資源化が行われていました。

なお、当施設は旧処理センター跡地を利用し、敷地1万4,508平米、周辺民家からは直線距離でわずか100メートルほどのところに建設されていまして。高濃度臭気処理には活性炭処理を採用しているため臭気は感じられず、またエネルギーは部分的に太陽光発電により供給されていまして。

視察中に流山市の一般ごみ焼却場が出した灰から環境省基準値の3.5倍に当たる放射性セシウムが検出されたとの報道があり、剪定枝資源化棟の見学においては、施設職員から剪定枝には触れないようにとの注意等がございました。

次の視察地である会津若松市では、震災のため4月の統一選挙が8月に延期された影響で、市長並びに議会も多忙をきわめる中、視察研修に先駆けて、我々厚生常任委員会の市長への表敬訪問等を快く受けていただきました。市内各施設では、現在も原発事故による約4,000人の避難者を受け入れているとのことで、震災後の市の対応を初め実情等を話していただきました。

会津若松市での視察目的の一つである介護予防については、通常の対策に加え、震災後の介護予防事業における現状を説明していただきました。在宅については問題なかったものの、余震による精神的不安、閉じこもりを初め、燃料及び食材等の調達不足によりデイサービス、ショートステイの支援が一時期ストップする等、施設の職員は大変なご苦労があったことをお聞きいたしました。7月からはようやく通常業務となり、認知症の予防の講演会や演劇等、定期的な事業も行える状況になっていました。その他、市の高齢福祉課内における地域支援グループの位置づけと業務内容、介護予防事業の役割分担、また市内7カ所の地域包括支援センターの施策委託契約などの説明を受けました。本市としても、事業の核の一つとして取り組んでいる温浴施設を活用した水中運動教室とともに、介護予防のためのノルディックウォークを全市民に周知し、普及推進に努めなければならないと考えます。

次に、障害者就労支援の取り組みについては、地域自立支援協議会、これは38の団体から構成され、福祉・医療・教育・交通・経済等の団体が加盟し、を設置し、6つの部会、特に就労部会、町のバリアフリー部会などで活躍いたしておりました。特に就労部会では、月1回の定例会の際に商工会議所、市商工課、社会福祉課等で市民・企業の支援、協力を具現化しているとのことでした。平成22年度からは、市全体における障害者雇用意識の高揚を図ることを目的に、障がい者雇用優良事業所顕彰事業を実施し、雇用事例集などにより協力企業の実例を発表していました。

また、高齢化の進む中、商工業への一般就労のみならず、後継者不足の農業と就労を希望する障害者とのニーズが合致し、農業への一般就労という選択肢をつくろうと取り組み始めていました。

その後、社会福祉法人が経営する障がい福祉サービス事務所、コパンと命名されておりましたが、意味につきましては、一緒にパンを食べる仲間たちということでございます、を見学いたしました。ここでは就労継続支援事業としてパン工房、喫茶、農業生産食品加工をしておりました。本市においても障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の一般就労に向けた行政の支援と同時に市民と企業等の理解、支援活動の具体化や具現化が必要であると考えさせられました。

最後でございますが、被災地への行政視察ということで心配しておりましたが、東日本大震災、

原発放射能被災を肌で感じてきた研修でございました。特に風評被害を含め間接的被害は、一人一人が配慮すべきであることを申し添えて報告いたします。

平成23年9月6日、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉。

○副議長 次に、産業建設常任委員会委員長小野正昭君。

小野委員長。

○小野正昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会視察研修報告書。

当委員会では、7月13日から15日までの3日間の日程で、青森県六ヶ所村、北海道函館市、同七飯町の行政視察研修を行いましたので、視察の目的、状況、成果等についてご報告申し上げます。

まず、青森県六ヶ所村について、当委員会が視察の候補地とした目的は、西予市が伊方原発から30キロ圏内に位置していることから、担当所管を超えて議会全体の関心事であり、原発と使用済み核燃料処理施設は表裏一体の関係にあり、伊方原発を理解することは、同時に六ヶ所村を理解することであると考え、資源エネルギー庁を初め関係各位のご尽力により実現をいたしました。

六ヶ所村は日本原燃を含めたエネルギー関連施設により、平成21年度予算において年間約48%の約62億3,000万円もの村税が入り、国、県の依存財源は約27%の35億円余りで、そのことにより平成の大合併は否定的であったようです。この六ヶ所原子燃料サイクル施設は、尾駁沼を中心に建設され、標高55メートルの高台のため、3・11の大震災を意識されてか、津波の心配はないとの説明がありました。敷地面積約740ヘクタール、東京ドームの158倍だそうです。の中に、日本原燃株式会社によるウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、再処理工場、MOX燃料工場が操業・建設中であり、全従業員は約2,400人、関連会社約2,000人の計4,400人が従事をされ、年収約3,000億円とのことでありました。この施設についてはさきにも述べたように、3・11の関係もあり、セキュリティを最優先されており、施設内は全面写真撮影が禁止となっておりました。近代文明社会を支える一翼である電力の大きな役割で

もあり、またその頼らざるを得ない原子力エネルギーが存在する以上、今後もあるリスクをとるのか、安全を最優先させるのか、対岸の火事とはとても思えない意義のある視察研修でございました。余談ですが、この六ヶ所村では、日本原燃株式会社の監査役古澤氏は、四国電力の伊方原発に勤務をしておられた四電の従業員だそうでした。つづく世の中の狭さを感じました。

2日目は函館市の観光振興、河川改良事業、水道施設、特に明治に設置された配水池・土木遺産について現地視察を踏まえ研修を行いました。

函館市の観光は、昭和63年の青函トンネル開通記念博覧会、また平成元年の国際観光都市宣言を契機に、恵まれた美しい自然と数多くの文化遺産を生かした観光資源、施設の整備、あわせて航空路線網の拡大など交通アクセスの充実を図り、平成3年には500万人を超えていた観光客も年々減少傾向で推移し、平成21年度には433万2,000人とピーク時に比べ約67万人減少に至ったとのことで、この打開策として函館市は平成16年に函館観光基本計画を策定し、市民・企業・行政、そして大事なことは観光客との協働による自主・自由・自立・自律・自発の観光文化都市づくりの基本方針により、関係機関、学識経験者の意見を反映させるため、函館観光アドバイザー会議を設置したとのことです。担当課長の説明の中で、大切なことは観光にかかわっていく方々がお金が上手に落ちていく振興はいかにあるべきかを検討され、そのためには民間主導が大切で、行政はそれのお手伝いであり、上手にかかわっていくことが大事とのことでございました。いずれにいたしましても、平成25年度には観光客650万人の目標掲げる函館市と我が町では比することはできませんが、当市について言えば、2006年に出版された彩りのまちをもう一度検証し、我が町の伝統、いにしえから受け継がれた自然と文化を民間の発想及び民間活力で、中村知事も言われるように、何をしてほしいではなく、何をするからの思いをこの研修で強く感じた次第であります。

次に、河川改良事業についてですが、函館市内には原則として国の管理する一級河川はなく、北海道が管理する二級河川が今回視察をした鮫川を初め21河川、函館市が管理する準用河川が17河川、またそれ以外に普通河川が217河川あり、その中で今回は鮫川の河川改修及び遊水池事

業の現地視察を行いました。

鮫川の河川改修並びに遊水池事業ですが、鮫川は4つの支流が合流し、二級河川延長4.18キロメートルの河川であり、その流域は、以前はほとんど田園地帯であり、昭和40年代ごろまでの市街化率は26%であり、その後昭和45年ごろから50年代にかけて急速に市街化が進んだため、一度雨が降ると、そのほとんどが道路や下水道を伝わり川へ流れ、洪水になる典型的な都市型河川であり、改修までの20年間で5回の床上浸水延べ157戸、床下浸水403戸と甚大な被害となったそうです。昭和58年度により本来河川が持っている自然の姿を復元し、よりよい生息環境の形成と低水路を設置し、多自然構造に改修、また流域4カ所の約6万5,000立方メートルの遊水池を設置し、洪水の軽減とともに、10年間の治水安全度の確保ができたとのこと。ふだんこの遊水池は、市民の憩いの施設・公園として利用できるように公園機能も備えてありました。ちなみに北欧先進国スイス、オーストリア等は、護岸の普通ブロック積みを撤去し、自然の姿に改修し直しており、日本においても普通ブロックではなく、魚の巣ブロック、蛍ブロック等の工法が用いられております。

報告書には記していませんけれども、市長の招集あいさつにもありましたように、このたびの台風12号は近年にない台風豪雨の大きさであり、亡くなられた方々に対しまして謹んで心から哀悼の誠を申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

三瓶地域は、一度大雨が降り満潮時と重なったとき、谷道川は高低差が少ないために民家の甚大な被害が懸念されます。平成18年の大水害では、ある造り酒屋の酒だるが安土湾に浮いたという話を古老から何度も聞いたことがあり、災害は忘れたころにやってくるとよく言われますが、決して対岸の火事ではないということを常に考えておく必要があると痛感をいたしました。

次に、元町配水場についてですが、函館の水道は日本では2番目に古く、明治22年に完成。参考までに一番古い水道施設は横浜市とのことであります。配水池は日本一古い施設であり、当時の厚生省が指定した近代水道百選にも選ばれており、中でも元町配水場は、敷地面積約6.4ヘクタール、有効水量4,743立方メートルを擁し、函館山周辺の市民約2万人が使用しているとのことでした。施設内部は通常見学できないもの

の、今回特別に内部見学をさせていただきました。その広さとともに全く水が貯水されていないような透明度のよさに驚き、明治の人たちの水に対する尊厳と大切さの思いを強く感じました。その主な点は、人目につかない一般では目に触れることのない箇所であり、地下でありながら、その覆いふた、スラブであります。覆いふたの支柱は通常の円形や四角ではなく、美的感覚を採用し、まるでローマ建築のエンタシスを思わせるようなものであり、改めて明治の方々の心の豊かさ、奥ゆかしさとともに、水道に対する期待の高さを示していることを感じました。人間が生きていく中でなくてはならないものは水と空気であり、昨今とかくおろそかにしがちなこの水と空気、特に水に対し、この配水施設並びに河川改修、遊水施設等を視察したことで、治水に対する思いを所管の委員会として強く感じた次第であります。

3日目の最終日は、七飯町の大沼公園の水質浄化対策、大沼地域活性化ビジョン、特定環境下水道について視察研修を行いました。ちなみにこの大沼公園に流れる風をイメージしてできた曲が「千の風になって」だそうです。

研修では、神崎和枝議長から七飯町の概要説明を受けた後、各担当課長より事前説明を受け、現地の視察研修に入りました。大沼公園水質浄化対策、同地域活性化ビジョンに関しましては、大沼は四季を通じて探勝、舟遊び、散策でにぎわっていましたが、近年の大沼の水質は、流域における開発の影響などによりアオコの発生など、平成16年度には水質汚染が国の環境基準を超えたため、大沼公園保全計画を策定し、各関係機関と一層の連携を図り、地域住民、民間団体の理解と積極的な参加協力を得て水質浄化に取り組まれたとのことでした。浄化対策として特定事業所の監視・指導の徹底、畜産排水対策、休耕田、林地における自然浄化機能の活性化など多種多様な取り組みがなされていますが、現実にはなかなか効果はあられわず、試行錯誤されているとのことでした。大沼地域活性化ビジョンを基本に緊急対策として、搾乳関連の排水浄化施設の設置等、新日本三景でもある自然豊かな大沼をつくり、大沼国定公園への観光客の増員を目指し、大沼地域の活性化のため、北海道、函館開発建設部、七飯町、森町、大沼漁業協同組合、J A新函館農業協同組合、大沼観光協会による大きなプロジェクト計画であることが理解ができました。参考までに七飯

町の酪農家は28戸で、乳牛は1,900頭であり、この排水浄化施設は1基当たり約450万円ですが、搾乳関連排水浄化施設設置事業により道補助金2分の1、町が4分の1、自己負担4分の1であり、昨年度9戸、23年度においては12戸設置予定のこととございました。

なお、七飯町特定環境保全下水道事業は、昭和50年度に認可を受け、約73億円の建設費と13年の歳月を経て、平成元年には大沼下水道浄化センターの供用を開始し、現在に至っているとのこと。平成22年3月時点での対象面積は、汚水106ヘクタール、雨水102ヘクタール、人口4万6,300人うち常住者1,700人、汚水1日4,344立方メートルとのことでした。今回の研修では、近年北海道にも梅雨があるらしく、ちょうどその梅雨に遭遇し、北海道の豊かな自然に恵まれることはできませんでしたが、それぞれの地域で対応させていただいた方々の人情と配慮に恵まれ、まことに充実した研修でありました。どの地域もそこに暮らす人々の思いは、我が町をよくしよう、何とかしようとの思いを強く感じ、私たち議員も地域の代表として、西予市の代表として、今回の研究を機にさらに自覚の念を強くいたしました。

以上、長くなりましたが、報告とさせていただきます。

平成23年9月6日、産業建設常任委員会委員長小野正昭。

(日程5)

○副議長 次に、日程第5、議会報告第4号「西予市し尿処理場問題等特別委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施いたしました西予市し尿処理場問題等特別委員会の視察研修結果について委員長の報告を求めます。

西予市し尿処理場問題等特別委員会委員長兵頭勇君。

兵頭委員長。

○兵頭勇西予市し尿処理場問題等特別委員長 西予市し尿処理場問題等特別委員会行政視察研修報告書。

西予市し尿処理場問題等特別委員会では、去る7月28日から29日の2日間の日程で、秋田県仙北市汚泥再生処理センターへ行政視察研修を実施いたしましたので研修報告をいたします。

仙北市は平成17年9月に2町1村が合併し仙北市が誕生しております。秋田県の東部中央に位置し、岩手県と隣接している地域です。ほぼ中央には水深が日本一である田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けております。市の総面積のうち森林が約8割を占め、農林業を中心とした地域でした。

仙北市汚泥再生処理センターは、総工費15億5,000万円、約2年間の歳月をかけて建設をされ、平成21年3月末に竣工しています。本施設の処理対象は、市内全域の人口約3万人から排出されるし尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥であり、資源化施設としては国内で初めてのリン回収方式を採用した施設でありました。現在国内のリンは、ほぼ100%を海外から輸入に頼っており、本施設で回収される量は少量ではあるものの、廃棄物から希少資源を回収し、リン酸肥料として農地に還元・利用することは非常に有意義であります。

さらに、本施設は臭気対策も万全であり、地球環境にも優しく、資源の再利用を考慮して地域への副産物の還元をも図りながら、地域循環型社会づくりに貢献している施設と感じました。

西予市のし尿処理場は、東部・西部両施設センターともに建設後30年が経過していることから、処理方式とあわせて早急に新しい汚泥再生処理センターの候補地選定を急がなければならないと痛感いたしました。

以上、行政視察研修報告といたします。

平成23年9月6日、西予市し尿処理場問題等特別委員会委員長兵頭勇。

○副議長 以上で西予市し尿処理場問題等特別委員会の視察研修報告を終わります。

(日程6)

○副議長 次に、日程第6、議会報告第5号「議会運営委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施いたしました議会運営委員会の視察研修結果について委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長岡山清秋君。

岡山委員長。

○岡山清秋議会運営委員長 視察研修報告最後になりました。私ども議会運営委員会では、8月29日及び30日の両日、三重県の亀山市議会、伊

勢市議会の議会運営全般についての研修を行いました。

地方が主体となる地方自治の新たな時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任が拡大している中で、議会にはこれまで以上の活動が求められております。議会は市民のための議会が原点であり、西予市議会においても、議会を可視化し、身近な議会とする取り組みとして、住民にわかりやすい議会、住民の意見を反映している議会、住民にとって参加しやすい議会を目指して取り組みを行っているところであります。

今回の研修先へは、事前に質問事項を送付し、回答を踏まえながら議会運営の特徴的な取り組みやこれからの課題などについてお話を伺いました。質問事項は、議会運営全般、また会派運営の状況、議会改革の取り組みあるいはインターネット配信、一般質問における一問一答方式など多岐にわたりましたが、大変丁寧に回答をいただきました。

最初に、亀山市議会の状況から報告をいたします。

主な研修内容は議会基本条例の取り組みについてでありましたが、亀山市では市のまちづくり基本条例の策定を平成19年度から開始し、住民を巻き込んでの条例づくりを展開しておられました。その途中で議会においても議会の役割や責務の協議が必要ではないかとの意見が出され、曲折ではあったものの、議会のあり方等検討特別委員会が平成20年3月に設置をされております。当初の1年計画が2年となりましたけれども、26回の委員会の開催の後、平成22年9月に分権型社会における議会のあり方等議会基本条例制定に関する答申が提出されました。説明の中で、過年度も含めた主な議会改革の経過では、平成16年6月定例会から議案質疑及び一般質問についての対面方式の導入、ケーブルテレビの行政チャンネルでの一般質問のテレビ放送、平成18年11月からは委員会傍聴の原則公開、平成19年9月からは一般質問についての一問一答方式の採用、平成21年9月定例会から本会議のインターネット配信開始、平成22年12月から政務調査費の支出状況をホームページで公表、平成23年4月から議長交際費の支出状況をホームページで公表するなど、これらの取り組みのほか、質疑の時間や回数など発展的な改革が行われておりました。

議会のあり方等特別委員会の取り組みとして、視察、講演会、調査研究、先進自治体の議会基本

条例の比較検討あるいはコンサルタントの活用、またパブリックコメントだけでなく各団体への説明会も開催されておりました。議員みずからが危機感を持ち、住民へ活動状況をお知らせする取り組みは、西予市議会の現状と比較して、見習うべき点が多くあると感じたわけであります。

伊勢市議会では、議会改革特別委員会で協議が行われておりますが、議会基本条例の考え方として、市民から早くつくれとの意見がありますが、改革先行型で条例制定からではなく、個別的な検討課題に関して具体的検討項目を52項目設定をし一つ一つ検討を進めて、実現が可能なものは議長や議会運営委員会の決定を得て実行しているとのことでありました。

一般質問の一問一答方式では、ほぼ全員の議員が質問をしているとのことで、意欲が感じられました。

また、施策に対するチェック機能の充実では、事業の進捗状況や予算の執行状況などについての中間報告会を開催したり、繰越明許費の遅延理由の詳細の検証などを行うなどの説明がありました。議会の問題点や目指す理念については、伊勢市議会としてどのような議会を目指していくのか大まかなイメージを、市民に信頼される議会、市民に親しまれる議会、政策形成機能、執行機関の監視機関としての機能、意見調整機能といった議会に求められる機能の充実と強化、市民参加を推進する議会、市民に開かれた議会としているとのことでありました。

一般質問を対面方式にしたメリットは、お互いの緊張感を維持でき、議論の活発化が期待できる。反面デメリットは、議席の配置の工夫が必要との説明でした。

質問が多岐にわたりましたが、いずれも丁寧に説明をいただき、議会の質の高さがうかがえました。

両市議会とも議会としての真摯な取り組みがなされており、実りある研修となりましたが、研修はあくまでも調査研修のためであり、目的ではないことを自覚し、西予市議会の資質が試されているときであることを再認識する研修ともなりました。我々は、今後においては西予市議会では現在議会改革特別委員会をも設置しておりますので、これらの答申を受けながら連携を密にしてよりよい西予市議会づくりを目指していきたいと考えております。

以上、議会運営委員会の視察研修報告とさせて

いただきます。

平成23年9月6日、議会運営委員長岡山清秋。

○副議長 以上で議会運営委員会の視察研修報告を終わります。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時06分）

○副議長 再開いたします。（再開 午前11時20分）

（日程7）

○副議長 日程第7、承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて（西予市税条例等の一部を改正する条例制定について）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第6号は、西予市税条例の一部を改正する条例制定について専決処分の承認を求めるものであります。

今回の改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布され、同日から施行されたことによるものであります。

その主な改正内容につきましては、市税において現行の脱税等の罰則を3万円から10万円に引き上げ、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税に係る不申告に対して10万円以下の過料が新たに追加されました。

また、市民税に係る寄附金税額控除の適用化減額については、5,000円から2,000円に引き下げられることになりました。

次に、肉用牛の売却による事業所得に係る所得税の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭から1,500頭に引き下げとなり、その適用期限が平成27年度まで延長され、平成25年度以降の年度分の個人の市民税について適用されることとなります。

そのほか非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税について、適用期日が平成25年から平成27年度に延長されることとなりました。よろしくご審議の上、ご承認

くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて（西予市税条例等の一部を改正する条例制定について）」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

（日程8）

○副議長 日程第8、議案第72号「消防ポンプ自動車一式の取得について」から議案第88号「市道路線の認定について」までの17件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水消防本部消防長。

○清水消防本部消防長 議案第72号「消防ポンプ自動車一式の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在西予市消防署野村支署に配備しております消防ポンプ自動車は、平成4年に導入したもので、以来19年が経過し、老朽化により現場活動に支障を来すおそれがあるため更新の検討を行ってきたところであります。このたび購入いたします消防ポンプ自動車は、消防隊員の消火活動を容易にするため、機械器具の軽量化を図るとともに、車両や油火災に対しても即時に対応できる自動泡混合装置を装備し、複雑・多様化する火災事象に対して一層の消防力の強化を図るものであり

ます。今回の購入に当たりましては、去る8月9日に指名競争入札を行い、小川ポンプ工業株式会社愛媛支所支所長眞部治夫氏が3,402万円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、消防ポンプ自動車の主な装備と性能につきましては、別紙参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第73号から議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、4件について一括してご説明申し上げます。

まず、「西予市生活交通バス条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、西予市生活交通バスの設置及び管理に関し必要な事項を定め、高齢者等の交通弱者を初めとする地域住民の交通手段を確保し、福祉の向上に寄与することを目的として制定するものであります。

運行区間につきましては、野村町大成から大窪までの区間を一部予約制で毎日の運行を予定いたしております。

また、使用料は初乗り10キロまでを100円とし、その後10キロごとに100円を加算した金額をいただくことにいたしております。

運行開始の時期につきましては、現在愛媛運輸支局と協議を行っているところでありますが、予定として12月1日に運行を開始したいと考えております。

続きまして、議案第74号「西予市暴力団排除条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成4年のいわゆる暴対法が施行されて以降、暴力団排除の機運の高まりや警察の厳しい取り締まりにより、暴力団は社会から孤立しつつあります。

しかし、その一方で暴力団は組織実態を隠し、資金源を多様化しつつ、凶悪な犯罪組織に深くかわるなど、依然として社会や市民生活に脅威を与え続けています。愛媛県では暴力団排除に向けた基本理念、県及び県民などの責務や役割を明らかにした上で、基本的施策等を定めた愛媛県暴力団排除条例を平成22年8月に施行し、その実現

のための取り組みを積極的に進めております。

また、県下の各市町におきましても県条例施行以降、暴力団排除を推進するための条例の制定または制定に向けた取り組みが進められているところであります。

西予においても、こうした社会情勢や県内の動向を踏まえ、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市民や事業者の協力を得ながら県及び警察、その他関係機関等と連携して暴力団を社会から排除し、安心・安全なまちづくりの実現を図るため本条例を制定するものであります。

続きまして、議案第75号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、軽自動車税の納期を変更すること及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い地方開発事業団が廃止されたことによるものでございます。

主な改正内容につきましては、車検を受けるときに必要な軽自動車税納税証明書の有効期限が4月29日となっていることから、口座振替により納付された方の収納データが4月から5月にかかりますゴールデンウィークと重なることにより、金融機関からのおくれが生じるとともに、長期休日により証明書の発行ができない状況となっていることから、納期を5月1日から同月31日に改正し、証明書の有効期限を5月30日にするものであります。

また、地方自治法の一部改正により地方開発事業団が廃止されたことに伴い、関係規定を整備するものであります。

続きまして、議案第76号「西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成18年の地方自治法の改正により行政財産の貸し付けの範囲等が拡大されていることから、その貸し付けにかかわる減免等の規定を加えるため所要の改正を行うものであります。

本市においては、平成16年の市町村合併以来、職員定数の削減並びに本庁支所方式の移行等により行政組織のスリム化を推進した結果、庁舎等の空きスペースが見られることから、市以外の公共団体等に対して建物の一部を貸し付けること

により行政財産の有効活用並びに行政サービスの向上を図るものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 議案第77号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会では、これまで81戸の教職員宿舍を管理してきましたが、近年の持ち家の普及、道路交通網の整備等により年々利用者は減少しております。このような状況の中、公共施設として有効な活用、維持管理経費の削減を図るべく公営住宅への転用や取り壊しなど積極的な再編計画をまとめ、平成21年1月に西予市教員住宅再編計画を策定いたしました。今回その再編計画に基づき、経年劣化により入居するには危険な状態となっている野村中学校校長住宅及び古市教職員宿舍を廃止し取り壊しを行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、今後も小学校再編計画の動向や市の財政状況も勘案した上で協議検討を重ねてまいります。

続きまして、議案第78号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第79号「西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

新庁舎建設に伴い平成21年7月に西予市中央公民館建物を取り壊したため、新庁舎建設の期間中、西予市中央公民館を廃止するとともに、宇和公民館事務所及び青少年補導センターを庁舎第一別館に移転しております。現在改修中の西予市宇和保健センターは、本年10月末に改修を終えることから、完成後の施設に西予市中央公民館を設置するとともに、宇和公民館事務所及び青少年補導センターを移転させるため本条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第80号「西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条

例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令に基づき、自然災害により被災された方やその遺族への災害弔慰金、災害傷害見舞金及び災害援護資金貸し付けを定めたものであります。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給対象者を災害により死亡した者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹まで拡大することとし、このたび発生した東日本大震災以降の大規模災害に対して適用するものであります。

また、災害弔慰金等の支給額及び貸付限度額につきましても、政令で定める額との整合を図るため所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第81号「西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、新庁舎の完成に伴い、宇和地区を運行しております巡回バスの運行区間を変更するものでございます。具体的には、現在宇和保健センターに設けておりますバス待合所を11月1日より新庁舎前に変更することから本条例の一部を改正するものでございます。これによりバス利用者の利便性の向上を図り、バス運行の効率的な管理運営に努めるものでございます。

続きまして、議案第82号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在改修中の西予市宇和保健センターは、本年10月末に改修工事を終えることから、完成後西予市教育委員会事務所及び西予市中央公民館を併設する施設とし、2階部分を宇和保健センターとして利用する予定としております。これに伴い宇和保健センターとして使用料を徴収する施設の変更及び使用料の改定を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第83号「西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、重度心身障害者の方が疾病または負傷のため療養機関において保険給付を受けた場合、その医療費の自己負担分を助成し、重度心身障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与するもの

であります。

今回の改正は、高齢者の医療に関する法律第55条の規定に基づき、後期高齢者医療の被保険者に関する規定を整備するものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第84号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

中山間地域総合整備事業で整備を進めておりました野村町の旭下条例水道施設が完成し、愛媛県から財産の譲与を受け給水を開始することとなりました。これに伴いまして、本条例に旭下条例水道を加え、給水区域及び水道使用料金等を新たに定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第85号「新たに生じた土地の確認について」、議案第86号「字の区域を変更することについて」関連がございしますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市明浜町地内における公有水面埋立免許を得て施工した漁港工事について、去る6月7日に愛媛県知事による工事竣工許可が告知されましたので、当該工事による埋め立てに伴い新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

また、今回の新たに生じた土地を近接する字の区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第87号「市道路線の廃止について」、議案第88号「市道路線の認定について」関連がございしますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回3路線の廃止と6路線の認定をお願いするものであります。

まず、廃止路線について、古市土居線は、愛媛県の過疎代行事業により建設されましたが、ルート変更に伴う廃止の後、路線の一部区域を変更し

て再認定するものであります。

新開呉野々線は、古市土居線のルート変更に伴う廃止の後、起点の変更及び路線の短縮により再認定するものであります。

古市2号線は、古市土居線のルート変更に伴う廃止の後、終点の変更及び路線の延長により再認定するものであります。

次に、認定路線について、中川地区137号線は、西予市新病院建設に伴い主要地方道八幡浜宇和線の渋滞緩和を図るとともに、北側からの進入道路を確保するため認定するものであります。

古市宮田線及び古市3号線は、古市土居線の再認定のため廃止となった区域を認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止・認定につきましては、さきの7月25日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

○副議長 次に、日程第9、議案第89号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第89号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、国の来年度概算要求と先月成立しました再生可能エネルギー特別措置法について少し触れたいと存じます。

義務的経費や社会保障費、地方交付税を除く施策経費の一律1割削減を方針とする国の来年度予算の概算要求に向けた作業手順が示されました。

また、先月閣議決定された向こう3年間の歳入見込み及び各分野の歳出の骨子と歳出削減策を示した中期財政フレームでは、財政再建に向け平成23年度の枠組みを維持する内容となっており、地方財政については、地方自治体が自由に使える一般財源の総額を平成24年度から3年間は平成23年度の基準を下回らないような水準を確保するとして地方財政に配慮されておりますが、高齢化に伴う社会保障費は年1.2兆円の自然増とな

る見通しであり、これを賄うには同額の歳出削減が必要となることから、地方の歳出についても国の歳出の取り組みと基調を合わせた歳出削減要求が強まり、財政運営がさらに厳しさを増すことが懸念されています。政治経済情勢が不透明さを増す中で、概算要求基準の決定や取りまとめの作業が本格する時期を迎え、その動向を注視するとともに、今後必要な財源の確保に向けた働きかけを強めていく必要があると考えております。

次に、去る8月26日に成立しました再生可能エネルギー特別措置法ですが、この法律はエネルギーの安定供給の確保や地球温暖化問題への対応、環境関連産業の育成等の観点から、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの5つの再生可能エネルギーにより発電された電力を一定期間、固定価格で電力会社が買い取ることを義務づける制度となっております。発電コストの電気料金への転嫁等の課題もありますが、これにより脱原発・減原発への方向が模索されることから、発電事業者の新規参入により間伐材を利用した木質バイオマス発電など再生可能エネルギー需要の増大が期待されるところであります。本市においても、平成21年度に作成した西予市バイオマスタウン構想に基づき、昨年度には木質ペレットの製造施設を整備し、環境に優しいまちづくりを推進しているところでありますが、この法律の成立を一つの契機として、本市の変化に富んだ資源や産業等からももたらせる多様な自然エネルギーやバイオマス資源を有効利用し、環境型社会への形成促進や地球温暖化防止対策による自然環境保全等に積極的に取り組んでいきたいと考えております。今回の補正予算につきましても、その取り組みの一環としまして、オフセット・クレジット制度の導入に係る予算を提案させていただきました。

今回取り組むオフセット・クレジット制度は、環境省が創立した制度で、適切な森林管理の取り組みによって実現された二酸化炭素吸収量はクレジットとして認証され、クレジットが市場に流通・販売することで、温室効果ガスの削減を自主的に目指す企業が活用することが期待されております。本市では同制度の活用を図ることとして、市と西予市森林組合、市内7財産区が共同事業者となり森林施業計画に基づく約231ヘクタールの間伐を行い、森林の育成環境を整備することによって二酸化炭素の排出削減を図り、その吸収量に応じて排出権クレジットを取得し、事業活動で

温室効果ガスを排して企業に販売するものであります。その収益は基金として積み立て、森林振興はもとより環境施策やジオパーク推進、企業との交流等に活用することによって地域の活性化と再生につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ5,626万円を追加し、歳入歳出予算の総額を248億9,501万7,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、三瓶小学校校舎新築事業、6月の梅雨前線豪雨による災害復旧事業、平成22年度決算における繰越金の財政調整基金積立金、そのほか早急に対応すべき課題を中心として計上しております。

その主な内容でございますが、まず総務費につきましては、特別職非常勤職員の公務災害による傷害保険事業に係る経費、さきにご説明いたしましたオフセット・クレジット導入事業に係る経費、惣川地区における公共交通空白地域解消を目的として路線バスと乗り合いバスを組み合わせ運行を行う地域公共交通確保維持改善事業に係る経費を計上しております。総額で6,523万7,000円となっております。

次に、衛生費では、惣川診療所移転改築工事に係る惣川診療所特別会計繰出金を計上しております。総額で2,285万7,000円となっております。

次に、農林水産業費では、東日本大震災被災地岩手県陸前高田市に支援物資としてストーブ用ペレット48トンを送付するため、バイオマスペレット生産利活用促進事業に係る経費を計上しております。総額で2,721万2,000円となっております。

次に、商工費では、乙亥大相撲160周年記念行事及び西予市マスコットキャラクター作成に係る市観光協会補助金を計上しております。総額で255万円となっております。

次に、土木費では、事業量増加に伴う県営道路事業負担金、耐震診断による補強が必要と判断された木造住宅の耐震化改修工事に対する補助金を計上しております。総額で3,227万9,000円となっております。

次に、消防費では、東日本大震災の影響による消防団員等公務災害補償責任共済掛金引き上げに係る追加負担金、三瓶地区における津波一時避難

場所表示板設置に係る経費を計上しております。総額で4,971万8,000円となっております。

次に、教育費では、三瓶小学校校舎新築事業における東日本大震災の影響により建設資材の確保、調達に不測の日数を要すること等を懸念し、建設年度を1年延期したことに伴う新校舎建築工事費の減額及び仮校舎設置工事等の増額、2017愛媛国体におけるソフトボール公認審判員、公式記録員養成に係る経費を計上しております。総額で5億1,839万5,000円の減額となっております。

次に、災害復旧費では、去る6月19日から21日にかけての梅雨前線豪雨による農地、農業用施設、道路橋梁河川の災害復旧費を計上しております。総額で4,109万2,000円となっております。

次に、諸支出金では、平成22年度決算確定により剰余金が確定しましたので、地方財政法第7条第1項の規定により剰余金の2分の1を下らない額3億2,600万円を財政調整基金に積み立てております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして歳入予算についてご説明をいたします。

まず、国庫負担金では、農業用施設災害復旧費負担金、国庫補助金では、三瓶小学校校舎新築工事の減額及び野村小、中川小、石城小の耐震化事業に伴う学校建設費国庫補助金を計上しております。

次に、県補助金では、イメージキャラクター作成に係る新ふるさとづくり総合支援事業費補助金、岩手県宮古市田老第三小学校との交流に対する愛顔の交流支援事業補助金を計上しております。

次に、繰入金では、財政調整基金繰入金1億3,050万4,000円の減額を行っております。

次に、繰越金では、平成22年度の繰越額決定により6億157万1,000円を計上しております。

次に、起債では、教育債において三瓶小学校新築事業に係る減額及び野村小、中川小、石城小耐震化事業に係る起債名の変更と減額、災害復旧事業債において道路橋梁河川災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業に係るものを計上しております。

以上が主な歳入となっております。

継続費補正につきましては、三瓶小学校校舎新築事業において、統合時期を当初の平成25年4月1日から1年間延長し、新校舎建設着工年度を平成24年度としたことにより継続費の廃止を行っております。

以上、説明いたしました但、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜りご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○副議長 宗財政課長。

○宗財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げます。

予算書16ページをお開き願います。

2款1項6目オフセット・クレジット（J－VER）導入事業380万円ですが、提案理由の中で市長が説明しましたとおり新たに取り組む事業で、今回の補正では本制度申請のための計画書作成委託料、第三者機関による計画書妥当性確認手数料及び二酸化炭素吸収量の検証手数料、間伐面積の測量等による吸収量測定委託料を計上しております。

12目光伝送路維持管理事業1、396万5、000円ですが、地域公共ネットワークの経路見直しにあわせまして三瓶地区及び明浜地区のCATV幹線経路の見直しと両サブセンターの増幅器等の新設に係る経費を計上するものであります。

17ページ、2款8項3目地域公共交通確保維持改善事業355万円ですが、野村町惣川地区における公共交通体系の見直しによる本年12月からの大成大窪間の路線バス1台と乗り合いタクシー1台を組み合わせた半デマンド運行に係る経費を計上するものであります。

20ページをお開き願います。

4款1項1目惣川診療所勘定繰り出し事業1、636万2、000円ですが、現診療所を舟戸資料館跡に移転改築するための改築工事費を繰り出すものであります。改修面積は71.5平米で、平成24年4月からの診療を予定しております。

22ページをお開き願います。

6款1項3目19節高品質果実出荷体制緊急整備事業費負担金166万円ですが、西宇和

農業協同組合が実施する大洲流通センターの光センサー選果機導入に際して、八幡浜市、西予市、伊方町の生産量に応じた事業費負担を行うものであります。

24ページをお開き願います。

6款2項2目バイオマスペレット生産利活用促進事業409万5、000円ですが、東日本大震災の被災地である岩手県陸前高田市内に設置される仮設住宅の集会所に名古屋市のストープメーカーがペレットストーブ20台を提供するのにあわせて、本市において製造したペレット48トンを支援物資として送付するための経費が主なものでございます。10月から5回に分けて送付する予定となっております。

26ページをお開き願います。

7款1項4目乙亥大相撲事業150万円ですが、今回乙亥大相撲が嘉永5年の初開催から160回の記念大会を迎えるに当たり、日本相撲協会から関取及び呼び出しの招聘等に係る経費を補助するものではありません。

8款1項1目白水観音水トウファ保全管理事業2、500万円ですが、四国横断自動車道整備により宇和町下川地区の白水観音水が枯渇し影響を受ける炭酸塩堆積物トウファの保全工事において、積算の見直し、揚水ポンプ建屋の整備等工事計画変更による増額を行うものであります。財源は国庫委託金を充当しております。

27ページ、8款6項1目木造住宅耐震化促進事業300万円ですが、耐震診断により補強が必要と判断された木造住宅に対して1軒当たり事業費の3分の2、60万円を限度として耐震化改修工事に対する補助を行うものであります。

28ページをお開き願います。

9款1項2目14節消防団員福祉共済組合負担金4、311万9、000円ですが、東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者が251名に上り、公務災害補償の財源とするため、今年度に限り団員1人当たりの掛金が1、900円から2万4、700円に引き上げられたことによる消防団員等公務災害補償責任共済掛金であります。

4目避難標識整備事業323万4、000円ですが、三瓶地区において津波ハザードマップの作成にあわせて津波一時避難場所50カ所程度に表示板を設置するものであります。

30ページをお開き願います。

10款2項1目小学校備品管理事業148万

1, 000円ではありますが、老朽化による野村小学校電話機設備更新、大和田小学校及び魚成小学校のペレットストーブ各1台導入に係る経費でございます。

32ページをお開き願います。

10款6項2目文化財保護推進事業194万2,000円ではありますが、市指定有形文化財である宇和町の山田薬師堂拝殿部分の屋根を文化財保護審議会の答申を受け、檜皮屋根から銅板ぶき屋根に改修するための2分の1の補助金であります。

33ページ、10款7項5目愛媛国体競技役員等養成事業205万1,000円ではありますが、2017年愛媛国体における本市での開催予定種目である成年女子ソフトボールと相撲のうち、ソフトボール公認審判員及び公式記録員養成に係る経費を計上しております。市内において第1種公認審判員30名、第1種公式記録員20名の養成が必要と見込まれ、本年度から平成27年度にかけて西予市ソフトボール協会に委託するもので、本年度は第1種審判員7名及び第3種審判員7名、第3種記録員17名を養成する予定であります。

なお、相撲の審判員につきましては、来年度から養成を行うこととしております。

34ページをお開き願います。

11款1項1目農地災害復旧事業185万円ではありますが、去る6月19日から21日にかけて梅雨前線豪雨による農地14カ所、内訳としまして宇和町1カ所、野村町8カ所、城川町5カ所の市単独事業補助金を計上しております。

2目農業用施設災害復旧事業3,514万7,000円ではありますが、同じく農業用施設16カ所、内訳としまして国庫補助事業が野村町2カ所、城川町2カ所、市単独事業が野村町7カ所、城川町6カ所の復旧に係る経費を計上しております。

35ページ、11款6項1目道路橋梁河川災害復旧事業409万5,000円ではありますが、同じく道路2カ所、内訳としまして宇和町1カ所、三瓶町1カ所の復旧に係る経費を計上しております。

次に、歳入につきまして説明をいたします。

予算書は戻りまして、11ページをお開き願います。

13款2項7目1節小学校費国庫補助金3億5,179万3,000円の減額ではありますが、

建設年度の延期による三瓶小学校校舎新築事業補助金3億5,799万5,000円の減額及び野村小、中川小、石城小の耐震化事業補助金620万2,000円の増額であります。

12ページをお開き願います。

14款2項9目8節文化振興費県補助金100万円ではありますが、東日本大震災被災地の岩手県宮古市田老第三小学校の児童・保護者・教諭、計11名を第17回全国かまぼこ板の絵展覧会表彰式に招待し、魚成小学校児童との交流等を行った愛顔の交流支援事業費に対する補助金でございます。

16款1項7目3節文化振興費寄附金39万6,000円ではありますが、先ほど申し上げました愛顔の交流支援事業費に対する寄附金でございます。

13ページ、19款6項5目1節総務費雑入4,145万円ではありますが、特別職非常勤職員の公務災害補償保険金4,015万3,000円及び明浜町俵津の国道378号線改良工事における光ケーブル移転補償費129万7,000円でございます。

14ページをお開き願います。

20款1項7目1節小学校債1億7,620万円の減額ではありますが、建設年度の延期による三瓶小学校新築事業に係る1億7,000万円の過疎対策事業債の減額及び野村小、中川小、石城小耐震化事業における過疎対策事業債から学校教育施設等整備事業債への変更と620万円の減額をあわせて行っております。

以上、説明とさせていただきます。

○副議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時12分）

○副議長 再開します。（再開 午後1時15分）

（日程10）

○副議長 次に、日程第10、議案第90号「平成23年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」から議案第100号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 議案第90号「平成23年度西

予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成22年度決算による繰越金の計上と平成23年度貸付金の確定によるものでございます。

歳出では、新規貸付者の減少により貸付金を1,542万円減額し、予備費を5,126万5,000円増額するものであります。

歳入につきましては、平成22年度決算により確定した繰越金を3,584万5,000円増額するものであります。これにより歳入歳出をそれぞれ3,584万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を9,955万8,000円といたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第91号「平成23年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、施設補修及びコンプレッサーのオーバーホールに伴う修繕費の計上並びに前年度繰越金の確定に伴うもので、歳入歳出それぞれ75万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,179万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の一般管理費で修繕料53万5,000円、事業費で修繕料21万9,000円を増額いたしております。

歳入につきましては、事業収入の手袋売却収入を27万6,000円、繰入金の一般会計繰入金を119万7,000円減額し、繰越金の前年度繰越金を222万7,000円増額いたしております。

続きまして、議案第92号「平成23年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、住宅新築資金等貸付事業債について繰上償還を行うことによるもので、歳入歳出それぞれ71万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ722万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、住宅新築資金に借り入れ

ている公債費の元金64万6,000円及び附帯事務に伴う消耗品費6万7,000円を増額しております。

歳入につきましては、繰上償還に伴う貸付金元利収入66万9,000円及び前年度繰越金4万4,000円を増額いたしました。

続きまして、議案第93号「平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成22年度決算による繰越金及び公務災害認定による諸収入の確定並びに国保連合会の国保総合システム稼働に伴う端末の購入経費によるものであります。

まず、歳出では、総務費31万円、財政調整基金積立金913万3,000円、予備費2,432万7,000円をそれぞれ増額いたしました。

歳入では、財産収入を1万円、一般会計繰入金を31万円、繰越金を912万3,000円、諸収入を2,432万7,000円それぞれ増額いたしました。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ3,377万円を増額し、事業勘定予算歳入歳出予算の総額を59億908万2,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正の主な内容は、前年度決算によります繰越金、一般会計繰入金の調整とこれに伴う基金積立金、繰出金の調整及び各診療所の施設等修繕に係る経費、在宅酸素等借り上げ料の増額及び診療所改修に伴う工事請負費の計上等であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

依津診療所の歳出では、一般管理費の社会保険料を22万円、嘱託職員賃金を139万円減額し、測量設計監理委託料を35万7,000円増額いたしました。歳入では、一般会計繰入金を131万9,000円減額、前年度繰越金を6万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,546万4,000円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、一般管理費の修繕料を10万円増額し、リース料を40万5,000円減額し、医業費の在宅酸素借り上げ料等を140万1,000円増額いたしました。歳入では、診療収入を176万5,000円増額し、一般会計繰入金を73万8,000円減額し、繰越金を6万9,000円増額、歳入歳出予算の総額を6,753万7,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費の修繕料を9万3,000円増額いたしました。歳入では、一般会計繰入金を5万3,000円減額、田之浜診療所会計繰入金を9万5,300円、前年度繰越金を8万3,000円それぞれ増額し、歳入歳出予算を1億10万3,000円といたしました。

次に、田之浜診療所の歳出では、一般管理費の繰出金を9万5,300円増額いたしました。歳入では、前年度繰越金を9万5,300円増額し、歳入歳出予算の総額を1,736万3,000円といたしました。

次に、惣川診療所の歳出では、診療所改築費の手数料を1万3,000円、耐震診断補強設計委託料を5万円、工事請負費を1,632万8,000円増額いたしました。歳入では、一般会計繰入金を1,636万2,000円、前年度繰越金を2万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を3,062万5,000円といたしました。

次に、土居診療所の歳出では、一般管理費の人件費を23万円、広告料を52万5,000円、診療報酬返還金を3,000円それぞれ増額いたしました。歳入では、一般会計繰入金を91万1,000円減額し、杉之瀬診療所会計繰入金を68万5,000円、遊子川診療所会計繰入金を95万1,000円、前年度繰越金を3万3,000円それぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,286万7,000円といたしました。

次に、杉之瀬出張診療所の歳出では、一般管理費の土居診療所繰出金を68万5,000円増額いたしました。歳入では、前年度繰越金を68万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を892万9,000円といたしました。

次に、遊子川出張診療所の歳出では、一般管理費の土居診療所繰出金を95万1,000円増額いたしました。歳入では、前年度繰越金を95万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を536万5,000円といたしました。

次に、二及診療所の歳出では、医療用機械器具費の在宅酸素借り上げ料等を94万3,000円、予備費を246万8,000円それぞれ増額いたしました。歳入では、診療収入を134万4,000円、前年度繰越金を206万7,000円それぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を7,998万2,000円といたしました。

次に、周木診療所の歳出では、予備費を157万7,000円増額いたしました。歳入では、前

年度繰越金を157万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を4,821万円といたしました。

続きまして、議案第94号「平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を172万7,000円増額し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を172万7,000円増額いたしております。これによりまして歳入歳出予算をそれぞれ172万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を5億7,066万7,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第95号「平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、過年度分介護給付費交付金及び前年度繰越金の確定による増額とそれに伴い基金積立金及び償還金を増額するものであり、歳入歳出それぞれ1,166万円を増額し、歳入歳出予算の総額を49億3,716万2,000円といたしました。

内訳といたしまして、歳出では、前年度精算による基金積立金を326万6,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金で、基金積立金と同様に前年度精算による国支払基金、県への返還金を839万4,000円増額いたしました。歳入では、前年度精算による過年度分介護給付費交付金を326万8,000円、繰越金を839万2,000円増額いたしました。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第96号「平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、施設管理費の増額と農業集落排水施設使用料過年度分及び前年度繰越金の確定に伴うもので、歳入歳出予算をそれぞれ518万円増額し、歳入歳出予算の総額を4億2,994万3,000円と定めるものでありま

す。

歳出につきましては、施設管理費で施設の経年劣化に伴う修繕340万円、管路への不明水流入に関する調査費用100万円、汚水処理水質改善のための汚泥くみ取り手数料78万円を増額いたしました。歳入につきましては、一般会計繰入金514万4,000円、前年度からの繰越金5,000円、農業集落排水施設使用料過年度分3万1,000円をそれぞれ増額いたしております。

続きまして、議案第97号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定による増額とそれに伴う一般会計繰入金を減額するもので、歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うものであります。

内容につきましては、前年度繰越金を32万3,000円増額し、それに伴い一般会計繰入金を30万1,000円、下水道施設使用料を2万2,000円減額するものであります。これによります歳入歳出予算の総額には変更ありません。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第98号「平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の調整と旭下条例水道の供用開始に伴うもので、歳入歳出にそれぞれ1,085万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億117万8,000円と定めるものであります。

歳出では、維持管理事業において施設の経年劣化対応及び旭下条例水道の供用開始のために報償費2,000円、委託料25万5,000円、需用費181万4,000円、役務費2,000円、委託料25万5,000円、補修用材料費129万円を各施設の老朽化対策の財源とする基金積立金676万2,000円を増額し、また施設整備事業においては、配水管の布設がえのために工事請負費を50万円、測量設計のために委託料20万円を増額いたしております。歳入につきましては、水道使用料現年度分15万円、一般会計繰入金33万7,000円、前年度繰越金1,0

36万6,000円を増額いたしております。

続きまして、議案第99号「平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、水道行政サービスに支障が生じることのないよう職員の補充を速やかに行うため臨時職員を雇用する人件費の調整を行うものであります。

まず、第2条の収益的支出につきましては、臨時職員の賃金及び法定福利費を合わせ56万4,000円を増額し、収益的支出の総額を6億637万4,000円といたしております。

次に、第3条では、職員給与費に含まれます臨時職員に係る経費の増額補正に伴いまして議会の議決を経なければ流用することのできない経費を56万4,000円増額し、1億2,724万7,000円といたしております。

続きまして、議案第100号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、新病院の建設事業に係る敷地造成に関する経費を増額するものであります。

資本的収入につきましては、新病院建築に伴う出資金として29万円、敷地造成工事の財源とする企業債3,960万円をそれぞれ増額いたしました。これにより資本的収入の総額を2億7,810万4,000円といたしております。

また、資本的支出につきましては、新病院建設事業に係る敷地造成関係経費として開発行為の許可の申請に対する審査手数料20万円と敷地造成工事費3,969万円を新たに計上いたしました。これにより資本的支出につきましては、建設改良費として3,989万円を増額し、資本的支出の総額を4億9,079万6,000円といたしております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 理事者の説明は終わりました。

（日程11）

○副議長 次に、日程第11、認定第1号「平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

河野会計管理者。

○河野会計管理者 認定第1号「平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明をさせていただきます。

お手元に地方自治法に基づきます平成22年度決算における主要な施策の成果報告書をお配りさせていただきます。主にこれに基づいて説明をさせていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページからになります。

平成22年度は合併から7年目を迎え、誇れる、愛着の持てる西予市づくりを基本理念とするマニフェスト2008の政策提言を踏まえながら、地域経済状況や市の財政状況を直視した上で持続可能な財政構造を構築する手法を取り入れ、特に、1、厳しい財政状況に対応するための改革へ踏み込んでいく、2、西予市総合計画を着実に推進する、3、地域経済状況、雇用状況に迅速、的確に対応するの3つの基本的な考えのもとで市政運営に取り組みました。

国、地方の財政状況においては、平成20年9月のリーマン・ショック以降の厳しく深い景気後退を経て、アジアを中心とした外需や明日の安心と成長のための緊急経済対策を初めとする政策の下支え効果等により景気は持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にあり、平成22年度末の国の債務残高は924兆円に達し、主要先進国中最悪の水準にあるなど極めて厳しい状況であり、大きな負担を将来世代に先送りするといった異常な状況が続いております。

一方、本市の財政状況に目を向けると、歳入においては、国の緊急的な経済対策により一般財源は一時的に回復しているものの、平成16年度から18年度にかけて国の三位一体の改革による影響が続くとともに、主産業である農林水産業の長期低迷により市税は減少傾向にあり、歳出においては、総合計画に伴う普通建設事業費や少子・高齢化社会への対応等新たな行政経費の増大により、依然として厳しい財政運営を迫られています。

平成22年度においては、平成21年度から25年度にかけての財政運営の基本方向を示した財政健全化指針、平成22年度から26年度までを推進期間とする第2次西予市行政改革大綱及び実施計画書をもとにすべての職員が厳しさを増す財政状況に対する認識を深めるとともに、平成18年度から導入しました行政評価システムの厳格運用により事務事業全般の徹底した見直しや各種施

策の優先順位についての厳しい選択を行い、枠予算の中でめり張りのある資源配分と経費支出の効率化に徹し、持続可能な財政構造の確立と総合計画の施策実現に努めました。

また、地方財政改革の一環として、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4つの健全化判断比率については、平成20年4月から議会への報告、広報紙等での公表を行うとともに、平成18年6月に設立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成22年4月に平成20年決算における普通会計及び公営企業会計並びに当市と関係する一部事務組合や第三セクターを連結した財務4表の作成と公表を行いました。今後は財務書類の作成、運用に当たっては、単なる作成、公表にとどまることなく、地方公共団体財政健全化法による取り組みと公会計改革をあわせて進めることによって、現金主義による会計処理の補完としての活用や公社、第三セクター等の連結を踏まえた市全体としての財政状況の把握、事業や施策ごとのコスト分析を行うことによる経費支出の効率化とめり張りのある資源配分、さらには未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産、債務改革の方向性と具体的な施策の策定を行い、財政の効率化と適正化を目指していく必要があります。

本成果報告書作成に当たっては、西予市総合計画の中の基本計画をもとに行政評価システムと連動させ、総合計画に示す施策、基本事業ごとにその主なものを抜粋して取りまとめています。

この基本計画は、基本構想に基づき、今後取り組むべき主要施策を行政の各分野にわたって体系的に定めたもので、計画期間は基本構想と同じく10年間とし、急速に変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう必要に応じて見直しを図ることとしております。

それでは、平成22年度一般会計の決算の状況とあわせて普通会計における財政指標等の状況についても説明し、主要な施策の成果につきましては、その総括と主要な施策単位ごとに概略を報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明いたします。

資料は24ページになります。

平成22年度の一般会計の決算規模は、歳入決算額306億8,548万8,000円、歳出決算額は299億7,249万円、歳入歳出差し引

き額は7億1,299万8,000円となり、繰越財源6,142万7,000円を除くと実質収支は6億5,157万1,000円となります。

前年度の決算規模と比較すると、歳入で16億286万9,000円の増、歳出では15億2,359万8,000円の増となっております。

次に、歳入決算の概要について説明いたします。

平成22年度の決算額は306億8,548万8,000円で、前年度の290億8,261万9,000円と比較し、16億286万9,000円の増となっております。

その主な要因としては、民主党新政権マニフェストに基づき地域主権改革の第一歩として地方が自由に使える財源をふやすため、地方交付税並びに臨時財政対策債が増額されたこと、庁舎建設事業、CATV整備事業等の大型事業の実施により地方債借入額がふえたことが上げられます。

また、市税は31億2,876万9,000円で景気後退低迷により横ばい状況となる一方、地方交付税は地域活性化・雇用等臨時特例費の創設等により9億6,016万3,000円の増となりました。

歳入のうち市税等の自主財源は17.5%で、残り82.5%は地方交付税や地方債、国県支出金等に依存し、財政基盤が脆弱な本市においては、今後も国の歳出歳入一体改革や国、地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化施策により大きな影響を受けることが想定され、また合併による財政的支援措置が今後減少することを考慮すると予算規模は縮小せざるを得ない状況でございます。

次に、自主財源と依存財源について説明をいたします。

資料は26ページになります。

自主財源は53億8,224万8,000円と歳入全体の17.5%、依存財源が253億324万円で82.5%を占めています。長引く景気低迷及び景気後退等の影響により税収が減少傾向にあることから、自主財源は伸び悩み、収入のおよそ半分を地方交付税に依存している市の財政基盤は脆弱な状態が続いております。

次に、地方交付税の状況について説明いたします。

普通交付税額については、前年度と比較し全国総額ベースで8.7%増、全国市町村平均で10.7%増、愛媛県内市町平均で6.2%増とい

う状況の中で、本市においては、基準財政需要額の臨時費目として雇用対策地域資源活用臨時特例費が創設されたこと等によって基準財政需要額がふえ、交付額は対前年度8億8,455万7,000円増の119億4,722万1,000円となりました。

特別交付税については、全国総額ベースで8.7%増、全国市町村平均で7.3%増、愛媛県内市町平均では5.7%増となりましたが、本市においては、公立病院における医療提供体制の確保、口蹄疫対策、限界集落対策、災害対策等の特別な財政需要の算定により昨年度に比べ7,560万6,000円の増額になり、12億7,507万6,000円を確保することができました。

また、臨時財政対策債は13億490万円で、前年度と比較し2億6,750万円増となり、これを含めた交付税総額は、昨年度に比べ12億2,766万3,000円の増となりました。今後国の財政健全化目標達成に資するために地方交付税交付金についても基礎的財政収支対象経費として地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定されること、合併による算定がえが約25億円あり、この額が合併の12年後となる平成27年度から5年間で段階的に減額になることなど、このことにより極めて厳しい財政状況となることが懸念されます。

次に、財政力指数の状況について説明いたします。

資料は27ページになります。

平成22年度財政力指数は0.259で、昨年度より0.015ポイント低下しています。平成21年度の全国市町平均は0.55、平成21年度の県市町平均は0.47であり、本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。この指数は、交付税算定における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均数値を示すもので、この指数が1.0に近くなるほど財政力が強く、財源に余裕があり、1.0を超えると普通交付税不交付団体になります。今後は基準財政収入額の変化が少ないものの、人口の減少等により基準財政需要額が縮減傾向にあるため、結果としてこの指数がわずかながら上昇することが予想されます。

次に、市債の状況について説明いたします。

資料は28ページになります。

市債の発行においては、不足財源の補てんとして、健全財政を維持できる範囲内で、財政上有利

な起債を必要最小限借り入れすることとしていますが、平成22年度の決算額は53億6,000万円で、庁舎建設事業、CATV整備事業等の大型建設事業の実施並びに臨時財政対策債発行可能額の増加により前年度と比較し11億1,030万円の増加、地方債残高は昨年度と比較し19億176万8,000円増の352億6,503万円となりました。

次に、歳出決算の概要について説明いたします。

資料は29ページになります。

平成22年度の決算額は299億7,249万円で、前年度の284億4,889万2,000円と比較し15億2,359万8,000円の増となっています。

その主な要因は、庁舎建設事業、繰越事業として美しい森整備事業、木質ペレット製造施設整備事業を実施したことによるものです。

性質別決算額では、人件費が47億4,673万9,000円、公債費が39億5,103万5,000円、普通建設事業費が78億2,354万2,000円、物件費が35億5,169万8,000円で、これらの合計が歳出の67%を占めています。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務経費の合計は113億3,544万1,000円となっています。昨年度と比較し、普通建設事業費が庁舎建設事業の増により10億2,862万5,000円の増、扶助費が子ども手当創設の増等により4億615万7,000円の増となっています。積立金は過疎地域自立促進特別基金等の積み立てにより3億230万円の増となっております。

目的別に見ると、民生費が62億1,362万4,000円、公債費39億5,073万5,000円、農林水産業費が39億3,348万7,000円、総務費55億398万2,000円で、これらの合計が歳出の6割以上を占めています。特に農林水産業費については、美しい森整備事業、木質ペレット製造施設整備事業の実施により前年度と比較し9億2,071万1,000円の増となっております。

次に、公債費比率と実質公債費比率の状況について説明いたします。

資料は31ページでございます。

平成22年度の実質公債費比率は12.3%で、昨年度より0.8%減となっています。これは合併後に借り入れた過疎対策事業債、合併特例

債、辺地対策事業債等の償還が本格的に始まり公債費が増加しましたが、普通交付税の増による経常一般財源が増額となったことが主な要因となっております。今後庁舎建設事業、CATV整備事業等の大型建設事業を実施したことにより実質公債費比率は高水準で推移することが懸念されます。

また、実質公債費比率においては、特別会計を含む公営企業会計の公債費への一般会計繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等も算入されるため、すべての会計の建設事業の見直し、削減による市債の慎重な発行や適切な管理により比率の上昇を抑制し、計画的かつ節度ある財政運営が重要となっております。

次に、健全化判断比率の状況について説明いたします。

資料は32ページになります。

地方公共団体の財政が厳しさを増す中で、自立した財政運営を行うために財政規律の確立が求められ、平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、これまでの地方公共団体の財政再建制度が約50年ぶりに抜本的に見直され、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として生まれ変わりました。その中で4つの健全化判断比率の公表については平成20年4月から、財政健全化計画の策定等については平成21年4月から義務づけられました。

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上になると財政健全化計画の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければならず、さらに財政再生基準を上回ると財政再生計画の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表するとともに、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更などの勧告が行われ、国の管理下において厳しい財政運営を強いられることとなります。

本市の平成22年度決算における各比率は、33ページの表のとおりとなっており、前年度同様いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後実質公債費比率については、一般会計における公債費の増加とともに、特別会計等への繰出金のうち元利償還金の財源に充てたと認められる額の増大等により上昇し、将来負担比率についても特別会計等への地方債の元金

償還に充てる一般会計等からの繰り出し見込み額や充当可能基金の減少等により大幅に上昇することも見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められます。

次に、主要な施策の成果について、その総括と主要な施策単位ごとに概略を報告いたします。

資料は2ページからになります。

平成22年度の施策の成果を総括すると、歳入においては、自主財源のかなめである市税は、経済雇用情勢の悪化に伴う個人所得の減少により減額となったものの、地方交付税が国の平成22年度地方財政計画において地方が自由に使える財源をふやすという新政権マニフェストに基づき1.1兆円増額となったこと、また平成22年度第1次補正予算にて国税の増収分に対応して0.3兆円追加交付となったことにより、歳入総額は対前年度と比較して増加しました。

一方、歳出においては、予算編成では、行政評価システムを導入して人件費、経常経費の削減や普通建設事業費の削減等、事務事業全般にわたり徹底した歳出見直し、各種施策の優先順位についての厳しい選択と必要事業への重点的、効率的な配分を行いました。平成21年度第1次補正予算において地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金が、平成21年度第2次補正予算においては地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されましたが、予算成立時期からその多くは繰越事業として平成22年度において執行することになりました。歳出総額は対前年度と比較して増加いたしました。

また、円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策を実施するための平成22年度第1次補正予算で地域活性化交付金が交付されましたが、予算成立時期からその多くは繰越事業として平成23年度において執行することになりました。

平成22年度の主な事業として、平成19年度から継続事業として実施し、平成23年4月に本体工事が完成した庁舎建設事業、平成23年7月で終了したアナログテレビ放送からデジタル化への対応及び通信格差の解消を図るため平成19年度から事業を開始し、平成22年が最終年度となるCATV整備事業を推進しました。

さらに、現下の厳しい地域経済、雇用失業行政にかんがみ、地方交付税算定の中に雇用対策・地域資源活用臨時特例費が創設されたことに対応し、地域経済の活性化や雇用の維持創出に努めるための雇用対策地域資源活用事業を実施しまし

た。

しかしながら、財政運営戦略の財政運営の基本ルールを踏まえた中期財政フレームの中に盛り込まれた地方の一般財源所要額を3年間確保するというフレームは、当面の経済見通しや中・長期の経済財政の状況と展望を踏まえつつ毎年改定が行われ、特に東日本大震災からの復興のための巨額の財政支出を想定すると、地方財政への影響も懸念されます。今後社会保障費、公債費、繰出金等が増加するとともに、合併に伴う財政的支援措置が徐々になくなり、厳しい財政運営となることが想定されますので、限られた財源を有効に活用するため、行財政のスリム化と効率化に積極的に取り組み、健全財政に努め、継続可能な財政基盤を確立することが急務となっております。

なお、主要な施策の成果の概要につきましては、成果報告書の12ページから20ページに記載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、主要な部分のみをご説明申し上げましたが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして施策の成果報告書に基づき各担当部課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

○副議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩します。（休憩 午後2時16分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後2時25分）

（日程12）

○副議長 次に、日程第12、認定第2号「平成22年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

河野会計管理者。

○河野会計管理者 それでは、平成22年度西予市特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

公営企業会計を除く特別会計全体の歳入決算額は133億5,897万8,000円、歳出決算額が132億3,169万8,000円、歳入歳出差し引き額は1億2,728万円となり、繰り越すべき財源2,199万7,000円を差し引いた実質収支は1億528万3,000円の黒字

決算となっております。

それでは、会計別にご説明申し上げます。

まず、認定第2号「平成22年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

お手元の平成22年度決算における主要な施策の成果報告書の328ページをお開きください。

授産場特別会計は、歳入総額が2,053万2,000円、歳出総額が1,830万4,000円となり、前年度と比較いたしまして歳入が274万2,000円の増、歳出が51万4,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに222万8,000円となっております。

事業収入については953万円で、前年度と比較いたしまして332万3,000円の増、53.5%の増収となりました。

次に、認定第3号「平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は331ページになります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額が995万3,000円、歳出総額は990万9,000円となりまして、形式収支、実質収支ともに4万4,000円を計上しております。

次に、認定第4号「平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は332ページになります。

西予市育英会奨学資金貸付特別会計は、歳入総額が8,906万2,000円で、前年度と比較しまして1,254万8,000円、16.4%の増、歳出総額は3,821万7,000円で、前年度と比較では297万7,000円、7.2%の減となりまして、形式収支、実質収支とも5,084万5,000円を計上しております。

なお、平成22年度貸付者は継続75名、新規27名で、貸付総額は3,805万5,000円、償還者は延べ773名で、償還総額5,274万2,000円となりました。

次に、認定第5号「平成22年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は333ページからになります。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が57億648万3,000円、歳出総額は56億9,735万9,000円となりました。形式収支、実質収支ともに912万4,000円

となっておりますが、今年度前期高齢者交付金の精算等の影響により財政調整基金をほぼ取り崩すこととなり、非常に厳しい財政状況となっております。今後健全な財政運営のため保険税の適正課税、収納率の向上や特定健診事業の積極的推進により医療費の適正化に努めていきます。

次に、診療所施設勘定について、診療所別にご説明いたします。

資料は339ページからになりますが、341ページをお開きください。

依津診療所施設勘定では、歳入総額6,404万9,000円、歳出総額6,398万2,000円となり、形式収支、実質収支ともに6万7,000円となっております。

狩江診療所施設勘定では、歳入総額6,524万1,000円、歳出総額6,517万1,000円となり、形式収支、実質収支ともに7万円となっております。

高山診療所施設勘定では、歳入総額9,854万7,000円、歳出総額9,846万3,000円となり、形式収支、実質収支ともに8万4,000円となっております。

田之浜診療所施設勘定では、歳入総額1,789万2,000円、歳出総額1,693万8,000円となり、形式収支、実質収支ともに95万4,000円となっております。

惣川診療所施設勘定では、歳入総額1,240万7,000円、歳出総額1,237万7,000円となり、形式収支、実質収支ともに3万円となっております。

土居診療所施設勘定では、歳入総額1億2,418万6,000円、歳出総額1億2,415万2,000円となり、形式収支、実質収支ともに3万4,000円となっております。

杉之瀬出張診療所施設勘定では、歳入総額748万8,000円、歳出総額680万2,000円となり、形式収支、実質収支ともに68万6,000円となっております。

遊子川出張診療所施設勘定では、歳入総額554万円、歳出総額458万8,000円となり、形式収支、実質収支ともに95万2,000円となっております。

二及診療所施設勘定では、歳入総額7,810万6,000円、歳出総額7,603万8,000円となり、形式収支、実質収支ともに206万8,000円となっております。

周末診療所施設勘定では、歳入総額4,727

万1,000円、歳出総額4,569万3,000円となり、形式収支、実質収支ともに157万8,000円となっております。

すべての診療所を合計いたしまして、歳入総額が5億2,072万7,000円、歳出総額が5億1,420万4,000円となりまして、歳入歳出差し引き額である実質収支は652万3,000円となっておりますが、歳入総額から一般会計繰入金、前年度繰越金を除きますと1億11万6,000円の赤字となっております。今後も一般会計繰入金の削減を図るため、診療所再編の実施や医薬材料等の一括購入による経費削減に努めるとともに、随時老朽化した施設の改修等にも取り組みながら地域になくてはならない診療所づくりに努めてまいります。

次に、認定第6号「平成22年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は352ページからになります。

歳入歳出総額とも463万1,000円で、前年度と比較いたしましてそれぞれ1,936万4,000円、80.7%の減となり、形式収支、実質収支ともに0円であります。これは平成20年4月から老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まったことにより、平成20年3月診療分までの月おくれ、過誤、再請求等の実績に伴うものであります。歳入につきましては、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金が0円、市の負担分である繰入金が455万9,000円、前年度繰越金が0円、その他の収入が7万2,000円となりました。

なお、その他の収入の内容については、主に交通事故等の損害賠償請求による第三者納付金等となります。

歳出につきましては、その他の支出が462万6,000円となり、歳出全体の99.9%を占め、歳出のほとんどが医療費実績の確定に伴う支払基金償還金、国庫補助金の返還金になります。それ以外には総務費の支出が5,000円となりました。

次に、認定第7号「平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は355ページからになります。

まず、歳入総額は5億4,259万7,000円で、前年度と比較いたしまして1,670万5,000円、3%の減、歳出総額が5億4,0

86万9,000円で前年度と比較して1,501万5,000円、2.7%の減となりまして、形式収支、実質収支ともに172万8,000円の黒字額を計上しております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が2億9,678万9,000円、繰入金2億3,139万2,000円うち1億8,044万7,000円は保険料軽減措置に伴う保険基盤安定分で、5,094万5,000円が事務費と愛媛県後期高齢者医療広域連合の共通経費分です。諸収入の1,099万8,000円は、後期高齢者医療健康診査の受託収入が主なものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金4億9,547万8,000円となり、歳出全体の91.6%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。その他総務費3,364万6,000円、保険料事業費1,173万5,000円となっております。

次に、認定第8号「平成22年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は357ページからになります。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が47億5,733万9,000円で、前年度と比較しまして1億308万5,000円の増、歳出総額は47億4,894万6,000円で、前年度と比較しまして1億3,673万8,000円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに839万3,000円の黒字額を計上しております。今後も被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて被保険者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者または施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、介護保険の健全かつ安定した運営を図ってまいります。

次に、認定第9号「平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は366ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は4億5,540万円で、前年度と比較いたしまして2億2,247万円、32.8%の減、歳出総額が4億5,124万円で、前年度と比較して2億1,779万5,000円、32.6%の減となりまして、形式収支、実質ともに416万円の黒字額を計上をしております。

本事業につきましては、現在西予市内において10処理区が全面供用開始しており、平成22年度における汚水処理の規模は、総排水区域面積614ヘクタール、総水洗化人口6,140人、年間総処理水量61万4,087立米となっております。

平成22年度における施設整備内容は、明間処理区において、管路整備延長545.5メートル、中継マンホールポンプ3カ所、終末処理施設の機能調整工事をそれぞれ実施しております。今後の予定といたしましては、平成22年度をもって市内10処理区の整備が完了いたしましたので、老朽化施設の更新計画を策定し、施設の長寿命化と汚水処理機能の強化に取り組んでまいります。

次に、認定第10号「平成22年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は372ページからになります。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額は9億7,162万1,000円で、前年度と比較いたしまして1億6,071万2,000円、19.8%の増、歳出総額が9億6,034万8,000円で、前年度と比較して1億5,804万3,000円、19.7%の増となりまして、形式収支は1,127万3,000円の黒字となり、実質収支においても67万3,000円の黒字額を計上いたしております。

事業内容につきましては、宇和处理区、野村処理区ともに供用を開始しており、順次拡張区域の整備を鋭意進めているところでございます。

以上、西予市簡易水道事業特別会計を除く平成22年度西予市各特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきました。大まかな説明になりましたが、詳細につきましては各常任委員会におきまして各担当部課長が説明を行いますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

○副議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 それでは、認定第11号「平成22年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は平成22年度決算における主要な施策の成果報告書362ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が2億8,063万3,000円で、主な収入といたしましては、給水収入1億2,185万9,000円、分担金及び負担金1,064万7,000円、繰入金8,480万7,000円のほか、市債借入金3,300万円などでございます。歳出総額は2億4,767万1,000円で、主な支出といたしましては、施設整備事業費の工事請負費4,889万8,000円、公債費の元金償還金4,200万4,000円、利子償還金1,827万9,000円などでございます。その他の支出につきましては、経常経費等でございます。

平成22年度の歳入歳出差し引き額である形式収支は3,296万2,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源1,139万7,000円を差し引いた実質収支においても2,156万5,000円の黒字額を計上いたしております。

続きまして、認定第12号「平成22年度西予市上水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業決算書の18ページをお開きください。

まず、平成22年度の西予市上水道事業の連結決算における概要を報告いたします。

営業収益につきましては、前年度は野村及び三瓶上水道におきまして、毎月検針から2カ月に1回の隔月検針へ移行したことに伴いまして、調定月が1カ月先送りとなり、11カ月分の給水収益でありましたが、今年度は通常の12カ月分の収益に戻りましたことが増収の主要因となっております。

また、夏の猛暑により水需要が増加したことも増収の一因と推測しております。

経常利益につきましては、水需要の増加によりまして、水道水を精製する費用も増加しましたが、給水収益の増加に伴いまして前年度比35.9%増の増益となっております。

次に、イの業務量であります。給水人口は前年度から379人減の2万9,883人、有収水量は前年度比3.8%増の約330万7,747立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

収入の水道事業収益は6億2,091万5,353円、一方支出の水道事業費用は5億4,99

6万3,041円となり、前年度と比較しまして収益は3.4%の増、費用は0.3%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

これらを8ページの損益計算書で見ますと、1の営業収益は5億6,960万914円、のうち給水収益は前年度比3.9%増の5億6,217万3,760円となっております。それに対します2の営業費用は4億9,083万181円であり、前年度比1.0%の増となりました。

支出の主な内容として、人件費、材料費、修繕費、動力費等があり、また6,536万940円を南予水道企業団への受水費として支出しています。これにより差し引きの営業利益は7,877万733円となりました。

次に、3の営業外収益は、水道加入金など2,343万1,307円で、うち299万7,242円が一般会計からの補助金であります。

また、4の営業外費用3,945万1,039円は、企業債の支払い利息として主に支出しております。

以上によりまして、経常利益は前年度比35.9%増の6,275万1,001円、当年度純利益は前年度比36.1%増の6,166万6,555円となり、また当年度末の未処分利益剰余金が4億88万1,343円となっております。

なお、積立金とあわせた利益剰余金合計は8億2,231万4,326円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額4,437万7,634円となっております。その内容は、工事負担金2,359万3,451円、補助金2,078万4,183円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額3億4,567万5,116円で、建設改良費として2億3,041万2,000円を支出しております。この建設改良の主なものは、永長久枝地区配水管布設がえ工事、田之浜東配水池流量計取りかえ工事、大西送配水管布設がえ工事、朝立地区公園送水管布設がえ工事等であります。

また、企業債償還元金として1億726万3,116円を支出しています。資本的収入額が資本的支出に不足する額3億129万7,482円は、過年度及び当年度損益勘定留保資金、建設改

良積立金、減債積立金等により補てんをいたしました。

なお、37ページから各上水道事業の決算資料を掲載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、認定第13号「平成22年度西予市病院事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の94ページをお願いいたします。

まず、病院事業の概況を報告いたします。

平成22年度におきましては、診療報酬改定のプラス効果と入院患者の増加に伴う入院収益の増収により宇和・野村両病院とも経常利益を計上することができ、黒字決算となりました。

宇和病院におきましては、継続して常勤医師7名を確保できたこと、また10対1の入院基本料を堅持することにより、入院においては延べ患者数、収益とも増加となっております。医業収益は対前年度1億1,368万7,000円の増収となり、経常利益は7,700万7,000円となりました。これにより繰越欠損金を埋め、さらに未処分利益剰余金3,175万6,000円を計上することができました。

次に、野村病院におきましても、昨年度と同数の常勤医師を確保できたことにより入院延べ患者数が増加し入院収益は増加しましたが、外来延べ患者数の減少により外来収益は減収し、医業収益では前年度対比1,129万6,000円の減収となっております。

一方、医業費用においては、減価償却費が減少したことや経費の節減に努めた結果、経常利益は1億3,809万9,000円となりました。

また、野村病院で行われている愛媛大学地域医療学講座は2年目となりましたが、現在までに72名の愛媛大学医学部学生が実地研修を行っております。

イの業務量ですが、宇和病院では年間延べ入院患者数3万7,518人、外来延べ患者数3万1,369人、野村病院では年間延べ入院患者数3万7,212人、外来延べ患者数6万2,415人となっております。

次に、決算額について報告いたします。

83ページをごらんください。

この表は宇和病院と野村病院の連結決算による報告書で、消費税を含むものでございます。

まず、収益的収入及び支出のうち収益的収入は29億3,255万321円となり、前年度と比

較して1.9%増収となりました。

一方、収益的支出では、病院事業費用が27億2,623万9,470円となり、1.4%減額となっております。

次のページに移りまして、資本的収入及び支出であります。資本的収入の決算額は1億3,885万6,625円で、そのうち9,365万6,625円が建設改良に伴う一般会計出資金となっております。

一方、資本的支出につきましては、老朽化に伴う医療機器の更新や電子化の推進に努め、宇和病院に医用画像診断情報管理システム、透析用監視装置と野村病院に超音波画像診断装置、エックス線骨密度測定装置等の導入を行ったことから、建設改良費が1億4,690万4,008円となり、医療機器等の企業債償還金が9,679万7,225円であることから決算額は2億4,370万1,233円となりました。

なお、第1項の建設改良費のうち新市立病院に係る決算額は3,270万8,269円です。人件費及び事務費、地質調査業務委託料などが主な支出の内容であります。これにより資本的収入額は資本的支出額に不足する1億484万4,680円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

86ページの損益計算書を初め各計算書、貸借対照表、さらには113ページから宇和・野村ごとの決算資料を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、認定第14号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

同じく公営企業会計決算書144ページをお開きください。

まず、1の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の施設事業収益の決算額は4億2,204万7,024円となり、前年度と比較して1.5%、約610万円の増収となりました。

一方、支出の施設事業費用の決算額は4億3,159万5,123円となり、前年度と比較して1.9%、約790万円の増となりました。

次のページ、2の資本的収入及び支出ですが、資本的収入はございません。

資本的支出につきましては、企業債償還元金のほかエアコン改修工事等で、決算額は3,289万6,369円となりました。支出に対する不足

額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補てんいたしました。

それでは、148ページの損益計算書でご説明いたしますと、1の施設運営事業収益は、介護給付費が主なものであり、前年度比479万9,108円増収の4億551万1,356円となっております。それに対します2の施設運営事業費用では、全体の78%を給与費が占めていることから、職員給料や共済組合負担金等の法定福利費等の増額に伴い前年度比879万968円増額の4億1,132万1,321円となり、差し引き営業損失は580万9,965円となりました。

また、3の施設運営事業外収益は、市からの補助金など1,615万9,584円で、4の施設運営事業外費用は、企業債償還利息及び雑支出など1,993万5,403円となり、経常損失が958万5,784円、当年度純損失が958万9,384円となりました。

なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は5,163万6,119円となりました。

これらに伴います事業の概要につきましては、153ページの貸借対照表及び156ページからの事業報告書をご参照を願います。今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上、4認定案件よろしくご審議を賜り、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 理事者の説明は終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

○正司監査委員 それでは、決算審査意見についてご報告申し上げます。

市長から、平成23年7月4日付で地方自治法の規定に基づいて審査に付された平成22年度西予市一般会計、特別会計及び西予市基金運用状況並びに平成23年6月10日と16日付で地方公営企業法の規定に基づいて審査に付された平成22年度西予市公営企業会計の決算について慎重に審査し、監査委員は去る8月15日に三好市長に対し、審査結果についての意見書を提出したところでございます。

以下、その内容についてご報告いたします。

お手元の平成22年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

平成22年度西予市各会計決算審査意見。

第1、審査の対象。平成22年度西予市一般会計及び平成22年度西予市授産場特別会計外9の特別会計歳入歳出決算であります。

第2、審査の期間。平成23年7月11日から平成23年8月11日までの間実施をいたしました。

第3、審査方法。市長から提出されました一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否及び遺漏がないかについて審査をいたしました。

第4、審査の結果。適正に執行されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、35ページをお開きください。

決算審査の概要であります。

平成20年度の一般会計及び特別会計の決算の審査結果は、一般会計の歳入決算額は前年度繰越額を含めて306億8,548万8,000円に対し、歳出決算額は299億7,249万円で、前年度に比べ歳入で16億286万9,000円、歳出で15億2,359万8,000円それぞれ増加しています。

また、特別会計合計では、歳入決算額は133億5,898万円に対し、歳出決算額は132億3,169万5,000円となっており、前年度に比べ歳入で1,650万9,000円、歳出で302万5,000円それぞれ減少しています。両決算はそれぞれ予算の目的に沿って適正かつ能率的に執行されていると認められました。

日本経済は長引く不況の中で、数次に至る大規模な経済対策による景気の下支え効果などによりやや持ち直しの兆しが見られかけましたが、東日本大震災の発生によりもとの先行き不透明な経済状況に引き戻され、経済は国家的危機状況にあると言えます。

西予市におきましては、庁舎落成に伴い、平成23年度から本庁支所方式へ移行し、組織のスリム化と機能の充実を図っておりますが、西予市を取り巻く環境は依然として厳しい中にあることを

認識され、職員一人一人がこれまで以上に危機意識を持ち、より一層の効果的で健全な行政財政運営の推進に努めていただきたいと思います。

今後の対応や課題について申し上げますと、1点目は、ページ3ページの財政指標等の状況でも明らかですが、普通会計における経常収支比率は昨年度比5.6ポイント減の84.1%で、年々改善されてきていますが、妥当とされる70%から80%を上回っています。

また、公債費負担比率は、昨年度比0.2ポイント増の19.1%と警戒ラインの15%を超え、ともに高比率で推移しており、予算編成に当たっては、慎重に対処していただきたいと思います。

2点目は、翌年度の繰越額が大きい部課においては、事業予算の執行並びに進捗状況の管理について十分注意し、適切に対応していただきたいと思います。

3点目は、収入未済額については、一般会計1億6,031万5,000円と特別会計の2億2,217万8,000円、特別会計の主なものとして国民健康保険税1億96万8,000円、住宅新築資金等貸付金8,645万3,000円となっており、合計3億8,249万3,000円の収入未済が生じています。市税等全体としては年々減少傾向にありますが、一部では増加しているものも見受けられます。公平性確保の観点から悪質納税者等に対しては法的措置を講じるなど強い態度で臨み、未収金対策と収納率向上に一層努力されるべきと考えます。

4点目として、有価証券、出資金、出捐金及び基金については、適正に管理されていますが、今後ともその取り扱い及び管理には十分注意していただきたいと思います。

また、遊休の土地、建物等につきましては、積極的に有効活用されるよう要望いたします。

以上、一般会計及び特別会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

次に、お手元の平成22年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

平成22年度西予市公営企業会計決算審査意見。

1、審査の対象。平成22年度上水道事業、病院事業及び野村介護老人保健施設事業の3事業の会計決算であります。

2、審査の期間。平成23年6月22日から平成23年7月21日までの間実施をいたしました。

た。

3、審査の方法。3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が地方公営企業法その他関係法令の規定に基づいて作成されているか、またこれらの計数、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかについて関係諸帳簿により確認するとともに、必要に応じ関係職員から事情聴取して審査を行いました。

4、審査の結果。いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状況についても適正に表示されていると認められました。

しかしながら、貯蔵品などの管理については、担当者任せにするなど内部チェックの甘さが見受けられました。平成23年度の課題として、不正防止の観点からも管理体制の充実に取り組まれるよう要望いたします。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は2ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細説明は省略させていただきます。

次に、20ページをお開きください。

上水道事業会計の決算審査の概要であります。

上水道事業は、経営の健全化を図るため、西予市水道料金検討委員会を設置、当委員会の答申を受け、各上水道事業体で異なる水道加入金、使用料金、個人負担金等の基本料金の統一化や上水道事業体の一本化に向けて大きく前進しております。

1、業務実績について。年間総配水量は409万6,710立方メートルで、前年度に比べ9万79立方メートルの増加、年間総有収水量は330万7,747立方メートルで、前年度に比べ11万9,990立方メートル増加し、7年ぶりに増加に転じています。年間有収水率は80.7%と前年度に比べ1.1ポイント上昇しています。これは前年度において野村及び三瓶の各水道事業体が検針の統一化を図るため、毎月検針から隔月検針へ移行したことに伴い、計上期間が11カ月分であったものが、本年度は通常の12カ月分になったことが増加の要因であります。

2、消費税込みの予算の執行状況について。収益的収入は予算額6億2,892万9,000円に対し決算額6億2,091万5,000円で、執行率は98.7%、収益的支出は予算額5億9,880万2,000円に対し決算額は5億4,996万3,000円で、執行率は91.8%となっており、収益的収入の執行率が収益的支出の執行率を6.9ポイント上回り、利益が増

加しております。

3、経営状況について。上水道事業の総収益は5億9,303万5,000円で、前年度に比べ1,935万8,000円、総費用は5億3,136万8,000円で、前年度に比べ299万8,000円それぞれ増加し、当年度の純利益は6,166万7,000円と収益の増加が費用の増加を上回ったことから増益となっております。総収益増加の主な要因は、先ほど業務実績で述べたとおりでございます。

このほか各上水道事業体は、新設及び改良工事を実施し、市民の衛生環境の向上と安全で良質な水の安全供給に成果を上げております。

また、水道料金の未収金については、西予市水道料金徴収事務取扱要領に基づいて収納率の向上に努められています。

次に、37ページをお開きください。

病院事業会計の決算審査の概要であります。

病院事業は慢性的な医師不足の中で、入院患者数の増加、材料費の削減等地域に密着した病院経営の健全化に努められ順調に推移していると言えます。

1、業務実績について。常勤医師の総数は、宇和病院及び野村病院ともに変動がなく、依然として定数不足の状態は続いておりますが、両病院の入院患者数は、季節的な患者が顕著であったことから、7万4,130人と前年度に比べ5,045人増加、外来は人口の減少、高齢化等により9万3,784人と前年度に比べ9,365人減少したことから、西予市病院全体の総患者数は16万8,514人と前年度に比べ4,320人減少しています。

2、消費税込みの予算の執行状況について。収益的収入は予算額29億8,847万2,000円に対し決算額29億3,255万円で、執行率は98.1%、収益的支出は予算額29億7,978万8,000円に対し決算額27億2,623万9,000円で、執行率は91.5%となっており、収益的収入の執行率が収益的支出の執行率を6.6ポイント上回り、利益が増加しています。

3、経営状況について。病院事業の総収益は29億2,778万4,000円で、前年度に比べ5,497万4,000円と3年連続で増加、総費用は27億2,232万5,000円で、前年度に比べ4,121万8,000円減少したことから、当年度の純利益は2億545万8,000

円、内訳は、宇和病院が6,761万6,000円、野村病院が1億3,784万3,000円と前年度に比べ9,619万3,000円の増益となっております。純利益が増加した要因は、入院患者数の増加のほか、野村病院における材料費の削減及び耐用年数終了による減価償却費の大幅な減少が上げられ、特に野村病院におきましては、プロポーザル方式の導入及び日本医療機能評価機構による病院機能評価を受けており、経営の充実が図られております。

なお、窓口未収入金の滞納額は1,933万9,000円、宇和病院が1,430万9,000円、野村病院が503万円については、滞納者に対して積極的に徴収に出向くなど、その実績を明らかにするとともに、きめ細かな対策を講じて滞納額の減少に努めていただくよう要望いたします。

次に、52ページをお開きください。

野村介護老人保健施設つくし苑事業会計の決算審査の概要であります。

つくし苑の定員は100名で、平均的な利用者数は95名で推移していますが、介護報酬の改定がない限り、収益面で大きな期待はできない状況にあります。

1、業務実績について。当年度の総利用者数は延べ3万3,897名で、1日平均95.5人の利用で、充足率は95.5%となっており、これを利用別で見ると、入所者数は延べ2万8,515人で、1日平均78.1人で、充足率は97.6%、通所者数は5,382人で、1日平均17.4人で、充足率は87.0%となっており、入所者の利用は増加していますが、通所者は減少しております。

2、消費税込みの予算執行状況について。収益的収入は予算額4億3,511万6,000円に対し決算額4億2,204万7,000円で、執行率は97.0%、収益的支出は予算額4億3,511万6,000円に対し決算額4億3,159万5,000円で、執行率は99.2%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を2.2ポイント上回り経費高となっております。

3、経営状況について。つくし苑の総収益は4億2,167万1,000円で、前年度に比べ612万9,000円増加いたしましたが、総費用も4億3,126万円と前年度に比べ731万2,000円増加し、苦しい経営状況が続いてい

ます。総収益は前年度の介護報酬率の改定及び市からの補助金で増加したものの、費用面で法的福利費の負担割合が大きかったことから総費用が総収益を上回り、前年度に引き続き赤字決算となっております。今後とも利用者数の確保につながる工夫をするとともに、経費の削減等経営基盤の構築に努めていただくよう要望いたします。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○副議長 以上で監査報告は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後3時20分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後3時30分）

（日程13）

○副議長 次に、日程第13、報告第6号「平成22年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第19号「西予CATV（株）の経営状況について」までの14件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

九鬼副市長。

○九鬼副市長 報告第6号「平成22年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由の説明を申し上げます。

議案つづりの53ページからになるかと思えます。

平成22年度において重要伝統的建造物群保存地区選定記念記録映像等制作事業の継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、55ページ、報告第7号「平成21年度健全化判断比率の修正について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年9月定例会で報告いたしました平成21年度決算に基づく健全化判断4比率のうち、将来負担比率を修正いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付しご報告申し上げます。

続きまして、57ページ、報告第8号「平成22年度健全化判断比率の報告について」提案理由

のご説明を申し上げます。

平成２２年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断４比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定にり監査委員の意見を付しご報告を申し上げます。

続きまして、５９ページ、報告第９号「平成２２年度資金不足比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

上水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、平成２２年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により監査委員の意見を付しご報告を申し上げます。

続きまして、資料は別冊になっております出資法人等の経営状況についてごらんいただきたいと思ひます。

報告第１０号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第１１号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」、報告第１２号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第１３号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第１４号「株式会社城川開発公社の経営状況について」、報告第１５号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第１６号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第１７号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第１８号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第１９号「西予ＣＡＴＶ（株）の経営状況について」、以上一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第２２１条第３項で規定する市の出資比率が５０％以上の法人等につきまして、同法第２４３条の３第２項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に１０法人の平成２２年度経営状況について報告をするものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ご説明の前に、西予市土地開発公社の業務遂行につきましては格別のご協力、ご支援を賜り、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

なお、平成２２年度西予市土地開発公社の事業につきましては、去る平成２３年６月２１日の理事会におきまして事業報告及び決算の承認を得たことをまずご報告しておきたいと思ひます。

それでは、報告第１０号「西予市土地開発公社の経営状況について」説明申し上げます。

平成２２年度西予市土地開発公社の事業につきましては、完成土地売却実績として、宇和町さくら団地４区画を販売し、２，８４３万１，７８０円の収入がございました。公有地売却については、広域交流広場用地及び永長東水利権消滅補償を西予市に合わせて３億１，９４６万２，３０６円で売却いたしました。

公有地取得につきましては、市営住宅用地として２５０．１６平米を８２５万５，２８０円で取得いたしました。

現在公社におきましては、完成土地のうち三瓶町いぶき団地全２４区画のうち残１３区画を、城川高野子団地全１５区画のうち残８区画を、宇和町さくら団地８２区画のうち残７４区画の販売推進を行っております。

次に、平成２２年度の収支報告をいたします。

収入の部では、事業収益３億４，８８０万９，３９８円、事業外収益９００万３，８０２円、繰越金３，０６１万９，３４９円、事業借入金４，８４５万９，２８０円、歳入合計では４億３，６８９万１，８２９円でございます。

歳出の部では、事業費用１，１１５万７，６５４円、販売費及び一般管理費として２，１０９万５５３円、事業外費用５６７万７，４１１円、事業借入金元金償還２億９，２０２万５，９６５円、歳出の合計で３億３，０１３万１，５８３円でございます。

以上により差し引き繰越金は１億６７６万２４６円でございます。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思います。

以上で西予市土地開発公社の経営状況説明を終わります。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長　ご説明を申し上げます前に、財団法人宇和町住宅協会は、公益法人制度改革に伴いまして、平成23年3月28日に解散をいたしました。格別のご協力、ご支援を賜りましたことに対しまして、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

平成22年度財団法人宇和町住宅協会の事業につきましては、平成23年2月10日に監査を受け、平成23年2月17日の理事会におきまして事業報告及び決算の承認を得ましたことをご報告申し上げます。

それでは、報告第11号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」説明をさせていただきます。

平成22年度財団法人宇和町住宅協会の事業は、みどり団地2期宅地を平成15年から平成22年に継続して販売いたしました。全53区画のうち平成15年度から平成21年度まで35区画を販売し、平成22年度は4区画販売をいたしました。現在の残区画は14区画となっております。先ほど申し上げましたとおり、財団法人宇和町住宅協会は解散いたしましたので、残用財産である分譲住宅地は、西予市土地開発公社に移譲いたしました。

次に、平成22年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業活動収入4,521万965円、繰越金5,660万1,268円、歳入合計1億181万2,233円でございます。

歳出の部では、事業活動支出987万7,021円、財務活動支出7,000万円、財政調整基金、歳出合計7,987万7,021円でございます。

差し引き繰越金といたしまして2,193万5,212円でございます。

財団法人宇和町住宅協会の残用財産である現金は、宇和町住宅協会寄附行為第25条の規定により西予市に寄附いたします。

なお、清算金額については、清算会を経て確定いたします。詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で財団法人宇和町住宅協会の経営状況説明を終わります。

続きまして、農林水産関係第三セクター6社の経営状況についてご報告をいたします。

報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」ご説明いたします。

当社は、西予市指定管理者として農業公園ほわ

いとファームの管理経営に当たり、乳製品や絹製品などの地域特産品の製造販売、レストラン事業ほかイベント開催による地域内外からの集客事業に取り組んでおります。平成22年度におきましては、チーズの製造を開始するとともに、みかんソースアイスクリームの開発を行いました。また、新規取引先の開拓、ネットショップへの出店など販売の拡大を図り、菓子類を中心に新規商品の開発やレストラン運営の効率化など経営の改善に努めてまいりました。その結果、実質売り上げは約5,750万円、前年度対比90.6%となり、実績としましては、厳しい経営状況となりました。期末における地域雇用者は、パート社員を含め19名でございます。平成23年度につきましては、新たな乳製品の開発・販路開拓、地産地消等顧客ニーズに対応したレストランの経営、各種イベントを行うとともに、役職員の意識改革を初めさらなる販路拡大、施設運営の改革を図り、徹底した経営の改善に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんください。

次に、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明をいたします。

当社は林産材の伐出、除伐、作業道開設や治山等の受託作業を主な事業として、森林の保全や林業の担い手育成等に取り組んでおります。材価の下落が続く中、平成22年度は林業への就業定着を進めるための雇用対策事業及び森林整備に重点を置いた事業展開となり、森林整備面積では316ヘクタール、前年対比176%と増加し、伐出生産量では8,450立米、前年対比158%と大幅な増となりました。この結果、売上総額では約1億5,000万円、前年対比121%と増加し、治山事業への積極的参入が功を奏し、当期純利益では1,240万円を計上することができました。期末における地域雇用者数は30名でございます。平成23年度におきましても、原木相場は低調が続く中、大変厳しい状況となることが予想されますが、造材から販売までの市場木材情報を最大限に収集し、西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて将来につながる経営と担い手の育成を確立してまいり所存でございます。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんください。

次に、報告第14号「株式会社城川開発公社の経営状況について」ご説明申し上げます。

当社は、西予市指定管理者として特産品センタ

一、加工センター、クアテルメ宝泉坊など8施設の管理経営に当たり、地域特産品の製造販売ほか市民の健康増進、観光交流などの事業を行っています。平成22年度実績は、実質売り上げ約4億7,400万円、前年度対比95%、当期利益100万円となりました。国内景気悪化の影響で過去16年間にわたり順調な取引を続けてきた大口取引先からの受注が途絶え、売り上げの大幅ダウンを余儀なくされましたが、当社が掲げる方向性として、よい時期もよくない時期も常に考え、常に動き続けるという点をモットーに絶え間なく商品開発と販路開拓に取り組んできました。既存の大口取引先だけに頼らず、できるだけリスクを分散させ、常に先を見据え、複眼的思考を持つことの大切さを思い知らされました。期末における地域雇用者は、パートを含め85名でございます。今後も高齢化や景気動向などの消費者ニーズの確な把握とともに、自社ブランドのたゆまぬ開発など、常に挑戦する姿勢のもとに信頼される地域の中核企業として産業活性化に貢献してまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんください。

次に、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明申し上げます。

当社は、西予市指定管理者として、ふれあい市場、レストランなどの管理経営に当たり、農林水産物や地域特産品の販売ほか、観光交流などの事業を行っています。年間平均50万人近くあるレジ客数が、今期は下半期に実施された青空市の改築工事により仮店舗での営業が要因で約47万人と大きく下回りました。経営実績では、総売り上げ約5億8,700万円と前年比97%となり、6年連続で維持していた売り上げ6億円をわずかに下回る結果となりましたが、最終的に688万円の利益を計上するに至りました。期末における地域雇用者は、パート職員を含め21名でございます。現在青空市の改築工事も終了し、収支は安定的に推移していますが、近隣地域での競合施設の開業や高速道路の無料化実験の打ち切り、南伸などの影響にも危機感を持ち続けなければなりません。今後も生産者との信頼関係はもとより、新しくなった青空市を新たな武器に、さらなるオリジナル商品の開発や観光、地場産業の振興などを戦略的に展開し、地域活性化に貢献してまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております

資料をごらんください。

次に、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明します。

当社は、西予市指定管理者として、ふるさと創生館、はま湯、民宿故郷、オートキャンプ場きゃんぱの経営に当たり、地域特産品の製造販売、市民の健康増進、観光交流の推進など地域振興を担う拠点施設としての各種事業を行っています。平成22年度の売上高は2億1,624万2,000円、前年度対比2,038万8,000円の減、率で8.6%下回る決算となりました。この最大の要因は、無添加ジュースを主力とする創生館事業に係るかんきつが裏年のため受け入れが減少し、売り上げが14%下回ったことにあります。

また、当期末における地域雇用者は、パートを含め41名でございます。

なお、厳しい経営状況ではございますが、今後とも全社を挙げて経営の健全化を進めるため商品開発や販路拡大、顧客獲得、経費削減に邁進し、さらなる地域貢献が果たせるよう努力してまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんください。

次に、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明申し上げます。

当社は、西予市指定管理者として、ケールを青汁に加工し、その販売を行っています。平成22年度におきましては、天候の影響によりケールの受け入れ量が不足し、計画どおりの製造が行えなかったため売上高は約7億7,700万円、前年対比4.4%減となりました。

また、経常利益につきましては、6月、7月の収穫の原料を使用したストレートバルクによるも、冬の糖度の高いストレートバルクの比率がふえたことで安く仕入れ、高く売ることができたこと、また前年からの改善活動の成果や原材料輸送費の削減及び資材発注ロットの調整などにより1,799万円、前年対比34%増となりました。

なお、期末における地域雇用者数は32名でございます。

ケールかすのサイレージ飼料化は、残渣処理費の削減にも貢献しており、今後は資源リサイクル事業として取り組むとともに、管内のケール契約量を出荷できるようきめ細かい管理を行っていき

ます。

株式会社ファンケルとの製品取引体制を見直したことにより、夏場の体制はよくなりましたが、愛媛でのケールのできぐあいに大きく左右されるリスクも抱えています。今後も工場の稼働率アップが期待できるようHACCP遵守による製造工程管理を徹底し、すぐれた製品づくりに努めてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんください。

以上で説明にかえさせていただきます。

○副議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 報告第18号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」ご説明させていただきます。

財団法人宇和文化会館は、指定管理者として芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。芸術文化事業としまして、宇和文化会館自主事業9公演、共催事業5公演を実施をしました。また、三瓶文化会館自主事業2公演及び共催事業1公演を実施をしました。近年子供向けの事業を実施していなかったことから、米村でんじろうおもしろサイエンスショーでは、ショーアップされた実験を通して科学の不思議さと理論をわかりやすく解説いただき、子供から大人まで楽しめる内容で会場は大いに盛り上がりました。文化会館の利用状況は、年間865件で、延べ4万7,627人の利用となっております。

収入につきましては、西予市からの受託料収入4,212万5,000円、事業収入2,696万8,000円、会場利用収入941万2,000円及び利息収入と雑収入合わせまして68万9,000円を含めた事業活動収入合計7,919万4,000円であります。前年対比7.23%の減となっております。

事業活動支出につきましては、管理費2,462万3,000円と事業費6,057万1,000円であり、合計8,519万4,000円となりました。

事業活動収入合計7,919万4,000円から事業活動支出合計8,519万4,000円を差し引きますとマイナス600万円となり、投資活動収支差額97万8,000円を合わせますとマイナス697万8,000円となり、前期繰越額815万7,000円と合わせて117万9,

000円が次期繰越額となります。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 最後になりましたが、報告第19号「西予CATV（株）の経営状況について」ご説明申し上げます。

西予CATV株式会社は、平成19年に前身であります野村ケーブルテレビ株式会社の発行済み株の一部を取得し、平成20年4月1日には西予CATV株式会社へ社名を変更し、現在発行済み株式1,200株のうち88.3%に当たる1,060株を西予市が保有した形になっております。

平成22年度の事業は、城川町及び野村町横林と惣川地区並びに三瓶町の約8,550世帯を対象にしたケーブルテレビのエリア拡大関連事業及び自主事業放送番組制作、有線テレビジョンによる再送信事業などが主なものでございます。

平成22年度の収支は損益計算書のとおり、当期純損失が910万9,766円でありました。

なお、西予市からは6,249万9,000円の補助金、委託料、負担金を支出いたしております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思います。

なお、今年度の報告事項ではございませんが、本年8月末に代表取締役社長の大森氏が退任され、9月より元西予市職員の清水忠夫氏が新社長に就任されましたので、参考までに報告いたします。

以上、西予CATV株式会社の経営状況の説明を終わります。

○副議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

明日9月7日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後4時02分

平成23年第3回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年9月7日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成23年9月7日
 午前9時00分
 1. 散 会 平成23年9月7日
 午後3時56分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

- 19 番 山 本 昭 義

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹

- 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽 一 郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

- 2 議案第 72号 消防ポンプ自動車一式の
取得について

- 3 議案第 73号 西予市生活交通バス条例
制定について

- 議案第 74号 西予市暴力団排除条例制
定について

- 議案第 75号 西予市税条例の一部を改
正する条例制定について

- 議案第 76号 西予市財産の交換、譲
与、無償貸付け等に関する
条例の一部を改正する
条例制定について

- 議案第 77号 西予市教職員宿舍条例の
一部を改正する条例制定
について

- 議案第 78号 西予市公民館条例の一部
を改正する条例制定につ
いて

- 議案第 79号 西予市青少年補導センタ
ー条例の一部を改正する
条例制定について

- 議案第 80号 西予市災害弔慰金の支給
等に関する条例の一部を
改正する条例制定につい
て

議案第	81号	西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について			予算（第2号）
議案第	82号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について		議案第	98号 平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第	83号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について		議案第	99号 平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）
議案第	84号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	5	認定第	100号 平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）
議案第	85号	新たに生じた土地の確認について		認定第	1号 平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第	86号	字の区域を変更することについて		認定第	2号 平成22年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第	87号	市道路線の廃止について		認定第	3号 平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第	88号	市道路線の認定について			
4 議案第	89号	平成23年度西予市一般会計補正予算（第3号）		認定第	4号 平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第	90号	平成23年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）		認定第	5号 平成22年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第	91号	平成23年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）		認定第	6号 平成22年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第	92号	平成23年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）		認定第	7号 平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第	93号	平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		認定第	8号 平成22年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第	94号	平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		認定第	9号 平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第	95号	平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）			
議案第	96号	平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）		認定第	10号 平成22年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第	97号	平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正		認定第	11号 平成22年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳

		出決算の認定について	議案第	81号	西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について		
認定第	12号	平成22年度西予市上水道事業会計決算の認定について	議案第	82号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について		
認定第	13号	平成22年度西予市病院事業会計決算の認定について	議案第	83号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について		
認定第	14号	平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	議案第	84号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について		
6	陳情第	3号	市道片平泉川線の舗装を求める陳情書	議案第	85号	新たに生じた土地の確認について	
	陳情第	4号	平岩線道路整備を求める陳情書	議案第	86号	字の区域を変更することについて	
7	意見書案第	2号	拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書	議案第	87号	市道路線の廃止について	
	本日の会議に付した事件			議案第	88号	市道路線の認定について	
1	一般質問			4	議案第	89号	平成23年度西予市一般会計補正予算（第3号）
2	議案第	72号	消防ポンプ自動車一式の取得について	議案第	90号	平成23年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	
3	議案第	73号	西予市生活交通バス条例制定について	議案第	91号	平成23年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）	
	議案第	74号	西予市暴力団排除条例制定について	議案第	92号	平成23年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	
	議案第	75号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第	93号	平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
	議案第	76号	西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第	94号	平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
	議案第	77号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	議案第	95号	平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
	議案第	78号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	議案第	96号	平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	
	議案第	79号	西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第	97号	平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正	
	議案第	80号	西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について				

		予算（第２号）			出決算の認定について
議案第	98号	平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	認定第	12号	平成22年度西予市上水道事業会計決算の認定について
議案第	99号	平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）	認定第	13号	平成22年度西予市病院事業会計決算の認定について
議案第	100号	平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）	認定第	14号	平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
5 認定第	1号	平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	6 陳情第	3号	市道片平泉川線の舗装を求める陳情書
認定第	2号	平成22年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	陳情第	4号	平岩線道路整備を求める陳情書
認定第	3号	平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 意見書案第	2号	拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書
認定第	4号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	開議 午前9時00分		
認定第	5号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○副議長 おはようございます。		
認定第	6号	平成22年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。		
認定第	7号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	ただいまの出席議員は22名であります。これより本日の会議を開きます。		
認定第	8号	平成22年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。		
認定第	9号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（日程1）		
認定第	10号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○副議長 これより日程第1、一般質問を行います。通告順に質問を許可いたします。		
認定第	11号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	この際、申し上げます。		
			各議員の発言時間は、15分以内でお願いいたします。質疑については3回までとし、あわせて10分以内でお願いいたします。		
			まず、7番松山清君。		
			松山君。		
			○7番松山清君 皆さんおはようございます。		
			平成23年第3回定例議会におきまして、質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。		
			冒頭に、台風12号による大雨洪水で被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。100人を超える死者、行方不明者が出るという想定もしない大災害となりましたことに、自然の力の恐ろしさを痛感している次第であります。		

東日本大震災から早くも半年が過ぎようとしていますが、福島第一原子力発電所の収束のめどが立たず、今後20年にわたり自宅に帰ることができないという被災者が発生してくるなど、大震災は日本の歴史上経験したことないほどの大惨事となってきました。周辺住民の皆様の復興へ不安とこれからの生活を思うと、心配という言葉だけでは言いあらわすことのできない魑魅魍魎した未知の世界が待っているのではないかと、とても恐ろしく思います。そのような不安は、日本人のみならず外国にも伝染し、風評被害となって日本を襲ってきています。直接の放射能だけでなく、外国人が日本へ来なくなるといふ、観光産業にとっては大きな痛手になっており、農水産物のみならず工業製品の輸出まで放射能検査を求められるという、日本の産業の根幹を揺るがす事態にまでなってきております。

今、日本は放射能病から脱却しなければならず、そのためにはこれからの東日本の復興と原発に頼らないエネルギーの確保を進めていくことが重要な時代に突入してきていると思うわけであります。

まず、第1の質問として、政府が掲げる脱原発依存の方向性について、市長の考えをお伺いいたします。

国のエネルギー政策は、政府関係者の発言などからも、脱原発で進もうとしていますが、三好市長は脱原発依存について、西予市では今後どう対応していくと考えられておられるでしょうか。西予市から20キロメートル以内に伊方原子力発電所が立地していますが、チェルノブイリ、スリーマイル、福島第一原発事故のような想定外の問題が将来起こり得ることを考えると、既に原子力発電に電力を頼ることには限界が来ていると感じられます。

福島第一原発において想定外と言われていることも、伊方原発1号機設置許可の取り消しを求めた伊方訴訟において、その問題は予見されていたとも指摘され、全電源喪失による炉心溶融と放射性物質放出、地震や事故への甘い想定、推進を前提とした安全規制の矛盾、行き詰まった使用済み燃料処理、事故時の健康被害など、想定外という言葉で責任回避することはできません。

今後は、原子力発電によるエネルギーから、自然エネルギーをもっと取り入れた社会を目指して

いくべきだと思いますが、そのためには自治体や住民のコンセンサスが必要となってきます。したがって、その方向へ向かって西予市のまちづくりを進めていかなければならないと思います。しかし、今の福島第一原発の処理を見ていると、全く収束しない今の現状では、周辺の住民の幸福について思うとき、国の原子力発電に頼るエネルギー政策や安全神話の見直しが必要なことは明白であります。

福島第一原発から20キロメートル以内は避難指示、20キロから30キロメートルは緊急時避難準備区域、それ以上は計画的避難区域とされ、住民が土地から引き離されている現実を見ると、西予市民もその基準で見ると、伊方原発で事故が起こった場合、農業や水産業、あるいは事業所や店舗など、今の生活を捨てて避難所で暮らさなければならないというリスクも想定しておく必要が出てきます。そこまで覚悟して原発を容認するということはできないのではないのでしょうか。

昭和50年代に伊方原子力発電所を建設されているときは、耐用年数は30年と聞いていましたが、先般四国電力の勉強会では、発電機の部品などは新品に交換しているので耐用年数はないという経営幹部のお答えでありました。しかし、建屋や原子炉を初めとする構造物などは取りかえることができないので、30年もたてば次の新しい発電方式になると期待していましたが、部品交換と定期点検という逃げ道や言いわけで半永久的に使い続けていくという現状がはっきりしてきたように思います。そうであれば、政府が目指す脱原子力発電という方向は、我々国民にとっては納得できるものであり、西予市も積極的に自然エネルギーを利用するように今後は考えて、段階的に原子力発電に頼らないまちづくりに取り組むという方向が重要だと考えられますが、理事者の考えをお伺いいたします。

次に、観光林道の活用と風力発電の誘致についてお伺いいたします。

法華津峠から県道宇和と高山線へとつながる観光林道は、合併前から宇和町、明浜町、吉田町が取り組んできた事業で、最近では舗装もされて大変通行もしやすくなっていますが、その利用はというと十分ではないと感じられます。観光林道という意味合いがまだまだ市民に浸透していないし、そのような利用のされ方がないためでしょう。今

後の活用及び事業予定はどう取り組んでいくのか、お尋ねします。

この観光林道は整備されているので、自然エネルギーに注目が当てられている今では、観光林道沿いに風力発電の誘致はできないものでしょうか。社会情勢にもよるのですが、今後風力発電の必要性は高まっていくことが予想されているし、ここは人家からも遠いなど、条件的には有力な立地条件を持っています。風力発電は、今後の中核を担う新エネルギーであり、地球温暖化への対策として全世界的な広がりも見逃すことができず、最近の技術の進歩により3,000キロワット級の風力発電機が登場するなど、発電コストの低価格化も進んでいます。したがって、事業主体をどうするかが課題ではありますが、それらに対して市としての支援を検討することにより、西予市の自然エネルギーの自給率も向上していくのではないかと思います。

8月26日には、太陽光、風力発電などの普及を目指す再生エネルギー特別措置法が国会で可決され、来年7月から施行されることになりました。これには小規模水力発電やバイオマス発電などによる電力も含めて固定価格買い取り制度が導入されており、今後の電力の自給向上を目指す自治体が増加していくと考えられます。今こそ再生可能エネルギー確保に力を入れていくべきだと思いますが、理事者の考えをお聞かせください。

次に、太陽光発電システムの導入補助についてお伺いいたします。

再生可能なクリーンエネルギーとしての太陽光発電システムは、近年普及が進んでおり、国も補助制度を導入してその促進を図っているところがあります。愛媛県内の大抵の市は独自の設置補助制度に取り組んでおり、南予では大洲市から愛南町や鬼北町に至るまで、その補助制度が受けられる実態となっております。その補助金額については、松山市の場合、最大で国から14万4,000円、市からは18万円となっているようですが、その自治体の財政状況に応じて市や町の補助額には差があるようです。高知県梼原町では、県10万円、町60万円などを含め、計84万4,000円もの補助があります。時代のニーズとして太陽光発電システムは今後推進していくべきであり、愛媛県も補助制度のある市町に対し支援をするということが9月補正予算で明らかになって

きました。西予市においても導入時の補助制度をつくるべきではないかと思うのですが、理事者の考えをお伺いいたします。

かつてメインフレームという情報センターの大型コンピューターが事務処理や技術計算の主役であった時代がありますが、ダウンサイジングによりパソコンやオフコンなどにより現地現場処理が進んでいったのと同じように、発電も原発という巨大施設での生産から自然エネルギーを利用したローカル発電が主役になる、スマート発電の時代に今は向かっております。西予市には、バイオマスタウン構想はありますが、福島第一原発事故を教訓にして、バイオ発電や太陽光発電、風力発電、ダムを改良するなどした水力発電などによるエネルギー確保に取り組んで、自然エネルギー100%のエコタウンを目指していくことはできないでしょうか。

次に、卯之町駅前広場と自転車置き場の整備についてお伺いいたします。

本庁舎が完成して、旧庁舎も解体されている途上ですが、今後卯之町駅前の周辺整備と自転車置き場の確保についての見通しをお聞かせ願いたいと思います。

現在、第1別館前や通路の中まで無秩序に自転車が突っ込まれていますが、利用者の利便を考えると、その確保は工事中でもまた完成後もしっかりとしていかなければならないと思います。卯之町駅前は、町の顔であり、多くの人が列車を利用することから、広場や駐車場、送迎車、タクシーの待機場所などは、それにふさわしいものとして適切に確保していかなければならないと思っております。JRや宇和島自動車との整備計画についての協議などの進捗状況は現在どのようになっているのでしょうか。今後の取り組みについての方針や現状をお伺いいたします。

また、第1別館についての取り扱いは、解体して周辺整備をしていかなければならないと思われませんが、そろそろ新庁舎も完成することから、次のステップとしての基本的な考えについてお伺いいたします。

最後に、CATVの活用と行政チャンネルについてお尋ねいたします。

西予CATVの番組は、自主制作のものを中心に放送されていますが、行政情報はまだまだ十分に発信されていない現状だと思います。行政も積

極的にCATVを利用して情報発信をすべきであります。さらに、活用を図ることによって市民に有効な情報伝達の手段となる可能性もあるし、市民が興味を持ち、加入率の向上につながると考えられます。

例えば、西予市の行政改革や事務事業評価、公共交通の見直しなどの結果や検討状況などを職員が登場して解説をしたり、議会報告や委員会報告の番組を制作する、またそれぞれの行政部門や検討委員会の報告、議会の委員会や議員が活動報告に活用するなどすれば、おもしろい放送となります。行政チャンネルについては、実施している町は多数ありますが、行政情報と市のスケジュールなどの文字情報を30分から1時間程度に編集し、同じ内容を一日じゅう繰り返して流しているという例もあるようです。それは、1週間単位で更新するという仕組みですが、それくらいなら西予CATVでもできるように思います。さきの視察した亀山市では、議会があるときはその時間だけ行政チャンネルで議会を生中継するそうで、CATVの活用例としてはそのやり方も考えられます。ローカルな放送ならではの活用方法を模索し、また行政チャンネルとしての専門性を持たせて、もっと親しみのある西予CATVにしていきたいと思いますが、理事者の考えをお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

日本全国各地に甚大な被害をもたらしました台風12号、このように、うそのようにきょうは台風一過で晴れてまいりました。秋さえ感じさせるような晴天の朝となってまいりました。

本日はこのように早朝から、傍聴の席においては多くの方々が傍聴いただいております。本当にありがとうございます。

本日は9名の議員の方から一般質問を受けますけれども、いずれも大切な一般質問でございます。私どもも真剣に対応していきたいと思っております。

まず、第1番目の脱原発についてと太陽発電システムの補助について、松山議員の質問について私のほうから答えさせていただきます。

議員ご質問の第1点、脱原発についてお答えさせていただきます。

国のエネルギー政策は、安定供給の確保、環境への適応、市場原理の活用の3つの基本方針を掲げております。その中であって、原子力発電はコストや安定供給をする安定性、経済効率性を同時に満たす基幹エネルギーとして、安全の確保を大前提として積極的な利用拡大が図られてまいりました。しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、私たちが認識した原子力発電の根幹を揺るがし、安全神話が崩壊してまいりました。

大震災から間もなく半年を迎えようとしておりますけれども、原発事故の収束に向けた当面の取り組み、ロードマップは公表されておりますが、住民のふるさとへの帰還についての先行きは見えない状況にあります。また、主な復興事業の工程表をマスコミが発表されましたけれども、長いものでは5年程度を目指しており、住民にとって非常に厳しいものとなっております。今回の原発事故において、脱原発の議論は深まると思いますけれども、安定供給やコスト、地球温暖化防止等の整合性を考慮しながら代替エネルギーへの転換を図るには長期的な対策、視点が必要であり、当面の短期的なエネルギー源は原子力発電に頼らざるを得ないのではないかと考えております。最終的には、脱原発を目指すのは自然的な方向だと思っておりますが、電力料金の高騰や安定供給に不安があると、国内産業の海外流出を誘発し、家庭にも大きな影響を及ぼすこととなります。

したがって、将来的には、新たなエネルギーの導入や省エネ対策を強力に推進し、全体的なエネルギーバランスを考えながら、原発への依存を徐々に減らしていく手法が最善であろうかと考えております。原発事故以降、エネルギーの安定供給を確保するとともに、二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の問題への対応を図る観点から、太陽光、風力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの期待が高まっております。

このような中、先般再生エネルギー特別措置法が可決成立いたしました。この法律は、発電した電力の全量を電力会社が買い取る、固定価格の買い取り制度でありますけれども、制度の柱となっております新規参入の発電コストは発電料金に転嫁されることとなります。企業や家庭では負担増

となると思われておりますけれども、電力を大量に使う企業には負担軽減措置が講じられるようあります。本市におきましても、環境に優しいまちづくりを積極的に進めてまいりたいと思っております。温室効果ガスの排出削減を図るためには、バイオマスや太陽光、風力等の自然エネルギーからの発電を積極的に推進していきたいと考えております。

なお、導入に当たっては、地域や地点によって適合性が大きく異なることから、地域に適した導入を検討したいと考えております。

次に、ご質問３点目の太陽光発電システムの補助金につきましては、ご指摘のとおり県内１４市町で財政状況において国の補助の上乗せとして補助金を支出されております。この太陽光発電システムの導入につきましては、クリーンエネルギーとして注目されておりますけれども、導入コストが高く、投下資本の回収が困難なことから、一般家庭では思うように普及していないのが現状であります。近年の消費者のエネルギーに対する意識変化や、平成２１年度末からの買い取り価格の上昇の後押しもありますので、本市におきましても広い市域の地域特性を十分に生かした環境のまちづくりを推進するため、太陽光発電システム補助金制度の導入とあわせてエコタウンの推進を前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 松山議員の２点目のご質問、観光林道の活用と風力発電の誘致についてお答えいたします。

初めに、観光林道の今後の活用及び事業予定としてどのように取り組むかについてお答えをいたします。

法華津峠から県道宇和高山線へとつながる観光林道成谷線、竜王線につきましては、平成２２年度に林道成谷線の舗装が完了したことにより、起点から終点までの全線が舗装道となりました。市といたしまして、本路線は林業及び観光振興両面の機能を有していると考えております。

まず、観光面につきましては、法華津・野福峠観光開発促進協議会を設置し、観光施設等の充実に努めているところであります。平成２２年度には、展

望台に設置しております法華津峠表示板の改修、宇和高山線に法華津峠展望台案内板の設置、展望台トイレ、手洗いの取りかえと観光客誘致及び整備を行ったところでございます。ご存じのとおり、県では南予地域を重点地域として観光支援を進めていただいております。市といたしましても、足歳宇和海国定公園に位置し、風光明媚な法華津峠を観光面で一角となるよう、観光開発促進協議会のメンバーでもある宇和島市と協力しながら誘客に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の事業実施といたしましては、ウォーキング大会や体験メニューの企画、マスコミへの積極的なＰＲ活動等を行い、法華津峠の魅力を市内外に発信する予定といたしております。法華津峠は、往来する人々がその絶景に心を打たれ、詩歌が生まれ、絵となり民話となり歌碑が建てられました。殺伐とした現代社会の中にあつて、市民の方々はもちろん、観光客の方の心休まる地、いやしの地、歴史をしのぶ地として位置づけ、観光振興に役立てていきたいと考えております。

次に、観光林道沿いに風力発電の誘致はできないかについてお答えをいたします。

法華津峠から県道宇和高山線へとつながる観光林道、成谷線、竜王線沿線の風力発電施設の設置については、過去平成１７年度でございましたが、大手企業からの協力依頼の申し出がありました。企業側といたしましても、当該地の宇和財産区山林を借地の上、風強調査等を実施された結果、おおむね企業として採算ベースに乗る風力が確認され、事業着手に向けた計画を進められていた経緯があります。しかし、企業の諸事情により現在まで計画は中断されたままになっております。市といたしましても、風力発電や太陽光発電のような再生可能エネルギー供給施設の設置は重要と考え、今後関係企業から当該地域における風力発電施設設置の申し出があった場合には、地元や県、国と協議連携し、各種の問題点がないことを確認の上、事業実施に向けた協力に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 私からは、４点目の卯之町駅前広場と自転車置き場の整備とケーブルテレ

ビの活用についてお答えいたしたいと思います。

まず、卯之町駅前広場と自転車置き場の整備についてでございますが、昨年6月の定例議会においてもご質問いただいたところでございますが、庁舎第1別館の利活用とあわせた駅前の整備につきましては、西予市の顔、玄関でございますので、西予市のまちづくり、中心市街地の活性化を考える上でも非常に重要な課題でございます。

今後の取り組みにつきましては、24年度から庁内検討会と並行して市民検討委員会等を開催し、広く市民の皆様の声を聞きながら整備計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

J R 四国や宇和島自動車の協議につきましては、整備計画策定にあわせて同様に進めてまいりたいと考えております。

また、自転車置き場の確保につきましては、現在宇和保健センター改修工事や庁舎建設事業により、庁舎第1別館横の駐輪場及び旧上下水道課棟の横の駐輪場を撤去いたしております。第1別館周辺部分や文化会館前の一部を代替の駐輪場として対応しているところでございます。

J R 卯之町駅前の利用者の多い日には、駅前の利用者の多い日にはこの代替駐輪場に自転車が約100台、バイク20台程度が駐車しております。ご指摘のとおり、一部第1別館前の道路、歩道部分にまではみ出しているのが現状でございます。使用上の注意を表示して、利用者へ整理整頓について周知は図っておりますが、現状では利用台数に対して駐車面積が不足しているのも事実でございます。利用者及び周辺地域の皆様にご迷惑をかけているところでございます。

ただ、10月にはすべての庁舎建設工事が完了いたします。現在のスペースに加えて市役所敷地内に約40台の駐輪場が増設となりますので、混雑が緩和できるものと考えております。また、長期的には現状を踏まえ、駅前開発事業の中で駐輪場の整備についての検討が必要であろうかと考えておりますので、ご理解やご支援を賜りますようお願いいたします。

続きまして、5番目のケーブルテレビの活用と行政チャンネルについてお答え申し上げます。

西予ケーブル株式会社の自主放送チャンネル、きらりチャンネルでございますが、同社が提供するケーブルテレビサービスの加入者向けに西予市で行われている身近な話題、地域の情報をデジタ

ル画像で配信するために、西予市及び日本ケーブルテレビ連盟の自主放送チャンネル使用、認許可をとって取得したのは、これが自主放送チャンネルでございます。これまで、西予ケーブルテレビ株式会社におきましては、デジタル放送の完全移行に向けまして、加入手続や引き込み工事の対応に追われ、自主放送番組の作成に時間的な余裕がなかったのが現状でございました。デジタル放送の完全移行が終わりましたので、引き込み工事の対応も落ちついてまいりました。今後は、経営安定に向けて魅力あるケーブルテレビサービスの提供に向けて自主制作番組の充実を図り、加入率の向上を目指すとの方針でもございます。制作スタッフの増員も検討しているというふうに向っております。より市民のニーズにこたえた番組づくりに努力いただけるものと期待いたしております。

西予市といたしましては、ご指摘のとおり行政情報の発信手段としてCATVの活用は有効であるという認識では同じでございます。西予ケーブルテレビ株式会社の番組編成との連携を図りまして、市民の皆様にご有益となる行政情報番組の作成について整備を進めてまいりたいと思います。

なお、調整に当たっては、行政側の体制づくりが必要でございまして、作成した番組の内容を監査する体制づくり等も検討する必要があるかと思っております。こういった課題の解決に向けまして、先進自治体の運用事例を集めまして、行政としてどのように関与していけばよいかという研究をしてまいりたいと存じております。

なお、市民の皆様方には、きらりチャンネルが地域情報の拠点となりますように、地域活動の情報提供と加入促進につきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。私の答弁とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○副議長 7番松山清君。

○7番松山清君 西予市の未来におきまして、やはりいろいろ心配することもありますし、そういう中で前進していけるなあということを感じた次第であります。

原子力につきましては、私は当初想像した以上に非常に毎日毎日報道されておりますし、セシウムが問題になったりダイオキシンが問題になった

りと、新しい話題が次々と出てくるわけで、それだけ市民が不安に感じておるんじゃないかということを感じたしております。そういう中で、やはり新しい東日本の復興計画や日本のいろんな原発立地地域におきましては、次のまちづくりをどう進めていくかということは、市民にとってもすごく重要な課題じゃないかと思ひまして、私は脱原子力発電と自然エネルギーへの転換というのを強く推進したいというふうに考えているところなわけでありまして。

それで、市長の方針も理解できましたし、大変これから変わっていくんじゃないかなという期待を持っております。最近の報道やら視察やらで、特に梶原町が100%エコタウンを目指して、風車を2基建てて、それが町がやられたそうですが、かなりそれに貢献しておるということと、先月私清風会で沖縄県の与那国を視察しまして、やっぱ島ですのでエネルギーの確保はどうなっているのかっていうことで、その分も見てきましたところ、人口とかそういうものが少ない関係上2基の風車を建てて、そこもその風車で約7割の町の電力を確保されておりました。それで、残り3割どうするのかっていうことなんですけども、それが太陽光発電パネルを一面に敷き占めて、大変広い敷地でしたけども、広いといっても4ヘクタールぐらいでしたけども、それを見たときに平面に敷いてあるのを見たのは初めてやったんですが、やっぱ町の取り組みといいますか、そういう自然エネルギーを最大限に活用して、町のエネルギーを確保しているという強い意気込みを感じたわけでありまして。さらにまた、太陽が照らないとか風が来ないときはどうするかっていうと、その町の中に火力発電所がありまして、本当の工場みたいな発電所でしたけども、自分たちの町のエネルギーは自分たちで賄っている、ただ火力発電も一部補助的に使っていたというようなことでありましたが、それはすごく私たちにも参考になることであって、西予市としたら広い地形を有しております。ですから、私たちの町、西予市は100%ひよっとしたら目指せるんじゃないだろうかと。もし足りないエネルギーがあるのであれば、バイオマスペレットをつくっておりますのでそういうことを利用するか、あるいは今度ごみの、八幡浜市の処理場が使えなくなった場合に、やっぱそういった燃やしたときに出る熱エネルギ

ーを利用するか、そういったことに積極的に取り組んでいくことによって、やはり次の時代のエネルギーの確保というのは可能じゃないかなというふうに思うわけでありまして。

それで、1つだけ答弁いただきたいのは、風力発電の導入に関してのご説明があったわけなんですけども、それ過去の例は過去の例として、現在実施されていないということは承知しておるわけですが、やはりそれを市として、やはりいいところがありますよと、あなたしないんだったら次のB社どうですか、商社であつたり電力会社であつたり、いろんなところあるかと思うんですけども、そういうこちらから積極的にそういう計画を立てて参加企業を募るとか、そういうような自然エネルギーへの取り組みに対する市としての姿勢を示すとか、あるいはひよっとしたら固定資産税の減額みたいな方法を示すとか、そういったことができないもんだろうかというふうに思うわけでありまして、特にその観光林道のところにおきましては、それをやることによってやはり周辺整備がされて観光というか、皆さん見に来たりとかということも瀬戸町の例を見たらあるようなんで、もっと積極的な取り組みができないのか、そういうことはできないのかっていうことに対して再答弁をお願いいたします。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、松山議員の再質問についてお答えさせていただきます。

私は、けさ方、夜中ですね、夢を見ました。といいますのは、これハメに食われておるけれども、どうしようかという夢です。そのハメ退治しようかどうか、だんだん手が痛くなって、だんだんそれが正夢になりました。ムカデがおりまして、床にムカデに食われて、けさまでここぶうっと膨れておりまして、それでそのときに正夢、治療をするときに、そのムカデを殺そうかどうかと迷いました。それはどういうことかといいますと、私のような非常に古くて老朽化した家には、ムカデは益虫なんです。ムカデはいろいろな家の虫を食ってくれる、非常に大事なんですね。だから、ムカデと私は共存しておるんだと思ひながら、残念ながらムカデを退治してしまいました。

この原子力発電というのは、そのように似ておりまして、ある意味では大事なものを一遍に無くしてしまっているのかどうかということにも通じるのではないかなと。今、きょうのご質問を受けながら考えておりました。そういう中で、今ほどの再質問の風力発電の問題でございますけれども、風力発電、私も今後可能性の高い、西予地域において可能性の高い地域があります。まず、今ほど松山議員がおっしゃられました場所、あるいは明浜、三瓶の稜線ですね。あるいは、大野ヶ原、すごい風力の力があります。そういうところに、今までもそれぞれの企業が、そこに風力発電をやりたいということを言われまして、私ももある一面その企画については賛同しながらやっておった時期もありました。しかしながら、残念ながら今まではその背景にあるのは、それぞれの電力会社が国が定められた自然エネルギーの強制的にこれぐらいにしろよというパーセンテージが、今まで恐らく3%であったと私は認識しておりますが、それ以上になりますと電力会社は安定供給のできない電力については要らないと規定を打ったところがあったと思います。したがって、今まで私どものところに来られた企業は、その入札に入られて、残念ながら落札しなかったと私も思っております。だから、その努力はそれぞれされましたし、私たちもそれに対しては広報してまいったところもございます。そういう意味では、市自身が直接風力発電所を今するかどうかなのかについては、今逡巡しておるところでございますけれども、今後はいろいろな事例もあって、可能性があるかどうかは探らないといけませんけれども、そういう参加企業を募るということについては、あくまでもその対岸におられるのは電力会社だということを私どもは知っておくべきではなかろうかなと、このように思っております。

以上、答弁といたします。

○副議長 7番松山清君。

○7番松山清君 風力発電に関して、今からのまた課題がいろいろあると思いますけれども、ぜひとも前向きに取り組んでほしいなというふうに思います。

それと、あともう一点、市長のムカデの話聞きながら、私のちょっと感じたことをさせてもら

いたいんですけど、私の主張と同じように思いまして、今原子炉は定期点検なんかでとまっておりますけれども、これを再稼働させないとか、そういう気持ちで言ってるわけではないんです。これらは、恐らくいろんなアスベストテストとか、さらに厳しい検査の中で再稼働していかなくてはならないでしょう。しかしながら、その背景の中に私たち国民の気持ちとしては、やはり耐用年数、建てるときには30年と言って、今40年というのが国会なんかでは言われてるようでもありますけれども、その耐用年数というのを超えたものに対しては、たとえ部品の交換をしたとしても、あるいはいろんな点検をしたとしても、コンクリートも劣化していくわけですし、中にあるすごく頑丈にできた原子炉についても、鉄というのもやっぱ疲労とかがありますし、想定しないものもあるわけでございますので、今後10年、20年後にそういったものが、そういう耐用年数と言われる年限を過ぎていく。そのときには、やはり新しいものを準備しておかなくてはならない。原子力発電というものも数十年前の技術でありますから、今は、新しい太陽光であったり、風力であったり、そういった自然を利用した、あるいは西予市においてはバイオマスタウン構想がありますので、それをさらに強化して、発電の方へもシフトした考えをしていただきたい。そういうのが私の言っておる趣旨でございますので、今突然にこの原子力発電やめろとか、強硬なことを言うつもりはないわけですが、技術の変化、時代の変化とともに、我々西予市も新しい方向に進んで行く、行きたいと、そういう意味でございますので、ぜひよろしく願いいたします。

○副議長 暫時休憩します。（休憩 午前9時43分）

○副議長 再開いたします。（再開 午前9時46分）

次に、2番二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、宇和町小学校の5年生の皆さんが議会見学に来ていただいております。西予市の将来を担っていただく皆さんです。せっかくの機会です

から、何かを感じて帰っていただきたいなと思っております。また、皆さんの前でさせていただくことに責任の重さを感じながら始めさせていただきます。

3月11日の東日本大震災からもう少しで半年になろうとしております。特に被害の大きかった東北3県では、いまだに避難所生活から抜け出せない被災者が数多くおられます。瓦れきの撤去も遅々として進んでいない状況だと聞いております。加えて、福島第一原発事故に端を発する放射能汚染と風評被害は、関東各地にまで影響を広げ、そして水産業や農業などの復興や再生への道筋はというと、これも進んでおりません。また、原発の影響でふるさとを離れて暮らさなければならぬ皆さんは、いつになれば我がふるさとに帰れるのでしょうか。今後、原子力は日本のエネルギー政策にどのような影響を及ぼしていくのでしょうか、などなど政府の対応の遅さにいら立ちを覚えております。日本全体が心を一つにして、頑張れ東北、頑張ろう日本との思いで約2,200億円の義援金が集まりましたが、いまだに被災者の皆さんには約半分も届いていないのが今の現実であります。想定外の災害とはいえ、国の対応は余りにも遅いし、ひど過ぎます。東北にとって暑い夏は終わりました。今からは、短い秋と長く厳しい冬がやってくるんです。一日も早く復興への道筋を示すことが必要だと考えます。

先日、民主党政権3人目の総理が誕生をいたしました。新野田総理には、二度あることは三度あるではなく、必ず三度目の正直の結果を出して、国民の皆さんや被災地の思いにこたえ得る政権運営をともどもに期待をしていきたいと思っております。国民を守るのは国の責務であり、市民の皆様の生命と財産を守るのは市の責任であります。西予市の皆さんの生命と財産を守るべき立場の三好市長や理事者の皆さん方には、地震や津波といった自然災害は未然に防ぐことはできないかもしれません。しかし、生命と財産を守るその対策は、真剣に、また早急に、全力で取り組んでいただきたいと思えます。

そこで、第1点目の西予市の防災対策について伺いをいたします。

西予市各地域には、それぞれさまざまな災害に対する課題があり、その結果も異なると思えます。その対策も異なると思えます。防災対策につ

いては、6月議会でも多くの質問や提言がありましたが、一朝一夕にすぐにできるものではありません。現在策定されているマニュアルの検証や見直し、避難場所の確保や、水、食料などのハードな対策には財源も必要になります。行政でできることと地域や住民にお願いすることの選別や、防災計画に向けての段階的な時期や時間を示すことも必要です。6月議会の私の質問に対しての市長の答弁、西予市として何が必要か、今見直しの指示を出していると言われておりました。西予市の防災対策をどのように考えておられるのか、特に震災後防災に対する考え方に変化はあったのか、現時点での三好市長のご所見をお聞かせください。

次に2点目、自主防災組織について質問をさせていただきます。

前回、6月議会に続いての質問になります。今回は、公明党愛媛県本部の防災対策委員会で取り組んでおります防災に関するアンケート調査をもとに質問をさせていただきます。

私たち公明党愛媛県本部では、5月12日に防災対策委員会を立ち上げ、防災に強い愛媛県や各市町村を目指して活動をさせていただいております。6月議会での被災者支援システムも、西宮市情報センターでの研修を踏まえて、県内の各自治体への早期導入を目指して質問をさせていただいたものであります。

それに続く第二弾として、今回は自主防災組織のリーダーの皆さんへのアンケートを行い、県内それぞれの自治体の自主防災組織の問題点や改善点、改善すべき点を明確にし、現実的に役に立つ組織にするべく取り組んでおります。私たちの西予市においては、66の自主防災組織がありますが、の中で今回は24の自主防災組織のリーダーの皆さんにアンケートをお願いして、お願いした全員のリーダーの皆さんから回答をいただくことができました。ご協力をいただきました各自主防災組織のリーダーの皆さんには、心より御礼を申し上げます。

アンケートの内容としましては、伊方原発への不安、自主防災組織への住民への周知と理解度と防災マップ、避難所、避難訓練、自主防災組織の活動に関する内容など29項目について質問をさせていただきました。アンケート開始に当たり、危機管理室に協力をお願いするために、自主防災

組織のリーダーの皆さんの名簿を見せていただこうとお伺いしたところ、名簿はありませんとの回答だったので、組織名簿だけをいただいて帰りました。名簿がないということで、どこにお願いをすればいいのかなと考えたんですけれども、旧宇和町地区においては各公民館の主事さん方に、また宇和以外の4つの地区においては各支所長の皆さんにご協力をいただき、自主防災組織のリーダーの皆様へアンケートを届けていただきました。大変お世話になりました。ありがとうございました。

そこで、以下の点を質問をいたします。

自主防災組織のリーダーを掌握されていない西予市では、もし災害のとき危機管理室と各自主防災組織との連携や連絡、また避難場所との連絡はどのような方法でされるのでしょうか。

2点目、アンケート結果での自主防災組織の運営上の課題の問いに対しては、名ばかりの組織になっている。住民の防災に対する意識が乏しい、またPR不足である。3番、行政の積極さが足りない。4番、活動をしたくても資金がないなどの回答がありました。この回答に対してのご意見はいかがでしょうか。また、アンケートの運営上行政に対して望むことはとの問いには、専門的な人材を派遣してほしい、資材や機材の支給とフォローが欲しい、積極的に指導し予算もつけてほしい、地域任せになっているなどの回答でございます。これに対してのご意見もお伺いをいたします。

次に3点目、自助や共助の大切さを市民の皆さんにどのように啓発すればいいとお考えでしょうか、お伺いをします。

最後に、自主防災組織と連動した西予市全体、または旧町単位での防災訓練等が必要ではないかと思うのですが、お考えをお示してください。

次に、災害時要支援者の避難対策についてお伺いをいたします。

それぞれの地域や自主防災組織において、災害弱者と言われる、支援が必要な皆さんの名簿とか実態の把握はできているのでしょうか。

また、福祉避難所は西予市において何カ所確保をされているのでしょうか。

3つ目として、要支援者の皆さんの避難場所へ行くまでの体制や計画はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

最後になります、災害時のコミュニティー放送や災害FMについてお伺いをいたします。

災害時、防災行政無線が被害を受けたかわりとして、コミュニティー放送を活用したり、臨時の放送設備を設置するなど、臨時災害放送局として災害FMが有効だと聞いております。西予市の防災行政無線は、地域によれば現在のマイク放送が聞きづらい、聞こえないとの声を多く聞きます。また、災害によっては現在の設備が壊れたときの対応の準備が必要だと考えます。この災害FMは、市が開局することになっており、口頭申請により即日免許を交付されるものであります。災害時に開局するには、放送機材や無線従事者の確保など、平時から準備が必要と考えます。西予市でも有事の前にできるだけ早く準備をしておいていただきたいと思います。ご所見をお伺いして私の一般質問とさせていただきます。大変にありがとうございました。

○副議長 三好市長。

○三好市長 傍聴席に来ていただきました宇和町小学校の5年生の皆さん、よくぞ来ていただきました。皆さんの中からも、よく勉強をいただいて、勉強をして、この私どもやこちらの理事者側、あるいは市議会議員、このようにおられますけれども、そういう目指すべきような人が出ていただいたらありがたいなと思っておりますし、傍聴席の一番前には県会議員の兵頭県議にも来ていただいております。そういう方もおりますので、目指すべきものも、ひとつそういうものも目指していただきたいと思います。このように思っております。

それでは、私のほうから二宮議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

去る3月11日に発生いたしました東日本大震災から6カ月を迎えることとなりました。今回の大震災におきましては、マグニチュード9という我が国観測史上最大規模の地震に加え、その直後に発生した大津波と福島第一原子力発電所事故により未曾有と言われる大災害をもたらしました。現在もなお全国で8万人の方々が避難生活を余儀なくされているところであり、改めて被災者の皆様方にお見舞い申し上げますとともに、被災地域の日も早い復旧復興を願うところでござい

ます。

さて、ご質問の第1点の西予市の防災対策についてであります。先ほども申し上げましたとおり、今回の震災は強大な規模の地震津波による自然災害と、それに起因する原子力災害という史上例を見ない、広域、複合的な災害であります。このため、現在もなお国や専門機関等においても、その検証作業と対応に向けた議論、検討が進められているところでありますが、宇和海沿岸地域を有し、近隣に伊方原発が位置する西予市におきましても、今回の震災を教訓として新たな防災対策に取り組む必要が迫られております。

このため、災害時において中核的な役割を担うべき災害対策本部の体制と災害時の職員配置計画の見直しを行っているところであります。また、本年5月には国、県から各地域防災計画に基づく防災体制についての緊急提言を行う通知を受けて、現在各部署を中心に地域防災計画の見直しも含め、防災体制の点検を進めているところであります。この間にも、職員派遣を初めとする被災地域支援にも積極的に取り組み、愛媛県、四国電力などとの検討協議や各種要望申し入れ等を行いますとともに、市民各団体における研修、訓練等の実施を進めてまいりました。

一方、今回のような大規模災害や原子力問題への対応に関しましては、より専門的な検討と広域的な連携体制が不可欠であると考えております。こうした中、6月16日に愛媛県及び県内各市町による第1回防災対策協議が開催されました。また、7月26日には県宇和海沿岸の南予5市町、愛媛大学による津波対策検討会、8月10日には県関係市町による愛媛県原子力防災対策検討協議会が設置されまして、それぞれ私を初めとしまして副市長、関係職員が参加をいたしました。県関係各市町とも今後の対応などについて検討協議を進めているところでございます。

この中で、地域における防災リーダーの育成や、宇和海沿岸における津波対策、原子力防災への対応、広域的な避難訓練など、個別の具体的な検討を進めることといたしております。今回の大震災を大きな教訓と受けとめまして、西予市の防災を考えますとともに、やはり基本的なことでありますが、市民お一人お一人の防災意識の向上と地域における防災力、防災体制の向上が重要であります。このことを基本としながら、本市地域防

災計画のマニュアルの見直し、地域における防災対策、防災環境の整備などに取り組んでまいりたいと存じます。

なお、原子力問題や大規模災害に関しましては、各種法制度や専門分野における課題が山積しております。このため、国関係機関等におかれましても、今回の震災の検証結果を踏まえた中で、一日も早く安全防災に関する各種法制度、新基準等を明確にされるとともに、国や自治体に対して速やかな情報提供をいただくよう強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 私からは、自主防災組織のご質問と災害FM、コミュニティーFMについての2件についてお答えいたしたいと思います。

まず、自主防災組織に関するご質問のうち、災害時の避難場所や危機管理室と各自主防災組織の連携、連絡方法についてでございますが、一時避難場所への連絡や情報伝達につきましては、現状では行政防災無線と各施設に設置しております戸別受信機、または固定電話等を利用しておるところでございます。連絡体制といたしましては、現地に職員と消防団員を配置することといたしておりますので、消防団と各支所総務課が保有しております移動系の防災行政無線や、個人の携帯電話を活用することといたしております。自主防災組織との直接連絡につきましては、現在これ以外に具体的な通信手段を確保しておりませんけれども、各自主防災組織の役員等の一覧表を整備して、本庁、支所が連携して現地との連絡をとり合うことといたしております。

なお、今後は現地対策本部における職員と消防団員の配置体制や役割等のマニュアルを整備いたしまして、マニュアルを確認いたしますとともに、これに基づいた訓練や研修の充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、自主防災組織の運営上の課題に対する行政側の意見でございますが、まず、自主防災組織の結成の経緯が必ずしも住民の自発的な動機によるものばかりではないため、活動に対する住民の関心が低く、また役員が自治会内なんかの役員との兼務をせざるを得ない状況でございますので、

役員となつていただく方の過剰負担になっているという組織もあろうかと思ひます。また、役員の高齢化や後継者不足、役員の任期交代に伴ひ、活動の引き継ぎが十分でなかつたり、資金や機材等の不足など、組織体制の維持や活性化が難しいという問題点があることは十分認識いたしてゐるところでございます。このため、危機管理室と消防本部が連携いたしまして、自主防災組織の役割や運営に関する学習会、研修会を定期的に開催するなど、地道な取り組みを進めてまいりたいと思ひます。

また、資金面に関しましては、現在西予市防災組織活動育成補助金交付要綱の制度の見直しを検討いたしてゐます。今年度より実施しております、西予市地域づくり交付金をうまく活用いただくのも資金面でのもう一つの方法でなかろうかと思ひます。

さらに、3点目の自主防災組織の運営上、組織が行政に望んでいることの事項への対応でございますが、まず人材に関しては地域防災の中心的な役割を担うリーダーの育成が重要でございます。今年度におきましては、県主催の防災士養成講座に25名の参加を予定いたしてゐます。今後3年間で75名の防災士を育成する計画でございます。したがひまして、この方々を中心としながら、住民の自主的な防災意識の向上と活動の充実促進を図つてまいりたいと考えております。

予算や機材等の問題につきましては、先ほどの西予市自主防災組織活動育成補助金の見直しを初めといたしまして、必要となる備品、設備等の整備確認を行いますとともに、維持管理体制も含めまして、計画性を持った上で必要なものについては順次整備を図つてまいりたいと考えております。地域任せ、行政任せとならないように、地域と行政がお互いに連携、意思疎通を図りながら、計画的な取り組みに努めたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、自助、共助に対する啓発についての考え方でございます。これまで、地域の要望に応じた各種講習会、研修会を随時行つてゐるところでございますが、8月現在、危機管理室、西予市消防本部を合わせまして、市内25の団体から講習会等の依頼がありましたものが、延べ1,600人の受講者に対して防災研修や講座を実施してまいりました。

なお、今後は具体的な訓練を通じた意識づけが必要であらうと考えております。自分の命は自分で守るということを基本として、災害時の被害を最小化する、いわゆる減災の考え方を踏まえながら、各地域における訓練を計画的に実施するなど、防災意識の高揚に努めてまいりたいと思ひます。

次に、防災訓練でございます。

現在の西予市内には、64の自主防災組織が設立されておりますけれども、一部地域でだけ自主防災訓練が行われている現状でございます。また、今回の大震災以降、各自主防災組織の自治会など市民の皆さんから防災啓発講習会の依頼が急増いたしてあり、住民の方々の災害に備える機運が高まつてきております。9月の防災月間は、三瓶町、明浜町、宇和町内におきまして避難訓練が計画されるなど、引き続き旧町の各地域単位での避難訓練等が計画実施されております。

大規模な訓練の必要性につきましては、今後検討してまいりたいと存じますが、今後も地域の要望にこたえながら防災知識の普及啓発及び各種訓練活動等を継続してまいりたいと思つております。

次に、災害時のコミュニティー放送や災害FMについてのご質問についてお答え申し上げます。

まず、コミュニティー放送局でございますが、従来のFM放送より若干狭い範囲内で地域に密着した情報提供する小規模のFM放送局という定義でございますが、防災専用のコミュニティーFM局の設立はできませんで、一般FM放送局として、自治体以外の放送事業者が許可を、要件を満たした上で設立する必要があるでございます。ほかの自治体での試算ですが、一中継局当たり約1,000万円程度、全体で数千万円の経費が見込まれるようでございます。経費や運営主体の課題が当然ありますので、災害時の対応を主目的とするコミュニティー放送設置につきましては、現在では対応が困難と考えております。

また、災害FMにつきましては、地震や豪雨など大規模災害が発生した場合に、その被害軽減に役立つ情報を流すことを目的として、自治体が総務省の免許を受けて、臨時災害放送局を開局するものでござひまして、ご質問のとおり口頭での申請により、即座に免許の発行と周波数の割り当てが行われております。

東日本大震災では、防災行政無線が津波で流された被災地など、臨時災害放送局が26局程度開局されておりまして、避難所への情報提供等の面で有効であるという報告もなされております。ただ、臨時災害放送局を開設するためには、既存のコミュニティーFMを利用して開局するか、もしくは新たな放送設備を整備する必要があるかとございます。現在、本市におきましては、戸別受信機を含む防災行政無線及び消防救急デジタル無線の整備計画がございますので、災害時に限定して開局する臨時災害放送局の設備を直ちに整備することにつきましては、経費設備等の条件を含めまして、さらに精査検討をしてみたいということでございます。

以上、2件に対する答弁とさせていただきます。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 二宮議員3点目の災害時要援護者の避難支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の災害時要援護者の実態把握についてでございますけれども、西予市では西予市地域防災計画に基づき、高齢者や障害のある方など、災害時に自力で避難することが困難な方への避難誘導支援体制について、西予市災害時要援護者避難支援プランを平成22年1月に策定したところでございます。このプランでは、避難支援を希望された方の緊急時の連絡先や避難誘導の際の留意事項、避難を支援していただく方の氏名などを記載した登録台帳を作成して、地域の自主防災組織や民生児童委員などの関係機関に情報を提供することにより、地域における情報伝達や避難誘導などの避難支援体制を整備し、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていくものであります。

さて、災害時における要援護者の実態把握についてでございますけれども、平成21年11月に広報紙とパンフレットにより全戸へ支援制度の周知をした後、市が作成した要援護者リストを参考に、民生児童委員や関係機関の協力のもと、実態把握と登録申請の改修を行いました。なお、個人情報保護法により、現況の情報把握は難しい面もありますけれども、平成23年8月1日現在で、

対象者6,781名のうち登録申請は2,627名で、登録率は38.7%となっており、まだまだ十分とは言えない状況でございます。引き続き、要援護者へのきめ細かな避難支援のため、自主防災組織及び関係機関などの協力を得て、対象者に対し登録申請を積極的に呼びかけてまいりたいと思っております。

2点目の福祉避難所についてでありますけれども、災害時に障害者や心身に衰えのある高齢者など、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方々、また対象者を介助する家族が避難する施設であります。本市におきましては、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、その他老人福祉施設など、14カ所を指定をしております。今後、円滑な福祉避難所の開設、受け入れ、運営について、施設を管理する社会福祉法人及び市の施設の指定管理者とさらなる協力体制を構築してまいりたいと考えております。

3点目の避難所までの移送体制や計画についてでございますが、家族や隣近所など、地域における互助、共助が何よりも重要となろうかと思っております。また、行政機関が行う災害情報や避難誘導などの救援活動を進めるためには、地域における自治会や自主防災組織などを初めとした地域コミュニティの存在、協力が欠かせません。今回、整備する登録台帳の情報を含め、地域等とも連携をし、要援護者の安否確認や避難情報の伝達、避難誘導に活用してまいりたいと思っております。

また、要援護者を発見した場合には、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断をして、避難所への移動、病院への移送、施設等への緊急入所など、適切な措置と福祉サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 2番二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 ご答弁大変にありがとうございます。

西予市の防災対策ということで、市長のほうからご説明ありましたけれども、3月に大震災があって、6月にも質問をさせていただいて、そこから3カ月、私の中で何も見えてこないというのが、防災に対して何も見えてこないというのが現実で、今回もう一回質問をさせていただこうか

なということで質問をさせていただきました。市長の言われた、今国とか県とか、いろんな今回の大規模災害に関して見直しを行っていて、それを待っていて、それから西予市の防災対策も新たなものにしていくというお話ももちろんわかりますけれども、今回のさきの台風１２号でおわりのように、本当に山津波があったり、特にこの近年のゲリラ豪雨等で、いつどこで何が起こるかわからないというのが、本当に今の現状ではないかなと。特に、今回は特に津波ということで明浜、三瓶地域というところを中心に質問しましたが、今回のこの台風１２号を受けたら、城川とか野村とか、本当にぱっと裏の山を見ないかなというふうなところがたくさんあるわけですね。また、急傾斜地で今直してくれというふうに申請しても、全然進んでないというところが何十カ所もあるわけですね。そういうことを考えたときに、国や県の対策を待つのもですけれども、できることをとにかく早く住民の人に知らせていただきたいなと。そこから物事がスタートするんじゃないかなという思いがあります。

それで、今回ほとんど全部が防災対策のことで項目も多いんですけど、特に自主防災組織に関してちょっとご要望というか、早くしてほしいなという思いでちょっと質問をさせていただきます。

前回もちょっと宇和島市の例を出させてもらいましたが、今回も宇和島市で取り組んでいる内容について、ちょっと質問をさせていただきます。

宇和島市では、自主防災組織のリーダーに対して、自主防災組織のリーダーは、先ほど言われたように充て職が多いんで、自治会長と自主防災組織の代表者に連絡先の情報提供について文書を出されて、要するに危機管理室がそれを把握をしているということで、私きのうちょっと宇和島危機管理室の方と電話で話をしました。そして、一応文書を、どういうふうな文書を送られたんですかということでファクスを送っていただきまして、今持ってますけれども、その中でメールアドレスを教えていただいたというのが５４％、あと電話番号のみの連絡というのが７４％ということで、今ことしの５月ぐらいから取り組みを始めて、今整備をされております。こういうことをされるのが僕もいいんじゃないかなというふうに、

ひとつ思います。

それと、あと防災、これは宇和島市ではないんですけども、いろんな自治体の防災情報、ホームページを見ておりましたら、防災情報のところにメール配信、防災情報のメール配信をしている自治体、だからメールで登録を要するにされておったら、何かあったときに、消防であったり危機管理であったり、そういうところから情報がその方に流れるような、そういう配信をされているところがたくさん自治体としてあります。そういうところも研究をしていただきたいと思います。

それと、防災行政無線に関して、先ほどもちょっと言いましたように、西予市は各町で違いますが、宇和みたいに戸別受信機があるところと、野村のようにまだ屋外だけのとこと、それもまた聞こえにくいとか、雑音が入るとかということで、今多くの声を聞いとるんですけども、今ほどの自主防災組織との連絡も防災行政無線でやりますという答弁でもあったんですけども、それ以外にふだんから防災行政無線が聞こえなかったときの対応の方法として、音声自動応答装置というのを取りつけているという自治体がたくさんあります。これは、マイク放送で、どこそで何か起こりましたよということであったときに、家の中におったときに聞こえにくい、あれ何か言うたなと、何か言うたけど何やったやろかというときに、フリーダイヤルでそこに電話をすると、今流したそういう防災行政無線に流した内容が電話で聞けるという内容のものです。これは、結構たくさん自治体が全国でやられております。こういうことを、これもフリーダイヤルで市のほうが用意しておるんですけども、そういうふうになると今の、たちまちですよ、たちまちいろんなシステムの改修とか、今から考えておられるでしょうけれども、たちまち市民の方が安心できるような一つの防災対策になるんじゃないかなということで、そういうような小さいところから、できるところから順次僕はやっていきたいな、やっていただきたいなと。それを市民、住民の皆さんに早く知らせていただきたいと思いますので、そういう点、ちょっといかがでしょうか、質問をいたします。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 アンケート配付時に代表の住所がわからなかったという問題も含めてでございますけれども、私のほうで全員年度交代時に、それぞれ自主防災組織に案内状を出して、その年の防災計画、自主組織自体の防災計画等についての問い合わせ、講習会等の問い合わせをするようにという指示を出しております。それから、メールアドレスの問題ですけども、我々先ほど答弁に申しましたとおり、代表だけではだめな場合もありましようから、役員全部という考えで現在おります、協力いただけたところは協力していただきたいなという考えでございます。

防災メールの配信については、以前にも似たようなご質問いただきましたけども、この問題についてはシステム上の問題も含めて検討を深めてまいりたいと思います。

防災行政無線に関するフリーダイヤルの問題ですけれども、こういう問題を含めまして今議会の最終で予定しておりますが、三瓶地域における防災ラジオの導入、それから野村地域におきましては、まだ基本設計ができておりませんが、近々基本設計に移りたいなという考えでおりますので、ただいまのご意見、フリーダイヤルの取り入れられるものかどうか、検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、準備が整っておらない場合、災害が起きた場合に、どういうこともできないというのも本当にそのとおりでございますので、できるだけ対応を考えてまいりたいと思います。ご質問、本日はありがとうございました。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員の再質問のちょっと前段のところについて少しだけ答えさせていただきますと思いますが、私どもの防災計画が遅々として進んでないのではないかなというご指摘がありましたけれども、私どもは基本的な防災計画はつくっておるんです。現実的にはあるわけですが、今のところ問題になっておるのは、今回の東日本大震災を受けて、津波に対する問題、原子力発電発展事故に対する問題、それがまたしっかりこの市の防災計画の中には織り込まれていないという側面があります。それについて

は、今回の東日本大震災のしっかりした国の検証があつて、それに基づいてしないと中途半端になってしまうということを以前から申し上げてるところでありまして、それについては国のしっかりした検証の上で、国の防災計画を見直された上で、私ども、あるいは県の防災計画が見直しされと、このように思っておるわけであります。

また、あわせまして今後の防災計画の中で、このように先ほど言われましたゲリラ豪雨、山津波等災害が大型化をしておりますけれども、それに対する問題点も十分考えていく必要がありますので、以前のご質問にもお答えいたしましたとおり、市の中で今プロジェクトを組んで、新しく対応をするように指示をして、市の中では内部的には動いておるところでございます、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長 2番二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 市長の今言われたことは、先ほどのご答弁で私も理解はしております。それはわかっておるんですけども、もっとその細かいところを再質問としてさせていただいたわけであります。

今の総務部長のお話でちょっと何点か、再々質問で恐縮ですけれども、させていただきたいと。

最初に言われた、何か自主防災組織の年度が変わったら役員の名簿云々という、それとあと行事予定と言われましたけども、今私地元の自主防災組織のリーダーなんですね、実は。まだ何も聞いておりません。ことし4月以降、そういうことに関して。名簿は出しました、各地区の名簿は出しましたけれども、総会も開いておりませんし、まあそれは自分とこの問題なんですけども、市からこういうものを出してくださいとかというのも何も聞いておりません。私は、石城地区の今自主防災組織のリーダーです。だから、6月に質問をして、その間何もないから僕はさっきのことを言ったんですよ。おかしいんじゃないかなと。危機感がないんじゃないかなというふうに思いました。先ほど上甲生活福祉部長のほうからご答弁いただいた福祉避難所の件とか、援助が必要な方の名簿とか、そんな名簿はあつても、要するに現実的に起こったときに、だれが何をどうするかとい

うことがわかってないといかんということは、要は自主防災組織であり地元ですよ、地元の要するに近所の力ですよ。それが大事なわけですよ。そういうところをしっかりと、行政のほうは僕は前回の6月にも言った、先ほどもご答弁にもありましたけども、自主的にできた自主防災組織がないって言われましたけども、そうかもしれません。国や県から言われて、自主防災組織つくられて言われて今94%になっていると。じゃあ、それだけでいいのかということですよ。つくられて言ったのなら責任持てよということを僕は言いたいなと。自主防災組織が、それぞれが活動できるように指導していくのが、僕は行政の務めじゃないのかなという思いで、今今回も質問をさせていただいておりますので、ぜひそのところをご配慮いただきたいなと思っておりますし、最後に1点だけ、災害FMについてご答弁いただきましたけれども、西予市514キロと広いですから、1つではひょっとしたら対応できないかもしれないということで、今後いろんな防災計画をされる中で、ひょっとしたら2つ要るかもしれませんけども、お金は多分そんなにかからないというふうに聞いておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい、研究をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 先ほどの自主防災組織のメンバーのことですが、私先ほどご答弁申し上げましたのは、このようにご意見をいただいて、完全な名簿が整備されていないようなことでは困るので、毎年年度が変わることにご案内を出しなさい、その際に今年度の自主防災組織の計画や講習会の要望等を把握するというのをしなさいという、このことを指示したというふうにご説明したつもりでございました。

それから、もう一つのFMのお話でございますが、調べてみますと防災行政無線に比べて10分の1、平地部の広いところで100分の1ぐらいの経費で済む場合があるということでございます。我々のところでは、FM局の多分中継局が何カ所かないと届かないだろうという想定が、調べたわけじゃございませんので、想定がございますので、1基1,000万円程度のFM中継局を数

カ所構えるとすると、やはり数千万円かなあという、これはあくまでもつかみの数字ですが、要るだろうなという感覚を持っておるところでございます。ただ、先ほど申しましたとおり、防災行政無線に比べれば格段に安く、災害時の情報量は格段に多いという特徴がありますので、もう少し検討を深めてまいりたいと思います。

○副議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時33分）

○副議長 再開いたします。（再開 午前10時45分）

次に、13番森川一義君。

○13番森川一義君 皆さんこんにちは。

通告により、西予市民の意見を代表して質問をいたします。

理事者席と議員の皆様の席には、八幡浜市の政治倫理条例と多田老人クラブの会報をお配りしていますので、よく読んでいただきたいと思えます。

それでは、最初に質問をいたします。

市の公共工事の入札の審査委員会に市民の代表も委員になっていただくこと及び政治倫理審査会の設置について質問をいたします。

市の公共工事は公正に行わなければいけません。今、建築でも土木でも仕事が少ないときです。日本経済は100年に一度の経済危機と言われていますが、西予市でも同じことが言えます。特に、仕事が少ない業者が入札、指名に入らないようなことはないでしょうか。また、理事者の好みによって入札業者が決まっていないでしょうか。私の携帯電話には、仕事がないという電話や入札の指名に入っていないなど、多くの電話がかかります。

私は、議員になって17年になりますが、公共工事の指名願を一度も出していません。私たち議員は、予算審査、決算審査をしなければいけません。自分で予算を決めて、自分で仕事をして、利益を上げて、決算を審査することは考えられないことです。

隣の八幡浜市では、政治倫理審査会を設置しています。西予市においても、公明で公正な政治が行われるためにも政治倫理審査会を設置してはいかがでしょうか。市長の考えをお聞かせくださ

い。

次に、部長、課長の仕事について質問をいたします。

部長や課長は、市民からの要望にこたえる努力をしていますか。市民の方々から、西予市の庁舎は立派になったが、中身がよくなったのかと言われています。市民のためと言っても、それだけを目的に生きるのは難しいところがありますが、人それぞれに金銭欲や出世欲やつき合いなどのしがりまがありますが、市の職員、特に部長や課長は市民の役に立ち、市民に必要とされ、市民に好かれることが大事ですし、部下の職員を指導し、リーダーとして結果を出さないといけません。部長や課長は、職員の5倍から10倍の仕事をしないといけません。以前、小野田地区から道路格上げ申請の要望が出ていても、道路格付委員会に書類が出されていませんでしたので、私が自分で型枠をつくって、その道路の横の水路にコンクリートを打って直しました。小野田地区の人たちや私の話を聞いた人たちはどう思っているのでしょうか。市長に要望書を出しても、職員は仕事はしないのだと思っています。職員は、市長の顔をつぶさないように、また市民から職務怠慢と言われぬように、職務に励んでください。ノブレス・オブリージュという言葉があります。言葉の意味は、高い地位にいる人には社会や人々のために尽くす義務があるということです。社会のために、人のために行動を起こし、結果を残すことによって、その人は地位や報酬だけでなく、尊敬と愛情という幸せを手に入れることができるのです。それぞれが管理職としての責任を果たすことを切に望みます。

1つ気になることがあるのでお伺いいたしますが、宇和町山田に予定されていた野菜工場の跡地の埋蔵文化財調査費は、入金の見込みはあるのでしょうか。

最後に、第1別館、元J Aの建物の今後と職員の駐車場についてお伺いいたします。

最近、市民の方々から元J Aの建物はどうなるのかとよく質問されます。中には、建物を取り壊した後に、また職員の駐車場になるのではと心配している方もいます。多田の老人クラブの方が来られて、老人クラブの会報をいただきました。宇和文化会館専用駐車場に、職員から月5,000円駐車料金をいただいたとして、200台で計算

をして、1年で1,200万円になると言われました。

また、住民税や水道料金が高くなったということです。上水道に加入したら審査料5,000円と、わけのわからないお金が要ったという人もいます。西予市民の生活を西予市の職員は考えたことがあるのでしょうか。

参考までに、職員の通勤手当の支給金額を教えてくださいましたらと思います。第1別館、元J Aの建物を解体した後はどのようになるのでしょうか。私は、市民にとって大事なことしか質問しませんので、市長の誠意ある回答をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 それでは、今の森川議員の最初の問題についてお答えを、私のほうからさせていただきます。

市の公共工事の入札審査委員会に市民代表の委員もとのこと質問であります。

ご承知のとおり、平成23年度、本年度から入札及び契約の公正を期すために、総務企画部に監理用地課を新設し、審査会要綱等に従って厳正に指名入札業者の選定等を実施しているところであります。

審査会の職務は、一般競争入札に係る参加資格の決定、設計金額が3,000万円以上の公共工事及び1,000万円以上の製造の請負等の業者選定並びに不正または不当な行為のあった業者の指名停止等を主な職務といたしております。

委員の構成は、委員長に副市長、委員に総務企画部長、工事担当部長、工事担当課長、入札所管課長を充てておりますが、技術的適性等を判断する必要があるときには、学識経験者のご意見を聞くことができることにもなっております。

そこで、森川議員の市民の代表も委員にとのこと意見でありますけれども、現在審査会は工事担当課の業務、事務日程等を最大限尊重した形で随時開催しており、1週間に2回開催する例もあります。市民の中から委員に選任した場合、委員への開議通知等で審査会開催日に大きな制約が生じ、業務に支障が生じることや、事業によっては委員と業者との間に利害関係がある場合もあり、守秘

義務の観点からも懸念されるところであります。ちなみに、近隣市町についても調査をいたしましたけれども、一般市民が委員になっているところはないのが現状であるようであります。

また、ご質問の中に特に仕事が少ない業者が入札の指名に入っていないとか、理事者の意向によって入札業者が決まっているのではないかといったような発言がございましたけれども、まず本市にあってはそのようなことは絶対にないことを申し上げておかねばなりません。それで、本市の公共事業も年々縮減傾向にあり、業者の非常に厳しい現状も十分認識しておりますが、指名基準及び選定要領に従い、業種、格付、設計金額、地理的条件及び手持ち工事の状況等を総合的に勘案し、公正かつ公平に特定業者に偏らないように選定をしているところであります。今後も監理用地課設置の意味を十分認識し、引き続き入札指名業者選定については公正かつ厳正に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、政治倫理審査会の設置についてのご質問ですが、当市の政治倫理条例は政治倫理の確立を図り、市政に対して市民から信頼され、公正で民主的な市勢の発展に寄与することを目的に、議員発議で制定されたものであります。しかしながら、条例の厳格適用のための政治倫理審査会の設置については規定しておりませんし、また具体的な判断基準も設けていない状況にあります。この件については、平成２２年度第３回定例会において、嶋川議員からの一般質問でもお答えをいたしましたとおり、政治倫理の基準の具体化については条例制定の経緯を踏まえると、まずは制度が直接適用され、運用される立場にある議会内部で検討、協議をいただき、あわせて政治倫理審査会の設置についてもご検討をいただきたいと思います。

市執行部においては、議会と歩調を合わせて取り組ませていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上答弁いたします。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 森川議員の２つ目の部長、課長の仕事についてのご質問についてお答え

いたします。

行政組織における部長、課長は、行政執行事務の責任者でもあり、管理監督職であります。豊かな人間性と広い視野、高い見識が求められると同時に、長期的な展望に立った政策判断や統率力や折衝力を発揮して、他の部局との調整といった能力も求められます。部長、課長職へは、これらの能力を一定レベルで有している人材が登用されていると承知いたしておりますけれども、議員がご指摘されるような思いが市民に宿っているとすれば、非常に残念なことと思っております。

現在、管理職の育成におきましても、人材育成基本方針に基づき、各種研修において行政経営、政策形成、コミュニケーション、職務遂行、専門の職務遂行の各能力の取得に努めているところでございます。具体的には、市独自の研修や、愛媛県の研修所で新任課長級の課長研修に積極的に参加させ、職務遂行のために必要な専門的能力の育成向上を図るとともに、県内の自治体職員との交流、相互啓発を通じて職務に関する情報収集を図っております。また、毎月定期的に部長会、課長会を開催し、各部署で抱えている課題や事業の執行状況等の情報共有、意思統一を図っているところでございます。立派な新庁舎が市民サービスの拠点として、また市民の皆様にも愛される市役所となるためにも、管理職を初めとする全職員の育成に引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、職員への指導助言を含めてお願い申し上げます。

次に、第１別館の建物の今後と職員の駐車場の件についてお答えいたします。

第１別館の建物の今後と職員の駐車場ということでございますが、第１別館には松山議員のご質問でもご答弁させていただきましたとおり、卯之町駅前広場の整備計画を平成２４年から庁内で検討会並びに市民検討委員会等を開くというような計画にいたしておりますので、その中で具体的な検討を行いたいと思います。

職員の駐車場につきましては、現在宇和文化会館裏駐車場を文化会館でのイベント開催以外に時間制限のみを行い無料で開放いたして、市職員を初め一般市民の方が利用されている状況でございます。新庁舎建設工事前の約５００台と比較いたしまして、完成後には約４５０台となり、駐車場が減少しますので、庁舎周辺の慢性的な駐車場不

足を懸念いたしているところでございますが、完成後における利用状況の変化や駅前広場の整備計画検討結果を踏まえまして、有料化を含めた新たな駐車場管理方法の検討を行ってまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

通勤手当の支給額につきましては、広報1月号の市職員の給与などの状況を公表しますという記事の中で毎年掲載させていただくほか、西予市ホームページで西予市人事行政の運営状況についてという項の中で掲載して公表を行っているところでございます。本市におきましては、平成23年4月1日現在、889名の職員が在籍しておりますが、そのうち通勤手当が支給される職員数は625名であり、1人当たりの平均支給月額が6,700円、全体の月額支給額は418万7,500円となっております。

なお、職員の通勤手当支給額は、西予市職員の給与に関する条例で規定しておりますので、詳細については例規集でご確認ください。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 森川議員2番目の質問の中の宇和町山田に予定されていた野菜工場の跡地の埋蔵文化財調査費の入金についてお答えいたします。

株式会社エリアの埋蔵文化財発掘調査委託料の残金の支払いにつきましては、平成21年9月17日に調停が成立し、平成21年11月から毎月返済を約束したのですが、その後においても株式会社エリア代表取締役社長が、何かと理由を付した文書を寄こして支払いを延期し、いまだ支払いがなされていない状態であります。

第1回目の支払い期日から遅延したことで、再三にわたり株式会社エリア代表取締役社長に対し文書による支払いの督促を行うとともに、今後の返済計画等協議のため、来庁依頼通知を送付いたしました。が、何ら誠実な回答を得ることができませんでした。そこで、昨年末から数回自宅及び事務所へ訪問を行いました。が、面会することができず、現在は電話による連絡もつかない状態となっております。とし4月からは、市からの督促文書も2度相手先不在で還付され、文書も到達しない状態となり、所在の有無も確認できない状態とな

ったことから顧問弁護士に相談し、弁護士法に基づく住所確認の調査を行っているところでございます。今後は、その調査の結果を踏まえ、具体的な法的措置への移行を前提とした対応についても検討していかなければならないと考えております。

以上の答弁とさせていただきます。

○副議長 13番森川一義君。

○13番森川一義君 まず、公共工事の競争参加資格審査会についてお願いします。

市民から要らぬ疑惑を招かないためにも、利害関係のない人、議長や副議長などを選んで、ぜひして、議長や副議長なら利害関係がないと思います。ほかの市がしていないからしないのではなく、ほかの市の見本となるような行動をしてもらったと思います。

例えば、西予市暴力団排除条例などは、完全にほかの市からおくれをとっています。ほかの市では、もう去年から条例ができています。西予市は、ほかの市のまねをするんじゃなく、ほかの市の見本となるような市になってもらいたいと思います。

そして、最後にエリアなんですが、保証人は2人とれなかったかどうか、お伺いします。

○副議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 審査会の委員に議会の代表もというご意見のようであります。今後、そういうことができるか、現実に対応できるか検討させていただきたいと思います。

○副議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 保証人のご質問ですけども、現在保証人、株式会社社長と社長の個人的な保証人という形で、現在会社を代表する社長と個人名での保証人という形で、保証人を2名とっているところでございます。

○副議長 13番森川一義君。

○13番森川一義君 普通、保証人への個人で2

人とするのが常識だと思っていますが、そうじゃないでしょうか。

○副議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 契約書の中で、代表取締役社長という形の契約ですとなっておりましたが、こういった支払い1年という形が発生した段階において、個人的にも支払いを科すという形で、個人名義の保証人という形を途中からお願いし、承諾を得たところでございます。

○副議長 次に、24番坂本隆重君。

○24番坂本隆重君 私は、企業の創出と雇用対策について質問をさせていただきます。

ことしの1月3日の成人式の折、成人女性代表の主張の中にあつた職場を与えてくださいという切実な訴えは、市長の脳裏にも鮮明に残っていることと思います。

最近、円高が戦後最高値の1ドル74円台をつけ、日本経済はリーマン・ショックの傷がいえないうちに東日本大震災に見舞われ、財政は先進国の中でも最悪の水準にある中で、米国債の格下げで投資家からドルを手放す動きが加速し、世界的な株安の連鎖で投資家は、リスクを減らし、安全とされる資産に投資しています。米国の景気は失業率が高く、個人消費も振るわず、市場での経済も先行きは日本以上に深刻との見方があり、ドルが売られやすくなっています。円高は、原油価格などの輸入価格が低下するメリットがあるものの、製造業の価格競争力の低下にもつながります。これ以上の円高は、生産拠点の海外移転や外注化を加速させ、日本経済の空洞化をもたらす可能性があります。大手電気メーカーでは、1円円高が進むと、営業損益が43億円の減益になると計算しています。

また、原子力発電は絶対に安全である、だから原子力発電は絶対に安全だということにしないといけないという考え方が、結局何らかの対策もとらなかったことによって、こういった結果になったのではないのでしょうか。国は、これまで今回の福島原発事故は想定外といって国民に説明してきましたが、原発は人間がコントロールできないものであることを、国また国民もわかってきたので

はないのでしょうか。風評被害は日本国内外に及び、日本国政府の弱体化は領土問題にも発展、影響しているように思えてなりません。

今国会で再生可能エネルギー買い取り法が制定されました。国家の手厚い保護を受けてきた原子力が、既存原発の耐用年数を考慮した、将来のある時点で脱原発を視野に入れ、原発や化石燃料に依存することなく、再生可能エネルギーの大幅な拡大と既存の住宅の改築などの大規模な省エネの実現が必要ではないのでしょうか。このことは、国内の需要や雇用の拡大、その結果経済の活性化にもつながります。そのためにも、平成22年に過疎法の6年の延長と追加の事項に認められました中で、太陽光、バイオマスを熱源とする熱、そのほかの自然エネルギーを利用するための施設とあるごとく、地域が発電所の機能を持つ次世代エネルギーのベストミックスで低炭素社会を目指すべきではないのでしょうか。エネルギーの大部分を輸入に頼っている日本は、自然エネルギーをうまく生活の中に取り込むことによって、豊かな暮らしを実現する低炭素エネルギー社会を構築できるのです。

日本で行われている次世代エネルギーの取り組みは、スマートシティ、すなわち一定の町や都市にスマートグリッド技術を取り入れて、地域内全域を網羅する大規模なエネルギーマネジメントシステムを構築すべきだと思います。既に各地で実証実験を行っています。青森県の六ヶ所村、横浜市、愛知県の豊田市、京都府けいはんな学研都市、北九州市等、既に各地で実証実験が行われています。西予市も市長がトップリーダーとなって、八幡浜市のチャンポン課のごとく、市の職員が先頭に立って有名にしたように、エネルギー課を設置し、総力を結集して次世代エネルギーに積極的に取り組む時期が来ているのではないのでしょうか。

また、東温市では、地球温暖化対策で住宅の太陽光発電による二酸化炭素の削減量を取引する東温太陽の恵みスマイルプロジェクトの本格スタートにあわせて、経済産業省の国内のクレジット制度をスタートさせております。すなわち、地創地活を展開する全国に先駆けとしての環境保全と、地域経済の活性化に取り組んだいい例だと思います。

西予市の職員の中には、過去にも2009年の

国の地域医療再生基金を使って、地域医療再生計画にも素早く対応し、新市立病院を建設に至らした部長、平成20年の特別間伐法に基づく美しい森林づくり交付金事業を立ち上げた、すなわちバイオマス事業、木質ペレット事業を起こした課長、現在の新庁舎の建築にかかわってきた係長等、人材は豊富です。資源も豊富です。自立型地域づくり、まちづくり、自力で産業を興し、雇用を創出する、こういう市であるべきだと思います。

以上のことから、次の3点について伺いいたします。

1点目、エネルギー課の設置、2点目、エネルギー関連の企業起こし、3点目、雇用対策、市長の明快な答弁を求めます。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 坂本議員のご質問、起業創出と雇用対策についてお答えをいたします。

初めに、エネルギー課の設置についてと、エネルギー関連の企業起こしについてお答えをいたします。

市といたしましても、太陽光発電や風力発電のような再生可能エネルギーを取り入れ、従来型の中央制御式コントロール手法だけで達成できない、自立、分散的な制御方式も取り入れながら、電力網での需給バランスの最適化調整と事故や過負荷などに対しても、その機能を維持する能力を高めるスマートグリッドは、新しい機能を持った電源ベストミックスや低炭素エネルギー社会の構築を推進する上で重要だと考えております。西予市においても、電力網再構築の一端を担うためにも、次世代エネルギー対策を担当する部署の設置については、地方におけるエネルギー対策のあり方等を含めて将来的な検討課題としたいと存じております。

なお、エネルギー関連の企業誘致につきましても、関連関係機関や地域と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についてお答えをいたします。

市といたしましては、産業振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、市内の企業の立地を促進するために、必要な優遇措置を講ず

る企業誘致奨励措置事業や、地域特性を生かした地域内型産業の振興、地域農林水産業にかかわる加工業の振興をすぐれた製品の販売を通じた地域産業の活性化、地域特性を生かしたグリーン・ブルーツーリズム事業の振興を図るための産業活性化対策関連事業の実施に取り組んでおります。

今後も自力で産業を興し、雇用を創出する自立型地域づくり、まちづくりを進めるため、これらの事業継続に取り組んでまいりたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 24番坂本隆重君。

○24番坂本隆重君 今、部長の説明の中で、いろいろと今後の構想をお聞きしたのですが、テンポがぬるいんじゃないかなと私は思います。というのは、もう国は完全に脱原発を宣言して再生可能エネルギー買い取り法を成立させ、もうシフトはしかれたわけです。政策転換はされたと。8月26日に法が制定されましたので、もうこの時点ではもはや過去にもずっとその形跡は認められつつあったわけですが、現に西予市においても過疎地域に指定されて、過疎法に基づいて22年3月に過疎法が6年間の延長になりました。そのときに、追加の改正点として追加の事項が盛り込まれた中に、医療関係のソフト部門、これが追加されました。それから、自然エネルギーが追加されました。その中に、この自然エネルギーの市町村の計画に基づいた上での、この過疎法の適用という条件がついております。ですからバイオ、木質ペレットをやられたときには、もうこの次元でこの適応を利用されてるわけですよ。それから、医療も過疎法に基づいたときに当時の部長が先を読んでプランを立てて、総務省に出して、そしてこれが病院の改築に、ひいては新市立病院というような形に展開してきたわけです。これもやはり2年間ぐらいかかっているわけですよ。ですから、責任ある行動を起こすためには、こんな中・長期的なものを立ち上げるためには、やはり知恵と知識と、それから情報量、これが必要です。それを受け持つのは、やはり責任ある体制を組んで、初めてプランが成り立つんじゃないかというように思いますので、今から検討しますでは、ちょっと遅過ぎるんじゃないかなと。補助

金の場合は、ぶら下がっていただければいいですけど、地方分権とか地方が自立していくためには、活性化していくためには、やはりこと起こしは西予市自体から起こしていけないかと。プランニングをやらなかったら、これはできないことではないかと思しますので、ぜひこういうような転換があったときにこそ、初めて早く立ち上げてもらいたいと思います。

それともう一件、質問の中にも入れたんですが、八幡浜のチャンポン課がチャンポンを大々的に売り出して、今成功してます。それで、なぜこういうにまで成功したかと、有名になったかといいますと、きょうの愛媛新聞に載っておりますが、議場から八幡浜チャンポンをPRするがよということで、写真入りで理事者側、それから議員側が皆1,800円のTシャツを着て会議に臨んでいるわけですね。この心意気なんです、要は。

そういうことで、これは非常に将来につながる中・長期的な展望でございますので、ぜひともその心意気をちょっとお聞かせ願いたいんですが、これぜひとも最高責任者の市長にちょっとお考えをお聞きしたいのですが。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、坂本議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、職員のいろいろな立場において事業云々と評価をいただきまして、本当にありがとうございます。議員もいろいろ立場によってそれぞれ違うのかなあというふうに思いますけど、評価いただいたことにありがたく思っております。ありがとうございます。

私ども、今のご質問の中でこういう自然エネルギー等と、国の方が再生可能エネルギー特別措置法案ができて、それに対応する新しい体制づくりをなさいよというご意見、これは非常に痛いほどわかりますし、ありがたいご指摘だと、このように思っておりますけれども、私どもの西予市はご案内のとおりバイオマスタウン構想を構築いたしまして、今回の震災がある前から再生可能エネルギーに対しては早く取り組んできたと思っております。したがって、その前に木質ペレットの製造施設をつくって、ご案内のとおりこの新庁

舎の1階の冷暖房、いわゆる空調については木質ペレットのいわゆる自然可能エネルギーを、再生エネルギーを使っておるというようなことをさせていただいておるというのも、先刻ご承知のとおりだと思っております。

また、今回の議会にも予算として提案をさせていただきましたけれども、カーボンオフセットに向けてご提案をして、これを広く企業に買い取っていただくというご提案もすることも予算化をさせて、お願いをしておるところでございます。やはり西予市の森林が生み出す二酸化炭素の固定化も吸収も新しく産業としてなるんだと、これも再生可能エネルギーに向けてのまた新しい一歩であろうと思っておるわけでございます。

また、市だけではなくに、市内の団体も新しい方向に向けた活動もされつつあります。それに対しても、市としても自然の再生可能エネルギーの大きな力になるんだろうという予想の中で、今水面下で一緒に努力していこうかなというような考えを進めておるところでございます。そういうような積極的な対応についてはそのほかの区市町村よりかは劣っておると私は思っておりません。議会の中でも木質ペレットの進め方については、最初問題視をされた方もございましたけれども、私自身は一つの考え方としては、そういうものを進めることによって、それは単価としては高いかわかんないけれども、市全体の経済の中で大きく見た場合は、よく価値性が高くなっていく、経済の大きさが広がってくると、このように思っております。その点については坂本隆重議員のおっしゃる点と同じところでございまして、そういう点は進めていきたいと思っております。

私ども八幡浜市の事例等々もご紹介もいただきましたけれども、できるものについては積極的にそのように投資をやっていくということも今後とも進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○副議長 次に、23番二宮元君。

○23番二宮元君 私は、当面する3つの課題について関係する市民の声を参考にして質問をいたします。

まず、西予市の水道料金の平準化についてで

ざいます。

去る7月に、この問題の検討委員会の答申書が全議員に配付されました。資料にもありますとおり、合併前の平成15年の協定では、水道料金はそれぞれの歴史があり、現行のとおりとするということで、平成16年4月に合併されたのであります。

私は、7月末に久しぶりに近くの温泉に行っており、八幡浜の向灘の70代のミカン農家の方におられ、いろいろ話をされました。特に、水問題は熱心で、過去の歴史を話され、昔は価格もよく笑いがとまらない時代が続いたが、ただ水不足についてはいつも不安で干ばつ対策が最大の課題で苦労したが、昭和57年3月完成した野村ダムのおかげで飲料水はもとよりミカン畑も干害の心配もなくなり、あれから生活も本当に楽になったと話され、ただ価格が下がり続けていたが、去年は3倍近くの高値で取引され農家も潤いましたと。野村ダムのおかげよと話されました。飲み水のない苦しさは、その地域で生活される人たちでないと実感できないのであります。その後、明浜の友人にも会い、水の問題を話すと、野村ダムのおかげで本当にありがたい、現在は人もミカンも元気で助かっておるぜと、野村ダムからの命の水の大切さを切々と真剣に話されました。

ただ、料金の件につきましては、全く考えていないとのことでした。のど元過ぎれば熱さを忘れるとの格言がありますが、ともすれば現代の生活になれてくると、人間だれでも過去のことは忘れがちになるのは自然であります。特に、若い人たは昔の経験をしていないだけになおさらであります。平成23年4月、西予市本庁舎も完成し、本庁方式での改革が進められておりますが、温故知新のとおり過去の歴史を無視しての未来の発展は望めないと私は思うのであります。

松山市では、慢性的な水不足が毎年報道されております。歴代知事や松山市長さんが有水地域からの分水の要請や働きかけを続けられておりますが、前向きな答えは全くありません。それほどライフラインのかなめである水問題は難しいのであります。

さきの水道料金の平準化は、旧野村町民の有識者は、特にこの件については根強い不信感を持っておられ、簡単に解決する問題ではないと私は思っております。

同じ肱川流域の大洲市は、合併して7年になりますが、関係者に聞いてみますと、基本料金の統一は理想ではあるが直接市民の生活に響くので提案することもできない状態であると話されました。なお、大洲市の上水道料金は、大洲が720円、長浜が1,200円で、いずれも8トンまでの基本料金とのことであります。

さきの水道料金検討委員会では、基本料金は統一されるべきと報告されております。新庁舎の完成に伴い、総合支所からただの支所へ、本庁中心に改革は進められ、野村町の商店街はシャッターの閉じた店ばかりが目立ち、人影もほとんど見えず、寂れる一方の中心地、暗く寂しさの増す商店街の現状を思うとき、この上水道料金を値上げするとなると、野村町民は果たしてどう理解するのか、これでいいのかという不信感が強くなるのか、私は心配でならないのであります。

ある検討委員さんに経過についてお尋ねしたところ、いろいろ意見は出しましたが、全体では事務局の提案どおり事は進んでいったと話されました。下流域の大洲市でさえ、この問題を進められない状況の中、野村ダムから導水している明浜、三瓶町の歴史を考えると、基本料金に向けた検討委員会の答申にはいささか疑問が残るのであります。

合併前の協定にもありますように、料金改定は日常生活にも即影響するので、現行のままでよいのではないか、理事者のお考えをお伺いいたします。

次に、歯長橋付近からの高速道路の乗り入れについて質問をいたします。

この件は、去る2月18日、関係地区の宇和町下川明間、野村町の全地区、城川町の全地区の嘆願書を添え関係地区役員と紹介議員2名で三好市長に陳情をいたしました。そして、5月9日には市長と関係役員が同行し、松山の県庁に出向き、井上土木部長に陳情をいたしたところでございますが、土木部長は快くご理解をいただき、西予市と連携して早期実現に向けて国への働きかけを進めるという前向きの回答をいただいております、非常に私ども大変思いを強くして帰ったところでございます。

もうご承知のとおり、高速道宇和宇和島間は平成23年度で全面開通が決定しており、残り工事が現在急ピッチで進められております。しかしな

がら、西予市インターは宇和に1カ所しかなく、危篤状態の重症患者が出た場合、果たして助けることができるのかを一番心配しているのです。南予地方の第3次救急医療施設は市立宇和島病院のみであり、救命救急は当院に頼るしかありません。歯長から宇和インターまでは約4キロあり、インターを経由して宇和島市に向かうと約10分の時間を要します。救命救急は一分一秒を争うことであり、西予市の人口3分の1が住んでいる肱川下流域市民は大変心配をいたしております。歯長橋からの乗り入れ道路はまさに生命路線であり、市民のとうとい命を救い、安全・安心して生活を営むためには、救命救急業務の整備は喫緊の重要課題であります。関係市民は、下り線宇和島方面のみの片側一方通行での四国自動車道への乗り入れについて、市民8,515名の署名を添えて提出されておりますが、その後の経緯について市長の見解をお伺いをいたします。

次に、主要県道宇和野村線栗木地区の通行どめについて質問をいたします。

去る7月25日に発生しました防災工事中の落石事故のため全面通行どめが続いており、既に40日が経過をいたしております。現場付近は、以前から毎年崩落が発生しており、その都度通行どめとなり、通行者はもとより地元住民も大変不便を来しております。この路線には、対岸に迂回路はなく、城川町の県道野村城川線を利用するか、または崩落箇所上の市道荷刺大西鎌田西線しかありません。迂回する人たちは時間的にも早い同線をよく利用しておりますが、カーブが多く幅員が狭いため事故でも起こしたら大変と地元住民は心配をいたしておるのであります。その後、復旧工事は進んでいるのか、通行どめ解除はいつになるのか、理事者のお考えをお聞かせください。

以上、私は3つの課題について質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員のご質問にありました西予市水道料金の平準化についてお答えをさせていただきます。

平成16年に合併をしました西予市であります。が、水道料金につきましては、合併協定では独立

採算制が原則であり、当面の間は現行のとおりするとされておりました。しかしながら、合併後8年を迎えた今、この市町村合併の集大成ともいえます水道料金の統一は避けて通れない大きな問題でもあります。

水道法では、水道料金は適切な原価に照らし、公正、妥当で、かつ特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないとされておまして、国からは1市町村1上水道事業との統合方針が示されております。県内におきましても、上水道事業が整理されております18市町のうち、既に15市町で水道料金の統一がされておまして、西予市も含む3市町で統一できていないのも現状でございます。このようなことから、今後水道事業の健全な経営基盤の確保を図るための適切な水道料金改善について、広く市民の意見を反映させるため、各種団体の代表14名によります西予市水道料金検討委員会を設置いたしまして、昨年12月から6回の委員会を開催して、現状の把握と将来の予測等につきまして真摯に対応いただき、去る7月に答申をいただいたところでございます。

各水道事業には、歴史や地域性もありまして、また野村ダムからのまさに命の水の恩恵により3市1町の慢性的な水不足が解消されたことも十分認識をしておりますけれども、給水人口の減少や節水型機器の普及によりまして、給水収益が減少する現在の経営状況の中で、重要なライフラインとして老朽化した施設の更新や南海・東南海地震などの大規模災害に備えた耐震化を図るためにも、水道事業の統合を行って経営の健全化と事業経営の適正化を進めなければなりません。市といたしましても、まず答申を尊重いたしまして、24年度からの事業の統合と水道料金の平準化を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 二宮議員2番目の質問の歯長橋付近からの高速道路の乗り入れについてお答えをいたします。

高速道路への乗り入れの件につきましては、質問にもありましたように、5月9日井上要県土木

部長に要望書を提出し、県の担当窓口であります道路建設課と今後の対応について協議を実施いたしました。

また、去る6月6日、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所において、県及び市の担当者で高速道路への乗り入れ道設置についての事前協議を行ってきました。しかしながら、今回の事例につきましては、国としても前例のない件であるので具体的手段についての回答はなく、今後国としても検討していく旨の返答に現在はとどまっております。

そこで、今後どう進めていくかについて検討協議を進めておりますが、西予市のほうで具体的に乗り入れ道について、二、三カ所の案を選定し、国土交通省と協議を進めるよう、県の提案を現在は受けております。そこで、現在歯長橋から下川橋にかけての区間において、乗り入れ可能な区間の選定作業を実施しておりますので、案が決まりましたら引き続き県と国土交通省と協議を進めてまいります。今後も継続的に事業の推進を図ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、この協議の中で、今回は緊急自動車の進入路としての扱いで対応しております。

続きまして、主要地方道宇和野村線栗木地区の通行どめにつきましては、本路線は土砂崩壊により7月25日から全面通行どめが行われており、愛媛県南予地方局西予土木事務所が管理し、8月上旬から応急対策工事が実施されております。道路上の土砂を撤去するには、のり面の安全が確認されないと撤去できない状況であるため、のり面上部の浮き石、オーバーハング箇所の掘削等を行いながら、モルタル吹きつけ、鉄筋挿入によりのり面復旧後、土砂を撤去し、仮設防護さくを設置する計画となっております。よって、一般車両の通行は9月末の予定でございます。

なお、土砂撤去中に安全が確保されれば、歩道部分の通行を先行して行う予定でありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 23番二宮元君。

○23番二宮元君 今、三好市長さんから答弁がございました。下水道料金は絶対統一すべきだと

というような確たる答弁があったと、このように思っておりますけれども、これが平等にいけば一番いいんです。ところが、野村町の人らに聞いてみると、それはもう歴史があるもの、それをなぜそういうことをせないけんかという強い不満があるということをつきょうは伝えたかったと、このように思っておるところでございます。今からそれぞれの各町で説明でもあらうと思っておりますけれども、十分にひとつ理解をしてもらうように、市長からも市民に納得していただくようなひとつ説明を、責任を果たしてもらいたい、このように思っておるわけでございまして、非常に野村町の場合不信感が強まっているということを私は感じております。

それから、歯長乗り入れ道路でございますけれども、今説明がございました。私も非常にこの道につきましては、8,515名の署名していただいて、嘆願書も集まっており、そういった形の責任も感じておるわけでございますけれども、何としてでもこれは実現していただきまして、この命を守っていただくということに、ひとつ市長もお骨折りいただきたい。特に、市長は今現在愛媛県の市長会の会長さんということでございまして、いろんな面で水問題もですが、この歯長の乗り入れ道につきましては、その発言力もあり、実現実行力も高いと私は信じておるところでございますので、どうぞひとつご努力をいただきたい。そしてまた、早期に実現するようにご配慮願いたい、このように思っております。

それから、藤中部長、今の宇和野村線の通行止めにつきましては、先ほど説明しましたけれど、ちょうどこれは県道野村城川線が迂回路となっておりますけれども、ほとんど通る人はあの市道鎌田栗木西線を利用されます。これも行ってもらえたらわかると思いますが、非常に道が狭い、カーブが多い、危機がいっぱい伴うと、このように思っておりますので、これはぜひひとつ市道改良をより早く進めていただきたい、このことを地元は願っておるところでございますが、ひとつ部長の見解をお話していただきたい、このように思っております。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員の再質問につい

て1点、2点目について、大まかにまたお話をさせていただきます。

先ほどお話ししたとおりでございますけど、水道料金の統一については答申をいただいたことについて、まずしっかり受けとめて、今から地域でそれぞれ説明をさせていただきたいと思っております。それでご意見をいただいて、その答申の内容から最終的にどう結論を導びくかということは、今後の課題であります。そういう方向に向けて、まず説明をした上で、最終的に市の最後の判断をしていこうと、このように思っておりますのでございます。

次に、歯長橋の乗り入れについては、先ほどからも議員ご指摘のとおり8,515名の署名は非常に重たい署名でございますし、それを受けとめて私も議員と一緒に県のほうにお願いをして、国のほうのつなぎを今ずっとやっていただいておりますのでございまして、その重みというものをしっかり受けとめてやっていきたいと、このように思っております。

ただ、先ほど部長の答弁にもありましたとおり、あくまでも今の段階では特殊事例であるということで、緊急用自動車の自動車道と、緊急自動車の進入自動車道という形をとらざるを得ないということがありますので、この辺も理解をしながらしていただきたいのと、もう一点は、市も財源的なことも含めて、それに対応するには有利起債を使わせていただくということの条件も付しながら今後進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 今回の県道宇和野村線の通行どめによりまして、貝吹地区の幹線道路であります市道荷刺大西鎌田西線の交通量は大変多くなっていると思いますが、この路線はまだすべてが完了したわけではございませんで、今継続中でございます。この路線につきましては、ぜひ完了させたいと思っております。今回、今お話しのある路線につきましては、県道から栗木川平に続く路線の改良かと思うわけですが、この路線につきましては議員言われるように、大変狭く離合ができない状況の道路でございます。そういう中で、なか

なか事業ができなかったわけですが、平成20年と21年に一部、岩盤のり面の工事をさせていただいて、270メートルほど今供用をしているところでございます。この路線につきましては、まだかなり距離もございます。こういう中で、今すぐ工事が改良ができるかという話にはならないわけですが、今予想以上の通行がありますのは、県道が通行どめになっておるという条件の中で、今割と交通量が多くなるとということで、これが県道が開通すればまた平静に戻るのかなと思っておりますが、ただそれにかかわらず、今後は全部改良じゃなくして、離合場所を含めた局部改良ということで、今後進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長 23番二宮元君。

○23番二宮元君 今、答弁をいただきましたけれども、今の通行どめについては栗木川平線のことを言われましたけれども、あれから西まであるんですね。それでまた、栗木から西の間の約60メートル、未整備、未改良になっておるところでございまして、これ非常に狭い、危ない、危険なということでございまして、そこら辺もひとつ十分把握していただいて、ご配慮願えればありがたいと、このように思っております。

以上です。

○副議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前11時55分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、12番沖野健三君。

○12番沖野健三君 やはり午後になると傍聴席が少し寂しいようですが、まあ頑張ってやります。

先日、私はある団体の会合に出席しました。そのときに年配の方が、西予市は大丈夫か、つぶれんかというようなことを言われました。振り返ってみますと西予市も7年間の間に大きな事業を多くやってきております。中でもCATV事業とか下水道事業、それと新庁舎の建設と、今後予定されているのが新病院の建設であります。市民の方

が心配するのともわかるような気がします。

また、財政的にいいにしても、今までは国からの交付税というものが右肩上がりで増額されておりましたが、今後は非常に減額される可能性が大きいのと思います。今、国と地方の借金であります総財務残高が1,000兆円ですね。1,000兆円を突破するという危機的な状況であります。

例えて言いますと、親が子供のクレジットカードを使って物を買っているような状況で、子供に借金を残すというようなことであります。また、東日本大震災の復興には今後10年をかけて約23兆円を費やすというふうにも聞いております。

今後の市の財政運営は非常に厳しくなると考えられます。市長は市政報告で財政は心配は要らないと言っておられますが、やはり想定外ということがありますので、市民の方が心配される理由もわかるような気がします。

それでは、少々前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

最初に、汚泥再生処理施設の建設地について質問いたします。

本市では、老朽化している東部衛生センターと西部衛生センターを集約して、新しい処理施設の建設を計画しております。新しい施設は、リン回収方式として整備を行う方向で検討しております。従来のし尿処理施設のイメージを一新する施設になるようですが、建設地が決定していません。

4月に宇和町の旧町地区に候補地のお願いをしたのですが、住民の中に反対者が多く断念したと聞いております。建設地としては、地形的条件、収集効率、利便性等の財政的条件が必要とされます。しかし、関係する地区住民の賛同がなければ建設は不可能であります。新しい施設が完成するまでには、環境アセスメントが必要で4年から5年かかるため、市としては今年度中に建設地を決定したいようです。

私は、今回候補地に上がった住民の方たちとの話の中で、住民の賛否両論どちらももったもな意見で理解できます。今回、候補地と上がった地区の皆様には大変ご迷惑をおかけしたと思います。場所を選定する場合、何よりも大切なのは市の最高責任者の取り組みだと思えます。地区の方々との信頼感なくしては建設は不可能です。市長がみずから足を運び、意見を伺い、みずからの言葉で

語る、真摯な姿勢が必要と思われます。市長の考えをお伺いします。

次に、ジェネリック医薬品希望カード配付について質問いたします。

本市では、今年度中に希望カードを国民健康保険被保険者に配付いたします。ジェネリック医薬品とはどのような薬かといいますと、薬には医療用医薬品と一般用医薬品の2つに分けられます。医療用医薬品は、医師の診断によって処方される薬のことで患者が自由に購入することはできません。これに対して、一般用医薬品はいわゆる市販薬のことで、薬局、薬店などで直接購入できる薬です。さらに、医療用医薬品は新薬、先発医薬品とジェネリック医薬品、後発医薬品に分けられます。新薬は、長い歳月と多額、100億円以上の費用をかけて開発されるので、新薬を開発した製薬会社は特許の出願により、およそ20年から25年、独占的に製造販売する権利が与えられます。けれども、特許期間が過ぎると、ほかの製薬会社も製造ができるようになります。その薬がジェネリック医薬品です。ジェネリック医薬品は、安価で新薬と同等と認められているため、医療費の節減につながるようです。国は、平成24年度末までに30%以上、ジェネリック医薬品を普及させるつもりようです。しかし、医療関係者の間では、品質や情報提供、安定供給に不安があると言われております。

また、医師と患者の信頼関係からして、果たして患者が医師にカードを見せることができるだろうか、疑問に思いますが、しかし西予市の国保会計決算状況を見ますと、合併当初3億9,000万円あった基金も使い果たし、さらに一般会計から繰り入れをしなければならない状況を見ますと、少しでも医療費の節減のためには必要かと思えます。患者が遠慮なく医師にカードを見せることができるようにするにはどうすればいいか、普及啓発についてお伺いいたします。

また、宇和病院、野村病院では何%シェアをしているか、お伺いいたします。

最後に、スポーツ合宿補助金制度についてお伺いいたします。

昨年の第3回定例会で質問いたしました、再度、スポーツ合宿補助金制度について質問いたします。

市外のスポーツ団体が市内において合宿をした

場合、補助金を出す制度であります。宇和島市や愛南町では1泊につき1人1,000円を助成しております。高速道路が開通して、宿泊人口も減少しております。来年宇和島まで高速道路が開通しますと、今以上に宿泊者は減少するでしょう。地域活性化や経済効果のためにも実施してはどうでしょうか。

先日、宇和高校、野村高校、三瓶高校の陸上部の監督と話す機会がありました。この件について話しますと、ぜひやってほしい、こういう制度があると強いチームを呼びやすくなり、地元のチームのレベルも上がりますということでした。また、去年の市長の答弁の議事録を読みますと、ここにありますが、これはいい提案であったとは思っております。こういう提案をもとに、私どももそういう地域の中で外貨獲得の中の方法論として、行政も前向きに考えていくということは必要なことだと思っておりますし、既にあけはまシーサイドサンパーク等々もスポーツ合宿等に似たような合宿も結構やっていたいておるような側面もありまして、そういう広がりや行政としても各業界の方々と連携をしながらやっていくことについては前向きに考えていきたい、このようにも思っております。市長の答弁でもやりたいということでありましたが、1年を経過してまだ実施されておられません。この点についてお伺いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、沖野議員のご質問についてお答えさせていただきますが、その前に前段でお話しされたことについて、少し私のほうから財政の問題についてだけ、前置きと言われましたけれども大事な問題で、触れさせていただいたらと、このように思います。

市民から財政は大丈夫かというようなご指摘があるとされましたけれども、財政というのは市の根幹をなすものでございますから、この点をしっかりやっていくのが市政運営の根本でもあるわけでございます。そういう中で、今回の決算報告の中でお手元にもお渡しいたしまして、昨日西予市の監査委員の方からも出されておりました西予

市財政健全化審査意見書及び西予市経営健全化審査意見書で見ていただいたとおりでございますが、例えば私どもの主要としています実質公債費比率が去年は13.1から12.3によくなっておる、あるいは将来負担比率が94.1から85.1になっておると。それ以前は105%であったと、このように思っておりますが、そのようにだんだん安定的に、いわゆる100を切ったというのははすごく安定力があるということもご理解をいただいたら、将来負担が安定しておると、将来負担です。ご理解をいただいたらと思っておるわけでございます。どうしても、決算報告には私どもは厳しく、大変だということをまず、どうしても書かざるを得ないところがありますけれども、しかしながら私どもが今、例えば合併特例債の問題にしても、全国の中で合併特例債が使われておる率が、まだ30%弱だと聞いております。したがって、今国の方も合併特例債を震災地については延期をするというのをまず決められました。しかし、その後合併特例債の問題は、やはり10年のうちには使い切れないということで、今延期の流れに完全になってきたと、このように思っております。

もう一つ、いわゆる普通交付税の合併算定がえと一本算定の問題でございますが、これについても、今全国のそれぞれの市町のほうからこの問題について非常に声が上がってまいりました。合併しておる市と合併しない市が同じような状況でいいのかどうかという問題の指摘の中で、恐らくこの合併算定がえの一本算定のも、これもだんだん変わってくると、このように思っておるわけでございます。甘い考えは捨てながらも一生懸命私どもは市運営をやっていきたく思いますし、基金につきましては、私どものほうからでお話をさせていただきたいのは、合併に50億円のいわゆる基金を持ってきたいただきました。三位一体の改革で、非常に厳しい状況が16年から18年の間にありました。したがって、17年の段階には38億円まで基金が減りました。今、現段階では約80億円まで積み立てがきたということでありまして、私が当初合併協議会の法定協議会の中で理想として、幹事長として出させていただいた80億円までクリアできる数字になってきたと、このように個人的には思っておるわけでありまして。そういう安定力をつけながらも、厳しく行財政改

革、あるいは行政評価システムによる事務事業の全部の見直し等々を今やっておるところでございまして、その辺のご理解もいただきたいと思っておりますのでございます。

それでは、ご質問の中にあります第1点目についてお答えいたします。

ご承知のとおり、本市のし尿処理施設では東部衛生センター及び西部衛生センターは、稼働後30年が経過をいたしまして、経年劣化による老朽化が著しい状況となっております。また、県内でも最も古い施設でありまして、新施設の整備が喫緊の課題となっております。しかしながら、こうした環境浄化施設の問題は、建設地周辺の住民の皆さんのよい住環境を享受する権利や利益との関係もありまして、複雑なものとなっていることも事実でございます。今後の建設地の選定につきましても西予市汚泥再生処理センター建設計画市民検討委員会の答申を尊重いたしまして、廃棄物処理施設の目的を見誤ることもなく、予定地の諸条件について調査検討を重ね、何よりも住民の理解と協力を前提にした事業を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご指導、ご協力をお願いをしたいと思います。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 沖野議員のジェネリック医薬品希望カードの配付についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご案内のように、ジェネリック医薬品とは低価格でありながら安全性や効き目では新薬と同等と認められている後発医薬品のことであります。先発医薬品と治療学的にも同等であるものとして製造販売が承認され、一般的には開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっております。

このため、後発医薬品の普及は患者負担の軽減はもちろん、厳しい医療保険財政の改善に資するものであり、国は積極的に推進し、24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にする目標を掲げております。22年度末で、県下20市町のうち、本市を含め8市町が希望カードを配付しておりません。後期高齢者医療広域連合においては、昨年の保険証更新から県下統一して希望カードを配付していますし、全国健康保険協会にお

いても希望カードを配付しており、広域連合の取り組みとあわせ、ジェネリック医薬品について徐々に普及が進んでおり、混乱を招くような事態は起こらないと考えております。

今後は、県内すべての市町においてカードが配付されると思いますので、西予市といたしましても、国、県の指導のもと、今年度内にジェネリック医薬品希望カードを全被保険者に配付して啓発に努めたいと考えております。

沖野議員ご指摘のように、ジェネリックの普及使用につきましては、患者の立場からは医師に言いにくい、相談しにくいこともありますし、患者自体、存在自体を知らないこともあろうかと思えます。また、医師の立場からは、ジェネリックに対する信頼やなれがないことが言えると思います。しかし、希望カードを気兼ねなく利用することにより、加入者が支払う薬代の削減に加え、市の歳出を抑制する効果もあり、市民や行政双方にとって医療費が減る特効薬となるよう期待しているところでございます。

また、すべての治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありませので、その選択は患者が医師、薬剤師と相談の上、決定をされることになります。

西予市立病院でのジェネリックの使用につきましては、院外処方ですので、入院患者が中心となりますけれども、平成22年度の採用品目数では、宇和病院が818品目のうち59品目を採用しております。パーセントでは7.2%になるかと思えます。野村病院が854品目のうち87品目を採用し、10.2%の指標となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 スポーツ合宿に対する補助金制度についてのご質問にお答えいたします。

近年、スポーツ合宿は地域振興の一つの方法として全国的に注目され、盛んになってきております。ご指摘のとおり、宇和島市と愛南町では、既にスポーツ合宿に対する補助金制度を創設して、スポーツ合宿の誘致に向けた取り組みがなされております。

昨年の第3回定例会において、スポーツ振興に

とどまらず、さまざまな経済効果を目指した支援制度についても今後検討を重ねていきたいと答弁をさせていただきました。そこで、文化を含めた文化、スポーツ合宿補助金制度を検討するに当たり、先進地の状況や市内の文化、体育施設等の利用状況等を調査検討いたしました。一部の施設においては、市内主要団体によって使用時間等飽和状態になっているものもありますが、市内の各施設は設備環境には差はあるものの、使用に際して比較的余裕があり、先進地の事例を見ても文化、スポーツ合宿の誘致は可能であると考えております。

今後の西予市における文化、スポーツを通じたまちづくりの取り組みにつきましては、市民スポーツの振興や、2017年愛媛国体に向けた体制づくりはもとより、西予市の特色を生かした文化、スポーツ合宿の誘致など、新しく文化、スポーツを通じた交流人口の拡大による地域の活性化を目指す必要があると考えております。同じ文化、スポーツでも、交流人口の増大や経済的効果を目的とする施策と、市民を対象とする文化、スポーツの振興を目的とする施策が異なります。

そこで、それぞれを担当する商工観光課と文化体育振興課において役割分担を明確にし、部署が違っても一体となって文化、スポーツを通じた交流人口の拡大による地域の活性化や、市民スポーツのレベルアップ、文化活動やスポーツに対する意欲の向上、健康増進を図るべく、現在文化、スポーツ合宿補助金制度の創設に向けて関係部局間で協議検討を重ね、その実現に向けて努力しているところでございますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

○副議長 12番沖野健三君。

○12番沖野健三君 それでは、再質問をさせていただきます。

前置きの分のことについて、市長からご丁寧な説明がありました、ありがとうございます。これで市民も少し安心するんじゃないかというふうに思っております。

まず、1点目の汚泥再生処理施設の建設地のことなんですけども、昨年この宇和町地区におい

てそういう場所があったけども、市民の反対にあっていけなくなったと、これは市からの候補地という願いはしてなかったというふうに聞いております。検討委員会等では、宇和町地区にという利便性から考えて、宇和町地区にというようになっているらしいですが、やはり地区住民の反対がこうあると、もう宇和町でさあ果たして可能かどうかということには、非常に私も疑問を感じます。今回の旧町地区の私の近くの住民の方にもお話を聞いた段階では、非常にやっぱりイメージ的に温度差が非常にあるということでありまして。このイメージということをやいますと、私は厚生委員会の研修で千葉県の流山市に行ったんですけども、そこは住民との距離は100メートルという近い距離にもあるんですけども、バキュームカーのタンクを囲んでしもうとるんですね。囲ってしまって、運送会社のトラックのようにしとるんですよ。それぐらい細かな気の使いようが、やはり住民に安心を与えるんじゃないかというふうに思うんですね。今回、いろいろな話を聞いてみて、やはり住民を説得するための説明も少し足らなかったんじゃないかなというふうな気もしております。

続いて、ジェネリック医薬品については、私もいろいろ医師と話をする中で、やはり、いいと悪いとの言う先生が多いですね。それで、住民の方が医師にカードを見せてジェネリック下さいと言えるかということですね。先生が、もちろんこの私が推奨してますよというようなことであれば出しやすいと思うんですけども、そうでなければなかなかカードあって普及さすというのは、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

そこで、私は提案があるんですけども、ポスターをつくって、そしてジェネリック医薬品を推奨しておりますというような書いて、それを医院の待合室でも張ってもらうんですね。そうしたら、患者さんもこの先生は医薬品を推奨しとるのかなというふうな気になってカードを出しやすいんじゃないかと思うんですね。私の提案なんですけど、これ検討していただいたらと思います。

それからもう一つは、これはやってほしいのは今後配付した場合の検証ですね。今まで出さなかったときの医療費の金額と、それから出した後の半年なり1年間出した後、どのような医療費が減

額されているかというような検証もぜひやってほしいということです。

それから、3点目のスポーツ合宿のことについて、教育部長も昨年、実はきょうでしたかね、9月7日、8日、この辺だったと思うんですけども言われたんですよ。ほいで、きょうと同じように検討すると言われるんですね。私も長い間議員やっているからわかるんですよ、大体検討というのは、これはもうやらないんですよ、大体ね。やらないということなんです、検討という言葉は。だから、非常に私は残念ですね。きょう聞いてみて。来年度から実施しますという言われたら、私もそろこういうことを言わなかったんですけども、やはり昨年と同じように検討しますやね、これまた期待できないですね。また今度、12月か3月、もう一回やらないといけんかなというような気がしました。

以上でございます。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、沖野議員の再質問の汚泥処理施設についてお答えをさせていただいたと思います。

この汚泥処理施設の設置箇所の問題については、非常に難しい側面があるというのは議員のご指摘のとおりでございます、意識の中にはやはり皆さんの中に迷惑施設としての意識づけがどうしてもあるのかなというのを、これをぬぐい切ることが非常に難しいところがあるのではなかろうかなと思っておるところであります。

しかし、先駆的な都市等々については、一つの流山の事例も言われましたけれども、そのような先駆的な都市についてはそういうイメージが、都市住民の人は特に今なくなっておりますし、実質上のおい等々から含めても全然ないという状況になっております。そういう意識づけを私どもの市がどうしていくかということが今後の大きな課題になってくるのかなと、このように思っておるところでございます、そういう意味ではまだまだ説明不足があると思ひながらも、まだしかし時間は刻々と2施設の老朽化が進んでおりますので、その辺のところ、今後しっかりやっていかんといけないなと思っておるところでございます。これもやめるわけにはいきませんので、重要な課

題として今後取り組んでいきますので、先ほど言いましたとおり皆さん方のいろいろなところのご推薦をぜひともお願いをしたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今ほど沖野議員のほうからジェネリック医薬品の推進にご提案をいただきました。待合室へポスターを張ってという、これは大変いい案であろうかと思ひます。また、医師会等々とも協議をいたしまして、そのような方向になればいいかなというふうに思っております。ありがとうございます。

なお、医療費の検証につきましても大事なことだと思っておりますので、そのように進めてまいりたいと、このように思ひます。ありがとうございます。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 3番目のスポーツ合宿に対する補助金についてでございますが、先ほど教育部長のほうから答弁がありました。その中で、スポーツ合宿にはスポーツの誘致と受け皿となる宿泊施設の確保が、役割分担があるというふうなことで、私のほうから近隣市町の聞き取りを行いました。受け皿となる宿泊施設は、地域の活性化を図るという意味合いもありまして、近隣市町におきましては商工観光課が窓口となって対応されている状況でした。

市長の前向きなご意見もあるわけですが、今後西予市も商工観光課に窓口を置きまして、スポーツ合宿に供する宿泊施設に取り組んでいきたいと考えております。

今後は、現在取り組まれている市長の状況を調査させていただいて、平成24年度から、スポーツ合宿に対する補助金制度の創設に取り組んでまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○副議長 次に、3番兵頭学君。

○3番兵頭学君 議長の発言の許可をいただきましたので3つの質問をさせていただきます。

その前に、お昼のニュースで台風１２号の被災者が、死者、行方不明者合わせて１００人を超えたというニュースをしておりました。被災に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

まず、それでは１点目の質問、西予市水道料金検討委員会の答申について伺いたいと思います。

先ほど二宮元議員が質問されたことと重なる点がありますが、水道料金の統一についての質問をさせていただきます。

７月４日に、水道料金検討委員会の答申書が市長あてに提出されました。答申の中身は、言うまでもなく料金体系の統一であります。県内の市町村合併により、この問題はどこの市町村でもあると聞いており、料金の統一は避けて通れないと思われませんが、答申の内容で二、三、質問をしたいと思います。

まず１点目に、答申書の６番目に書いてありますが、附帯意見として水道料金の統一に当たっては各水道の歴史と地域性を考慮し、財政措置も含めた検討が必要であると考えられるという文書がありますが、この水道の歴史と地域性を考慮とあるが、例えば野村ダムの完成により、南予一円に給水できるようになった経過や南予用水から給付を受けることにより給水原価の差。宇和が１７２円４４銭、明浜が２４３円５５銭、野村が１３２円６４銭、それから三瓶が１２４円３１銭という給水原価がありますが、これをどのように考慮するのか。また、財政措置も含めた検討とありますが、これを一般財源から繰り入れるのかを考えかを伺いたいと思います。

この２点目に、この答申から実質値上げになるのは野村上水道利用者ですが、その内容の説明会を開かれることになると思いますが、その時期やすべての町民に説明し、理解を得る考えなのか、伺いたいと思います。

２点目に、幼稚園の延長保育について伺いたいと思います。

国政でも何度も議論されています、幼稚園と保育所の一体化施設、こども園が創設される予定ですが、地方では進んでいないのが実情だと思います。市内の場合、園児の状況は野村町の場合特にですが、保育所は満杯状態ですが、幼稚園は定数割れになっており、保育所に入れない園児

が幼稚園に行ってもらえることが続いております。保護者の中には、今の幼稚園の制度では働きたくても働けないという声が多く聞かれます。

そこで、西予市だけでも、幼稚園での夕方６時ごろまでの延長保育ができれば、保育所の過密状態が緩和はできると思いますが、理事者の考えを伺いたいと思います。

３点目に、避難施設と防災無線について伺いたいと思います。

東日本大震災では、震災後６カ月近くになるうとしています。いまだに避難所での生活を余儀なくされている方がいらっしゃいますが、一刻も早い仮設住宅が完成し、入居を望むものであります。

さて、今回の震災では、避難所として小学校や中学校の体育館が一時的避難施設として利用されていましたが、問題の一つにトイレの不便さが取り上げられていました。ほとんどの学校では和式便器になっており、高齢者の中には不自由な避難生活の上に、トイレに行く回数も我慢していると報道してありました。

先ほど、二宮一朗議員も防災関係の質問の答弁にもありましたが、今後起こると予想されている東南海・南海地震に対して、防災の見直しを検討し、情報伝達や自助、共助の仕組みを強め、人命を守る防災に転換する時期にあわせて、避難施設の設備などの充実も必要だと思いますが、理事者の考えをお伺いしたいと思います。

関連して、今年度三瓶町に防災無線ラジオが導入されますが、野村町だけが未整備であり、２４年度以降に設置予定と聞いております。現在の防災無線では、災害時の避難命令が出たときに放送が聞き取りにくく、伝達ができないことが予想されます。一刻も早い設置を望みますので理事者の考えをお伺いします。

以上、私の質問とさせていただきます。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、兵頭議員よりご質問のありました西予市水道料金検討委員会の答申についてにお答えさせていただきますが、先ほど二宮議員がこの同じようなご質問をいただいておりますので、重複を避けながら回答をさせていただけたらと思います。

まず、1点目の南予用水から給水できるようになった経緯や、給水原価の差をどのように考慮するのかについてでありますけれども、西予市内の上水道事業におきましては、昭和25年三瓶町上水道事業が最初に創設され、その後城川町を除く3町に事業が創設され現在に至っておりますが、昭和42年に発生した南予地方の大干ばつを契機に、その対策として愛媛県では昭和25年に南予水源開発計画を策定し、水源として肱川上流に位置する多目的ダムである野村ダムが建設され、南予地域3市1町の樹園地向けの農業用水及び上水道水を供給し、毎年干ばつから悩まされていた地域において、喝水の心配がなくなったのはご承知のとおりでございます。

明浜町と三瓶町におきましては、この水を原水とする南予水道企業団から用水供給を受けております。給水原価は、主に経常費用を総有収水量で除した金額でありまして、工事等が多くなればそれに伴う減価償却費の増加や人件費の増加等により、金額が高くなるといった側面があり、給水原価の高低だけで水道料金の差をつけられないと考えております。

ただ、今回の答申におきまして、その歴史的な背景によります料金格差を考慮されて、一度に統一することなく段階的な統一を求められるものと考えております。

2点目の一般財源からの繰り入れは考えているのかについてでございますけれども、水道事業会計の原則は独立採算であります。先ほどの給水原価については、明浜上水道におきましてはすべてが南予水道企業団から受水でありまして、給水原価は他の事業体との差があると考えておりますし、また今後国が経営基盤の脆弱な簡易水道の統合を推進しておりますことから、将来は上水道の統合の問題も出てくることとなります。

このようなことから、水道事業全体の経営の健全化、安定化を図るとともに、市民の皆さん方の負担軽減を図る上では一般財源による財政措置の検討も視野に入れるべきだとの意見でありまして、参考にさせていただきたいとは思っております。

3点目の水道料金の改正に伴う説明につきましては、10月から11月を目途としまして、上水道に係る地域につきまして、答申についての説明会を実施する予定でございますが、説明会には基

本として全市民ということではなしに、まず代表者、主に区長さん等々でございますが、中心といたしまして、まず説明会をやっていききたいと、このように考えております。その後、説明会での意見を参考に、関係条例改正等を上程したいと考えておりますので、何とぞご理解いただきますようお願いを申しまして答弁とさせていただきます。

○副議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 兵頭議員からの幼稚園の延長保育についてのご質問にお答えいたします。

現在、国政においても子ども・子育て支援システムについて、基本制度、ワーキングチームが設置され、幼・保一体化に向けた学校教育、保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設、仮称でございますが、を創設する仕組みについて、中間報告がまとめられたところであります。ご質問にあります延長保育とは、いわゆる預かり保育を指すものと存じますが、預かり保育とは幼稚園教育要領にありますとおり、地域の実態や保護者からの要請により、教育課程に係る教育時間終了後に、希望する者を対象に行う教育活動であり、市内では私立幼稚園2園が実施しております。

本市でも、平成18年10月1日から施行された就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を受けて、認定こども園いわゆる幼・保一元化に向けて、市長部局、教育委員会部局との協議を進めてまいりました。しかしながら、平成21年10月に西予市小学校再編計画が策定され、小学校再編とあわせて公立幼稚園の再編についても検討を行っているところでございます。特に、市内では野村地区に公立幼稚園が6園のみでございます。小学校の再編と就学前教育の施設の統合についても、一体的な協議が必要であると考えております。現段階では、幼稚園の再編とあわせて学校教育、保育の養育支援を一体的に提供する総合施設や預かり保育の導入を検討しているところでございます。

一方、野村保育所は1歳児から4歳児のみが施設入所定員でありましたが、共働き家庭の増加、核家族化等の社会環境の変化に伴い、ゼロ歳児から5歳児までの入所定員条件150人となったことにより、入所児童数が満杯状態になった最大の

要因に上げられます。また、さきに述べました国の中間報告の中でも、こども園給付構成、これ仮称でございますが、において1点目として、3歳児以上の児童に対する標準的な教育時間及び就労時間に応じた保育に対する給付、これは幼稚園でございますが、2点目に3歳児未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付、これは保育所に関係でございますが、この2点が上げられておりますことから、今後幼稚園での預かり保育や保育所の過密状態の緩和に向けて、幼稚園、保育所がお互い補完し合う西予市独自の幼・保一体化の実現に向けて関係部局間で連携し、対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 3番目のご質問、避難場所と防災無線についてお答えいたしたいと思います。

現在、本市におきましては、主に学校施設、社会教育施設を中心に、113カ所の公共施設を避難収容施設として指定いたしております。これらの公共施設は、学校教育や生涯学習の場でありますと同時に、災害時においては地域住民の皆様の応急避難場所として役割を果たすことから、その施設の安全性や防災機能の確保につきましても極めて重要な問題と認識いたしております。

また、今回の東日本大震災では、津波等によりましてその施設に多くの被害が生じたり、応急避難場所としての施設機能に支障が生ずるなど、従来想定していなかった新たな課題も生じてまいりました。本市におきましては、施設の耐震対策等については計画的に事業を図っているところでございますけれども、防災機能の確保、整備につきましては十分とは言えない状況でございます。

今後は、施設管理者との間で応急避難場所としての施設を利用する際の施設利用計画の策定や必要となる機能の整備、施設の維持管理、備蓄支援助物資の確保、管理面などについてお互いの役割を明確にしながら、各施設の防災機能の向上を図っていく必要があるものと考えております。

また、野村町における防災行政無線のデジタル化整備につきましては、今後の主要事業と考えておりまして、平成24年度以降できるだけ早く整

備を図ってまいりたい計画であります。事業費も多額となりますため、その実施時期、設計内容につきましては現在検討、精査を進めている段階でございます。

以上、3番目のご質問の答弁とさせていただきます。

○副議長 3番兵頭学君。

○3番兵頭学君 ただいま再質問させていただきます。

先ほどの1番目の水道問題の件ですが、9月号の広報せいよにも、この答申が出ておりました。一般の方も見られる方が多いと思いますが、それ以降の広報せいよに今後の状況とかを載せられるのか、また一番最後に書いてありますが、水道料金の案については、市の水道課に問い合わせしてくれというふうなこと一文がありますけど、これはなかなか個人が一々聞くのも大変ですし、説明される係員も大変だと思います。ぜひ、10月号以降、この水道料金についての詳細も載せていただいたと思います。

それから、2番目の先ほど前向きに幼稚園の延長保育、預かり保育について兵頭部長のほうから前向きな答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまのゼロ歳児の保育も預かっておるということで、野村幼稚園、9月の補正でもう一人増員という話を伺っております。その保育所の関係ですので、担当は生活福祉部長になると思いますが、今国が決めとるゼロ歳児は3人に一人という、その保育士の割り当てになっておりますが、国が決めておる3人に一人で十分なのか、理事者のそこら辺の考えをぜひ伺いたいと思います。

私は、ゼロ歳児の場合は、3人に一人では無理じゃないのかという考えを持っております。ぜひ、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

3点目に、防災行政無線について、もう一度お伺いしたいのが、ここ最近先ほどの台風12号にもありましたように、ゲリラ豪雨等も頻繁に発生しており、大変心配しておるところであります。特に、先ほども申しましたが野村の場合は、そういう無線が、防災が、豪雨のときなんかは全然聞こえないという状態が続いておりますので、先ほど西予市もこれから統一して、料金も統一するという

ことがございます。公平が原則であれば、できるだけの防災無線24年度中にやりますというふうな一言がいただければ、野村町民も安心できるんではないかと思っておりますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

○副議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 先ほど市長が申しました検討委員会での内容でございますけど、一応今議員さんが申されましたように、今後10月から11月にかけて、上水道関係地域につきまして、一応説明会を開催したいと考えております。答申書につきましては、一応答申の案でございますので、また市の決定金額ではございませんので、ちょっと誤解があっても困るということと、そしてまた紙面の関係上、広報に載せるのは割愛をさせていただきました。ただ、ホームページにつきましては、掲載をしています。今後、市民に丁寧に説明をして、説明に参りまして、そしてまたその後の市の案が決定しましたら、一応広報に案につきましては載せたいと考えております。

以上でございます。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 最後に、なかなか厳しい回答を迫られておるんですが、24年度以降の重要事業という位置づけを先ほど来何回か申し上げておりますけれども、事務サイドでは24年度に実施したいという計画ではあります。ただ、消防のデジタル化の事業もございます。ということで、来年度の予算編成を終了した後、いつから着手できるか、純粋に財政上の問題として検討してみたいと思います。

ご承知のように、既に概算で野村地区のアナログデジタルの概算費用を出してから6年が経過しております。その数字自体が古いんじゃないかということもありますので、先ほどの答弁でも言いましたように基本設計から必要じゃないかなというような感覚を持っておりますので。単年度では、多分ちょっと困難であろうかという考えであります。

以上、答弁といたします。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 兵頭議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国の基準では、今ほど職員数でございますけれども、ゼロ歳児が1人の職員に対して3人まで、1歳から2歳までが6人、3歳以上が20人、4歳以上が30人受け持てるという基準になっておるところでございます。西予市におきましても、その基準にのっとって保育をしておるわけでございますけれども、いかんせん合併以来、職員に新規の職員は採用をしておりませんし、嘱託、臨時、またパート職員で、その後はずっと頼っておるところでございます。確かに、ゼロ歳児の保育につきましては、保育士、職員大変ではございますけれども、残念ながら職員も臨時も含めて職員が大変少なく、急を要しておるところでございます。近年特に、ゼロ歳から3歳児の入園児がふえているのも現状でございます。

当面のところは、職員も大変ではございますけれども、国の基準にのっとった方針で進めたいと、このように思っておるところでございます。

○副議長 3番兵頭学君。

○3番兵頭学君 それぞれの部長さんの答弁ありがとうございました。

最後に、市長をお願いしたいというか、聞いてもらいたいと思っておりますので、先ほど松山議員にムカデに刺された例え話をされましたが、その中に大事なものを一遍になくすというのはいかがなものかという例えをおっしゃられましたが、野村町民の場合は、それが水問題が、今、一番大事な思いだと思っております。ぜひ、その町民のその辺の理解をしていただいて、今後の水問題に対しての市長の明快な指導をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長 三好市長。

○三好市長 再々質問の水問題についてでございますけれども、この問題は市としても重要な問題でございます。したがって、答申に基づくことで、今後どういう、皆様のご意見を聞いて、最終決断をするのかということは大事になると思

ます。ただ、先ほどの回答、答弁にも申しましたとおり、水道事業というのは公営企業でございます。したがって、独立採算ということを言っておりましたが、これは基本的には税と少し違う側面でできておるというところでございまして、今まで料金体系を答申の中で議論をされる中で見てみますと、やはり今後の対応を今の料金でいいのかどうか、本来なら今まで上げておかなければいけなかったのを上げてなかった側面も率直に見受けられました。それは、やはり公共料金、水道料金のあり方ということに関連するわけですが、したがって設備投資を今後するためには、本来ならこれぐらいをすべきであったという側面もありまして、その辺も細かくわかるように説明をしていかなければならないのじゃなかろうかなと。ただ、全部が一緒くたにして、一つにするだけの目的ではないという側面も、私どもは説明し切らなければいけないのではなかろうかなと思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 次に、8番宇都宮明宏君。

○8番宇都宮明宏君 ただいまから一般質問をさせていただきますと思いますが、まず質問の前にちょっと職員の2つの話を聞いていただいたらと思います。

まず、私今回一般質問を提出しまして、実は誤字がありました。そして、きょう来てみましたらその誤字が直っております。この発言台に立ちまして、訂正をしなければいけないかなと思ってたんですけど、このように気がついてくれる職員がいるということはあるがたいことだと思っております。

それと、貴重な傍聴者の方がいらっしゃいますんで、もしご存じなかったら今国道に3けたの数字が国道56号線にあるんですけど、これは僕も市民の方から聞かれまして、これ高知市から始まって松山を終点になって、結局1キロごとにキロ表示があります。これは、防災のために国交省が、どうもやった事業だそうでございます。この役場の前に、多分223とかそういう数字があろうかなと思いますんで、もしお帰りの際に気がつかれたら、そういうことですので、よろしく願いいたします。

それでは、こうやって一生懸命、この話も私職員に問い合わせをしましたところ、このように教えていただきましたんで、そういう職員がいらっしゃるという中で、繰越明許費の縮減についての質問をさせていただきたいと思います。

西予市として合併後8年目になりました。毎年多額の繰越明許費が発生しております。この費用の趣旨からして、多数の項目で多額が発生しているのは、多くの問題を抱えているのではないかと考えますので、以下の2点について質問をいたします。

まず、西予市の過去3年間の決算額と繰越明許費の額について。

繰越明許とは、何らかの理由によりまして、その会計年度内に執行できなかった費用となつていると思いますが、一つ一つの事例について議論をしても始まりませんので、まず本市の過去3年間の決算額と繰越明許費の状況についてお伺いをいたします。

次に、南予の他の3市との比較について。

問題点を論じる場合に、似たような状況下で運営されている団体との比較も一つの観点であると思いますので、南予の3市、大洲市、八幡浜市、宇和島市の過去3年間の状況をお伺いをいたします。

以上です。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 それでは、繰越明許費の縮減についてのお尋ねについてご回答いたします。

地方自治法では、会計年度独立の原則の例外の一つとして、繰越明許費による繰り越しが認められております。これは、予算の効率的な使用を図るため、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算の成立後の事由により、当該年度の支出が終わらないと見込まれるものに対して、予算の議決を経て翌年度に限り繰り越して使用することができることを規定したものでございまして、これにより年度末の補正予算に繰越明許費を計上してきたところでございます。

さて、ご質問1点目の過去3カ年の一般会計における決算額と繰越明許費の計上額であります。が、ちょっと数字なので細かくなりますけれど

も、平成20年度の決算額は231億2,068万6,000円、繰越明許費は27億88万9,000円、決算額に繰越明許費を加えた額に対する比率でございますが10.5%になります。平成21年度の決算額284億4,889万2,000円、繰越明許費35億825万8,000円、同じように11%になります。平成22年度の決算見込み額になりますが、299億7,249万円、繰越明許費13億32万4,000円、比率で4.2%となっており、例年より多くの繰越額が発生しておりますが、その主な要因といたしましては、平成20年度から22年度にかけて、6次に及ぶ国の経済対策臨時交付金が国の補正予算で計上され、本市におきましては総額で34億872万9,000円、総事業費で45億3,000万円が交付され、執行におきましてはその8割以上を繰り越しを行ったことや、平成19年度から進めてきたケーブルテレビ事業による繰り越し等によるものであります。

2点目の近隣3市との比較でございますが、先ほど申しましたように決算額に繰越明許費を加えた額に対する繰越明許費の比率で申し上げますと、宇和島市は平成20年度で10.5%、21年度が3.7%、平成22年度見込みが2.6%でございます。八幡浜市では、平成20年度11.8%、21年度が17.8%、22年度見込みが1.0%でございます。大洲市では、平成20年度、6.6%、21年度6.3%、平成22年見込みで2.8%となっております。3市におきましても、繰越明許費の中に国の経済対策臨時交付金が含まれており、それを除く比率の3カ年平均で申し上げますと、宇和島市4.7%、八幡浜市8.9%、大洲市3.1%、本市が4.0%となっており、近隣3市と比較しても決して高い数字ではございません。繰越明許費は、補助事業の予算化時期や災害発生、用地買収の遅延等、さまざまな理由により年度ごとに大きく異なるものでありますけれども、議員ご指摘のとおり、予算の執行については目的に従い、年度内執行に努めるということが原則でございます。

また、平成20年度秋のリーマン・ショック以降の景気対策の後退が、農林水産業を初めとする地域産業の低迷に追い打ちをかけ、さらに厳しい地域経済状況や雇用状況になっていること等に迅速な対応が求められている時期でございます。

で、事業の早期着工、進行管理の徹底、事務処理の効率化等によりまして、繰越明許費の縮減に努めてまいり、住民サービスの向上と地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 8番宇都宮明宏君。

○8番宇都宮明宏君 南予3市の状況をお伺いしまして、ちょっとほっとしたというか、やはり目標とするには1番が一番よろしいと思うので、目指す大洲市というか、そういう気持ちで取り組んでいただけたらと思っております。

そして、今説明にありましたように国の政策によりまして、執行できなかった面というのは私も十分理解をしておるつもりでございますが、予算をただこの繰越明許費の中ですべてそれじゃないと、普通の地域の事業も含まれているということだろうと思ってます。これは、通告してませんのでその数字はきょうは聞きませんが、ただそういう事業の場合の例で話をさせていただきますと、やはり担当者の詰めがちょっと甘いところがあったのではないかと、これだけ明許が発生するということは、この事業というのは私なりに考えまして、まず住民の安心・安全、そして福祉の向上が事業の主たるものだと思いますが、もう一つの側面として地域経済の活性化という、そういう側面を持っているだろうと思っております。そういう面で考えますと、やはり繰越明許費はできるだけ0に近いほうがよろしいのではないかと思いますので、この辺を今から職員を指導監督していかれる市長に、この取り組む考えをお伺いをしたいと思います。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、繰越明許費の再質問についてお答えをさせていただきます。

数字上では、先ほど総務企画部長が申したとおりでございますが、数字的には国の交付金を除いた数字は安定的な数字以内だと私どもは思っております。どうしても、事業をする上で年度内に完成しないいろいろな事例があります。それは、担当者の力量によるところもあるかもしれませんし、

地域事情によることもあるかも知れませんが、あるいは土地の買収等々に係るときに、いろいろな問題点があったと等々もあることかもしれません。いろんな諸事情の中で、どうしても出てくる側面があります。その中で、今ほど議員ご指摘のとおり、地域経済に果たす役割というのは、事業を進める上に重要な側面がありますので利用する。それは、大事しなくてはならないと思っておるわけでございます。ただ、繰越明許をしたときに、一つの別の側面でいいますと、4月から次の年度内の事業が立ち上がる7月の間に事業ができる側面が別にありますように、時期によって事業がないときに、それぞれ施行される業者のよさというものが別の側面ではあります。それが、それが多かったら大変なわけでありすけれども、それもまた別の側面があるということも一つのご理解の範囲で入れていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○副議長 8番宇都宮明宏君。

○8番宇都宮明宏君 今、市長から答弁ありました。

そういう面は、私も十分理解ができました。ただ、繰越明許をやっぱり目標はゼロということで、行政的には取り組むべきだと思いますので、これはもう答弁は要りませんので、ぜひそのように前向きに努力をしていただきたいと思います。

○副議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後2時12分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後2時25分）

次に、17番酒井宇之吉君。

○17番酒井宇之吉君 議長に中断をいただきまして、緊張感が少し途切れましたけども質問させていただきます。

非常に、緊張感の中でずっとやっておるわけでございますが、先進地へ行きますと、代表質問、一般質問をこれ含めてこういう緊張感の中で3日間もやるというところがほとんどですよ。私、きょう一日9番バッターでございますので、とんじりでございますけども、これを3日間やる議会の

緊張と、そして問題意識ってのが非常にうらやましくもあり、またこれからまだまだ西予市市議会頑張らんといかんというような気がいたしております。一般質問に移ります。

ノルディックウォークの現状と普及について。

本日、朝散歩してますと、私ノルディックついて、15分ほど犬連れて散歩するんですけども、そこへたまたま毎日散歩されてる、私の仲人親であられる方が85歳になるんですけど、かくしゃくとして歩いてこられて、おまえ何でつえなんかついとるんだと言われまして、いや実を言うたらこれこれと、おうわしも知つとるぞと、だからわしもまたやろうかと思うけど、まだつえは要らんと言われまして、私もやりながら敬意を表してる方なんで、もうあなたほど元気で85歳まで生きたいですねというようなお話ししたところでございました。

介護予防として取り入れているノルディックウォークの現状と普及についてお尋ねします。

先般、8月4日議会主催、厚生委員会が主導でございましたけれども、講師松本陽子先生、この方は71歳なんですけど、そこにおける50歳そこそこに見えられる方、年齢的には。その方をお迎えして、約2時間、ノルディックウォーク講習会を体育館で行いました。転ばぬ前のつえと言いますけれども、高齢化率が非常に進んでいる中、西予市においてステッキを持って、そして歩くことは正直言って恥ずかしい、みんなに見られる、議員さん何で、何歩きよのと言われる、それが一般的になって、ああ健康のために歩きよんやのと言われるように普及をしたいと、だれもがつえついて歩いてたら、ああノルディックウォークやりよんよと、自分の健康のためにやりよんよというような形の社会にしたいというような考え方を持って、勇気を持って今やっております。しかし、継続的に自分の体力維持、健康増進の方法としては非常にいいなという気がいたしております。

そこで、ノルディックウォークを西予市に取り入れた経緯、利点、全国的な活動、現状、そして西予市での今後の普及方法についてお尋ねします。

また、運動中の注意点のことについてもご質問をいたします。

また、現在泥沼の政治、国政を含めまして、そ

して停滞する経済の中で、やはり一番私が憂えるのは、50年かかる教育だろうと、こういうふうに思っております。そして、私も小さいころからスポーツは人並みにできました。けれども、最近ひざが悪くなっておりますが、発生する腰、肩、ひざ等の痛みは、若い時期からいろんな形の姿勢があります。正しい姿勢、正しい歩行の努力で減らすことができるんじゃないか、小さいときからの教育っていうのは、学力とかそういうものは叫ばれます。でも、正しい姿勢、正しい歩き方っていうのは、正しく速く走る教育はやってる、指導はやってるようでございますけれども、ノルディックウォークを含めた正しい姿勢、正しい歩行を講習ができないかなと、そしてモデル校を設置したりして、そして将来まで正しい歩き方、正しい歩き方っていうのは身体もそうでしょうけども、正しい歩き方っていうのは精神も正しい歩き方が学べるんじゃないかなというような気がいたしておりますので、そのような教育を今後なされるような考えはございませんか、お尋ねをいたします。

続きまして、合併後に地域審議会の役割は。

合併して、8年が過ぎようとしておりますが、先般私もふとこの問題については、非常に合併時にあれほど合併地域審議会が重要視されたように思っております。行政の反映で、審議会の意見は議会議決よりも優先され、権威性があるようにとらえておりました。法的権限も有すると、合併協議会をしているときには解釈をいたしておりました。思い込みだったように現在思っております。

地域審議会は、平成の大合併の際、行政規模の拡大に伴い住民意見が反映されにくくなる懸念に対応して設置された機関ということになっております。先般、8月の初めの新聞ですけれども、西予市庁舎の地域審議会と行政が溝が深くなったという話が出ておまして、その中で疑問に思ったことを二、三、感じておりますのでお尋ねをいたします。

現在の審議会は、行政施策報告のみで終始しているのではないかなというような審議委員さんの意見を聞きました。これまで8年を迎えておる中で、審議会においてどのような意見がこれまで出され、どのように対処されたのかお尋ねします。

地域ごとの傍聴者の数、審議委員の選出の実情についてもご説明を願います。

非常に、この問題につきましては、私自身が正

直申し上げまして、明浜の地域審議会に3度出させていただいております。明浜だけでしたので、そんなに感じなかったんですが、先般宇和町の審議会に出させていただきます。そのときに、本庁方式の宇和町に対しましては、課長以下ずらっとひな壇が並んでおりました。数日後、明浜に行きますと、やはり企画課長、本部の企画課長以下が出ておまして、担当課長だけが明浜は出ておりますので、数えるほどしかない。これ目的が正直言いまして、行政規模が広がるのに対して配慮された、設置された機関だという解釈からすれば、なんか寂しいなと。端々が何かしら元気、ますます元気がなくなるような形になっておりはしないかというような感じがいたしました。

それで、ある市に隣接した市に尋ねますと、この審議会については市長みずから、そして教育長みずから、そして職員代表の総務部長が必ず出るという市もございます。西予市がどのようになっているのかお尋ねをして、一般質問の中断をさせていただきます。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、順番が少し前後いたしますけれども、酒井議員の合併後に地域審議会の役割について、このご質問についてお答えをさせていただきます。

地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、合併前の旧市町村の区域に係る事項等に関し、市長の諮問に応じ、審議し、答申する、または必要に応じて意見を述べる地方自治法の附属機関として設けられています。本来、合併後の自治体が条例で設けるものであります。が、制度の趣旨から法定協議会での、法定協議会といいますのは、合併協議会の法定協議会での協議をもとに、旧市町村の議会の議決を得て設置されています。ただし、地域審議会を設置するしないは、それぞれの旧市町村の判断に任されておまして、合併時に審議会を設置しなかった合併例もあります。その所掌事務のうち、市長が行う諮問は、まず1つ目は新市建設計画の変更に関する事項、2つ目が新市建設計画の執行状況に関する事項、3つ目が地域振興のための基金の活用に関する事項となっております。市長の諮問以外の事項についても審議会が必要と判断すれば、市長に

意見を述べるができるようになっております。

これまで、おおむね年2回開催しておりますけれども、本年5月で14回の開催となりました。会議の内容は、新市建設計画の執行状況に関する市長の諮問に対する審議が中心でありますけれども、委員からはこれら施行中の事業や計画事業以外につきましてもご意見、ご提案をいただいているところでございます。

これまでに委員からちょうだいしたご意見及び市の対応で主なものを上げさせていただきますと、市施設で木質ペレットを焼却した後、発生する灰の肥料としての有効活用、本庁支所方式導入に伴う市職員数の減少に対応するため、旧町ごとのイベントに積極的に応援できる職員体制づくり、鳥獣被害対策の拡充、特にイノシシ被害対策など、委員の意見に対しましてペレット焼却灰の成分検査と特殊肥料の販売許可申請による販売条件の整備、本庁支所の職員にかからず各担当課で役割分担を作成し、積極的にイベントに協力できる体制づくりの実施、獣肉加工施設の「ししの里せいよ」の建設など、具体的な対応を行ってきたところでございます。

なお、審議会の意見は会議録で庁内回覧で全職員に周知することにより、できる限り具体的に事業に反映できるように配慮しております。

次に、傍聴者数の質問でございますけれども、市民の方々には開催日前日及び当日に行政防災無線で案内をさせていただいておりますが、残念ながらこれまでの累計の傍聴者数は明浜地区で10名、宇和地区で6名、野村地区で14人、城川地区で10人、三瓶地区で4人の計44人とどまっております。

また、委員の選出につきましては、当該地域に住所を有する公共団体の役職員や、学識経験者などから市長が委嘱しております。年ごとの改選時には、各地区とも15名のうち再任7名、新任7名、1名を公募としてホームページや広報紙などで案内をしております。なお、改正に当たっては、各地区委員の30%以上が女性委員となるよう留意しているところでございます。

最後に、地域審議会の意見が地域の声になるようにする考えの有無でございます、ご質問でございますが、意見を最大限尊重する姿勢には変わりありませんが、今後今年度から実施する地域振興

基金を活用した西予地域づくり交付金事業につきましても、多くのご意見をいただきたいと思いますっております。その意見により、地域にしっかりとした自主活動組織が定着しまして、今日の活性化が図れればと考えております。

なお、市議会の設置期間は平成26年3月31日までとなっておりますが、これまでの地域審議会の運営状況や議員のご意見をもう一度検証しながら、今後の地域づくりに有効に活用させていただいてと思っております。

以上、答弁といたします。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 それでは、酒井議員のノルディックウォークの現状と普及についてのご質問の前段についてお答えをさせていただきます。

ノルディックウォーキングは、2本のポールを使って歩行運動を補助して、運動効果をより増強するフィットネスやエクササイズの一つでございます。もともとは、クロスカントリーの選手が夏場の体力維持や強化トレーニングとして、ポールと靴で積雪のない山野を歩いたのが始まりで、本格的には1997年に北欧のフィンランドで始まったと言われております。

さて、ご質問の件について回答をさせていただきます。

西予市では、愛媛県の出資による愛媛大学医学部地域医療サテライトセンターが平成21年1月市立野村病院の中に設置され、地域医療を推進する体制が整っていることから、昨年度総務省の補助を受け、地域住民と連携し、インターネットを活用した健康管理事業、すなわちユビキタスタウン構想推進事業を開始をいたしました。この事業は、あらかじめ登録をした方に、光ファイバー網を活用した健康機器、体重計、万歩計及びタッチパネル式パソコンを使って、毎日の健康記録をとっていただきました。体重、血圧をはかり、万歩計を機器に設置するだけでデータが自動的に吸い上げられ、野村病院内のサテライトセンターと野村総合支所保健福祉課のパソコン画面で見ることができ、そのデータをもとに健康状態の分析や指導等を行うものであります。

この機器を使って、健康管理をあわせて週2回の運動教室を実施をし、自宅でできるストレッチ

や筋肉トレーニングを習得していただきました。生活習慣病予防を初め、だれでも気楽に行える運動として、ノルディックウォーキングを指導の目玉として取り入れたところでございます。

ノルディックウォーキングは、年齢、性別を問わず気楽に楽しめ、全身の90%の筋肉を使うため、下半身だけでなく首、肩の血行も促進し、ひざや腰への負担軽減や、転落防止にも効果的であります。その上、エクササイズの効果も非常によく、疲れを余り感じることなく長時間の有酸素運動ができ、通常のウォーキングに比べ4割増しほどの運動量になると言われております。

全国的な活動といたしましては、北海道や東北、甲信越などの北日本を中心として全国に広まりつつあり、九州や沖縄地方でも普及が見られ、各地でコースも設置されているようでございます。

野村での取り組みは、メタボやひざ、腰の痛みに対する改善も見られ、参加者の健康度が大きくアップしたことから、西予市においても健康増進事業の一環として、今年度から野村町だけでなく、他の4町においても、貸出用のポールを配備した上、指導者による講習会を年度内に各2回ずつ実施を予定をいたしております。

また、地域づくりやスポーツの面からも、各担当部署において、徐々に取り組みを始めております。野村町では、野村スポーツクラブの1団体として、自主グループ、野村ノルディック夢クラブも設立されております。いずれにいたしまして、コースの選定や整備が必要と思われます。

最後に、運動の際の注意でございますけれども、最初は指導者より正しい歩行の仕方を学び、平たんなコースを選び、話をしながら歩けるほどの速度で、無理なく歩くことが肝心でございます。

特に、歩行の前の準備運動は大切で、ウォーミングアップと軽いストレッチングをして臨んでいただくことが転倒などの事故防止につながることを確信をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 森教育長。

○森教育長 酒井議員のノルディックウォークの現状と普及についての質問の後段の児童に対する

正しい姿勢、歩行の教育についてのご質問にお答えをいたします。

正しい姿勢につきましては、小学校1年生入学当時は特に時間をとって、身につくように指導をいたしております。例えば、聞く姿勢、書く姿勢では背筋の伸ばし方、手や足、視線の位置まで具体的に繰り返し指導をします。学校によっては、正しい姿勢の写真を前面に掲示したり、床に足型を張り、足の位置を意識させたりするようなことも行っております。

学年が上がっても授業中だけでなく学校生活全体を通して随時指導をしており、学習週間の基礎基本として、正しい姿勢を位置づけております。

正しい歩行につきましては、体育の時間に集団行動の学習で取り上げることが多くあります。さらに、運動会に向けての練習の中で歩き方や走り方、とまり方、立つ姿勢、座る姿勢につきましても重点的に指導を行っています。

正しい姿勢及び正しい歩き方については、全教職員で意識統一しながら教育課程全体の中で指導を行っているのが現状であります。そのような中、教職員がノルディックウォークのよさを知り、指導に生かすため、職員研修の一つとして今後紹介していきたいと考えます。

また、モデル校の設置につきましては、学校の要望を聞きながら、今後の検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 17番酒井宇之吉君。

○17番酒井宇之吉君 本定例会の各皆さんは、議員の質問に今まででも一番市長の積極的な答弁が多かったように私は思います。非常に今まで議会の中でも議論しましたけれども、市長の答弁が少し、やはり市長がして、できないところを各担当部長がするというのが本当じゃないかというような意見も出ておりましたけれども、本日の定例会の答弁を見てみますと、非常に反省されたのかなというようなことも私は感じております。

地域審議会についてお尋ねしますが、正直申し上げまして、私は単なる諮問委員会というとらえ方をしておりませんでしたので、市長が出席しないっていうのが、私は腑に落ちませんでした。諮問委員会やから出ないのか、それとも合併

の8年前の、やはり市長も8年たちますと、やはりそれだけの県の市長会の会長になりましたり、いろいろ風格も出てきたりしております。答弁も非常に上手になっております。そのあたりも含めますと、真摯にやはり合併のときの初心に返った形で、やはり真摯な形でやっていただく。私は、地域審議会は諮問委員会であっても、市長みずからが出てやるべきではなかろうかと、かように思います。といいますのは、傍聴者がやはり少ないですよ、これは。やっぱり魅力ないんですよ、諮問委員会と。そして、もう一つありますのは、公募が1人、そして女性は何%決まっておりますが、公募の中に非常にうるさい方が、私のとこの耳に来ております。その方がおっしゃられるのには、出たってつまらんよというような話がありました。そういうことも含めまして、やはりいろんなことで、方法で政策のことを伝えておるようでございますけれども、やはり合併の生みの苦勞、合併という生みの苦勞した端々の身になってみれば、やはり市長みずからが、理事者みずからが対応していただきたい、かように思います。これについては、いろんな時間の制約もありましようけれども、ひとつお願いしたいと思います。

なお、もう一点ございますのは、やはり合併のときに水道料金の諮問が出ております。野村地区に今度地域審議会に出られたときには、やはりそれは納得いくような形にさせていただきたい。といいますのは、やはり西条市に、ここにありますように西条市の庁舎改修増築のときに、地域審議会と行政が非常に溝深くなっています。そういう問題にならないような対応をしっかりしていただきたいのと、かように思っておりますので、ひとつよろしく地域審議会のあと2年あるだろうと思えますけれども、この点につきましても、やはり10年というのは合併して10年間は配慮すべきだよという気持ちで、10年というのが地域審議会がうたわれたんだらうと、かように思いますので、よろしく願います。

それから、ノルディックにつきましては、非常に自分がやっぴいまして、自分の筋肉がないところが痛くなったりしますんで、やはりバランスよく歩けるのかなということで、私はこれからも続けていきたいなと思っておりますが、やはり西予市全体の一つのテーマとしてやられるのであれば、もう少し熱心にこだわって啓蒙していただく

ようにお願いいたします。

なお、教育論を教育長と議論する場ではございませんが、また検討しますという言葉が出ましたね。沖野議員が検討させていただきますと、それはまあ学校側と相談してということでございましょうけれども、やはりそうはいいまして学校側が教育してますけど、通学のしているのを私よく見回り隊の一員になってますから、よく見させていただきましても、やはり歩き方は本当にできているわけじゃないですよ。だから、言葉は悪いですけども、やはり足の踏み、強さ、正確につま先が向くとか、ノルディックがやったような一つのものを教え込んで、指導はするけれどもできてないんですよ、多分。だから、指導はしているという話が出ましたけども、できるところまでどういうようにやるかという話を、私は教育長に質問しているわけで、その点についてはご理解を願いたいと、かように思います。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、酒井議員の再質問であります地域審議会について少し触れさせていただいたらと思います。

ご指摘のとおり、地域審議会は先ほども答弁をさせていただきましたが、諮問機関でございます。諮問機関のあり方というときに、まず考えなくてはならないのは、市長が常に諮問機関で出たおたら諮問機関になりません。そこで、どうしても配慮をした意見になりやすいというのは、常々言われるところでありまして、諮問機関は諮問の委員長を中心としてご検討いただくのが諮問機関であります。一番当初は出て、お願いをして、その後は諮問機関にお任せをして、そこから出た答申等々、ご意見等々が聞くのが諮問機関のあり方だと私は思っておりますので、今までなるべく出ないようにしておったというのが現状でありまして、ただそれに対するご意見等々については、常に私のほう上がってきておりますので、ポイントについては見させていただけたらというのが現状であります。それと、地域審議会のいわゆる所掌事務であります、それは先ほども言いましたとおり、新市建設計画の変更に関すること、あるいは、執行状況に関すること、基金等に関すること等でありますので、どうしても範囲が狭め

られます。それ以上施策のどこまで、常に入っておった場合は、ここの会議の議員の方々のところまで非常に入ってくる側面がありまして、より難しい側面があります。その辺を私どもは考慮しながら、ご意見を聞いておるところでございます、やはり二元性の中では議会からのご意見、今日のような一般質問というのは非常に重要視するのが当然ながらのことでありまして、そのバランスをとるとというのが非常に大事であると、このように思っておりますので、その辺のところもご理解をいただきたいと思っております。

とにかく、10年間という一つの期間を設けられたのは、10年しないと合併がなかなか一つのところに至らないなという背景があると思っておりますので、その10年間の中で地域地域が、いろいろな問題を地域審議会からご議論いただいたやつを、私どもの行政としてご意見を聞いたのを吸収をして、その中でまた政策として考えられることは考えていこの議会場で、またご提案をしてご判断いただくというのが流れであると、このように思いますのでご理解をいただいたらと思っております。

ノルディックについては、担当部長、教育長でまたお願いをしたいと思います。

○副議長 17番酒井宇之吉君。

○17番酒井宇之吉君 教育長には、もう尋ねても実際は実行できる、結果が出るような正しい歩き方というものを、将来その子供たちが20年、30年になったときに、やはりが成果が見えるというような今から指導、教育をしていただきたいなと思います。答弁要りません。

市長、お尋ねしますが、市長も8年になりました、合併のときにはやはり筆頭の事務局やっておられました。九鬼副市長も町を代表してやられた中で、その中で私は今思うに、地域審議会というのがやはりこんなに軽いもんだったのかなという気がいたしております。私は、その中で委員になってやっておりましたので、だからやはりそのときに、合併するときに旧町の方々議員も減りました。そのあたりの心を思いはばかるなれば、単なる諮問委員会でいいのかなという感じが現在いたしております。

それで、やはり市長には8年たっても、まあ少

し8年たって実績もできましたけれども、私も議員歴は古いほうでございますけれども、やはりもう一度お互い初心に返った形で地域審議会なんか地域への壇に並ぶのが分庁方式になりましたので、ほとんど寂しい限りです。副市長と企画課長と、そして分庁の課長が並ぶだけというようになっております。宇和の審議会見ますと、各部長はばらばらでしたけれども、各課長が全部並ぶんですよ。そしたら、宇和だけがこななうちではこなな、やっぱりなあという感じがどうしても否めません。そのあたりの配慮を、あと残すところ2年かもしれません。でも先ほど聞きますと、合併債も延びるかもしれないと、なかなか10年では合併というのはできないんじゃないかと、本質的な。また、延ばす形がありましたら、地域審議会は10年打ち切りじゃなしに、そういう制度も考えていただきたいなと思いますので、答弁要りません、よろしくお願いします。

○副議長 以上で一般質問を終結いたします。

ただいまから日程順に質疑を行います、質疑は大綱の質疑のみに願います。

(日程2)

○副議長 日程第2、議案第72号「消防ポンプ自動車一式の取得について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第72号「消防ポンプ自動車一式の取得について」は原案のとおり決定いたしました。

(日程3)

○副議長 次に、日程第3、議案第73号「西予市生活交通バス条例制定について」から議案第88号「市道路線の認定について」までの16件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第73号「西予市生活交通バス条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 私、所管でございますので、本当に大綱のみですけれども、1点お伺いします。

今回のこの生活交通バス条例制定ということで、中身見させてもらうと、今回は惣川の路線、大成大窪線ということが別表1にあって、そのスタートということがこの条例ができたと理解しておるんですけれども、今生活交通バスのやっていますよね、いろんな計画を。この中に別表2のところに、使用料10キロまで100円、ほんで加算10キロ超えるごとに100円というのがあるんですけれども、今後西予市の生活交通の今から整備していく中で、基本的に料金がこれになるんでしょうかという、それだけお尋ねをしたいなと思います。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 お尋ねの使用料、いわゆる運賃でございますが、運賃につきましては城川における代替バス、現在走っておる野村の中心地を走っておる朝霧さんが運行しております。それから、宇和地区で走っております福祉バス、それぞれのバス運賃が異なっております。基本的に、住民に対するサービスでございますから、統一したほうが望ましいという方向でございますが、今回の惣川地区におけるバス運賃について、その基本に沿って大体わかりやすい運賃、通常のバス停からバス停幾らじゃなくて、キロについての運賃という考えが基本でございます。ただ、部署も大分ばらばらにバスが運用されておりますので、運

賃についてはどういう統一方法をやるか、市民の皆様とのお話し合いも通じての統一になろうかと思えます。

以上でございます。

○副議長 次に、議案第74号「西予市暴力団排除条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第75号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」から議案第84号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの10件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第85号「新たに生じた土地の確認について」から議案第88号「市道路線の認定について」までの4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○副議長 次に、日程第4、議案第89号「平成23年度西予市一般会計補正予算(第3号)」から議案第100号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」までの12件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

小野正昭君。

○6番小野正昭君 議案89号のページは16ページ、12目光伝送維持管理事業についてお尋ねしたいのと、ほかに3氏の方にお尋ねをしたいと思えます。

まず、1件目はこの件ですが、宇都宮総務企画部長、一般質問の部類に入りますけれども、要望的なことになりますので、ここでお伺いをさせていただきます。これは三瓶と明浜地区の増幅器という予算ですが、関連質問として八幡浜八西地区のCATVのときには、NECO、それからウエザーニュース、これを流しとったわけなんです。西予市になってまだ、西予ケーブルテレビが歴史が浅いので、いろいろな面で運営面で難しい面はあるかとも思うんですけれども、宇都宮部長は西予市が88.3%の株主であり、

取締役ですのでお願いをするんですが、三瓶の町民の中で特にこのウェザーニュース、天気予報ですよ、これを重要視しておる方が非常に多いんです。それはなぜかという、やはり漁師町ですから。それと、海にレジャーに来る他地区の方々が宿泊施設に泊まったときに、これをよく見られたそうです。これがなくなったために大変不便を来しておるというふうな意見が多々ありますので、こういうことをやっぱ配慮していただいて、将来は西予市ケーブルテレビもそういうふうな地区のニーズに合う番組をぜひ取り入れていただきたいと、これを要望になりますけど、関連質問としてお願いをしたいと思います。

それから次に、33ページの5目国民体育大会のいわゆる競技団体等の養成事業の件で、兵頭部長にお伺いをいたします。これは、私先般一般質問しましたんで、その関連的なことになりますけれども、ソフトボールの公認審判の養成というふうに趣旨、提案説明がありましたけれども、これは開催地として無論それだけの配慮をし、それだけの受け皿をつくっていくのは大変重要なことでもありますし、女子ソフトということでもあります。いわゆる国民、県民、市民にとっても注目の種目の一つですから、できるだけ十二分な対応が必要だと思うんですけれども、これ日本ソフトボール協会言うんですかな、JFAいうんですか、ジャパンソフトボールアソシエーションだと思うんですが、1種公認審判、これ全国大会の審判ができる審判なんですけれども、そういう方は2種を持ってない方でない1種の更新はできんと思うんですが、そういう人選はどのようにされているのか。

それと、今年度養成をして、1種を仮に取得された場合、恐らく陸上にしても剣道にしても、すべての審判は1年に更新があるわけなんですけども、取っただけで、はい、それで終わりですよでは、私困ると思うんですよね。更新時に、どういうふうないわゆる行政補助、育成補助をされるのか。ただ取るだけの補助金なのか、その後国体までどのような方針でおられるのか、この点をまずお聞きをしたいと思います。

それともう一点、西予市の場合はご案内のように相撲も3種目になってます。これは、伝統文化、興行ではないので、行司やなしにこれも審判だと思うんですけれども、その相撲の審判の養成

はどのようになっているのか、ソフトボールだけでは済まないのではないかなと。どうせするんであれば、相撲のほうはどうなっとるのかなと、この辺もあわせて質問をさせていただいたと思います。

もう一点言い忘れましたけども、この免許取得に対する金額は、全員全額市の負担なのか、一部負担なのか、この辺もあわせてお聞きします。

それともう一点、これは生活福祉部長にお願いになりますが、これは家庭授産場の件ですね。議案第91の6ページ、手袋売却の△の27万6,000というふうになっています。金額はわずかな減収……。

○副議長 暫時休憩します。（休憩 午後3時10分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後3時10分）

議案第89号に関しての質疑を行いますので、ほかに質疑ございませんか。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 それでは、小野議員の、2つ質問がありました。私、最初に16ページの情報推進事業費の分で、予算と関連質問ということでお答えしたいと思います。

この1,396万5,000円は、宇和から三瓶へつなぐトンネルを経由して接続しておりますイントラ及びケーブルテレビのファイバーを変更するものでございます。現在、三瓶トンネル経由で支所まで通じておりますが、この支所まで続いている中に明浜用の主線、それから三瓶用の副線、2つをトンネル経由でつないでおりますが、トンネルを越えたあたりに開発が続いておりますので、たびたび移動しなきゃいけない事例が出ておりますので、もうこの際に和泉経由で主線、副線を変更したい、変更するために計上したものの、そのために経路が長くなりますので、それぞれ明浜と三瓶に増幅器を備える。

それから、三瓶の支所の位置変更によりまして、新たに変更の分を張りかえるというのが、1,396万5,000円の内訳でございます。

それと、もう一つ関連のほうは、ちょっとかなり一般質問っぽかったんですが、この分ほかの地域でちょっとわからないかもわからないんですが、旧八西地区ではnECOとウェザーニュース

の分について、無料放送、これを多分無料放送に変更できないかという趣旨のご発言ではなかろうかと思うんですが、西予ケーブルテレビの番組購入費と購入費の関係も経営の問題もございまして、この場でさて結論を出すことは不可能かと思うんですが、経営上の問題でございまして、役員会等にお諮りいただいた上でケーブルが対応できるかどうかの結論は持ちたいと思いますので、その結論が出ましたら、またどこかでご報告させていただきたいと思います。本日での結論は、お待ちいただきたいと思います。

以上です。

○副議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 国体の審判養成についてのご質問にお答えしたいと思います。

ご存じのように、成年女子ソフトボール西予市内定しておりますが、国体開催までに開催地が1種審判員をソフトボールでは30名、記録員を20名確保しなければならないことになっております。

そこで、本年度から2015年までにソフトボール審判員1種30名、それから平成26年、2014年、一般記録員1種20名を養成する計画で、年次計画を持って進めていきたいと思っておりますが、その中の人選につきましては、ソフトボール協会に委託をしたいと考えております。現在の資格の保持者数ですが、ソフトボールの審判につきましては1種2名、2種が7名、3種が12名でございます。あと9名、無資格でございまして、それから記録員が3種が2名、20名までには18名不足という形になります。国体審判には1種が必要でございまして、それまでに1種を養成していくという形でございまして、こちらからその養成、取得についてお願いするわけがありますから、審判員の取得費用及び更新手数料については、全額市が負担をしていくという計画でおります。

それから、相撲につきましては来年度から、平成24年度から順次審判員を養成していく計画にしております。

以上でございます。

○副議長 18番兵頭勇議員。

○18番兵頭勇君 21ページの4款衛生費の中で塵芥処理費、これは野村クリーンセンターの管理運営費のようではありますが、どのような請負、仕事をされるのか、工事をされるのか。

さらにもう一点、26ページの8款土木費、1目の土木総務費、白水観音水トウファ保全管理事業費、これはどのような工事をされるのか、お伺いいたします。

以上です。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 兵頭議員の質問でございまして、野村クリーンセンター管理運営事業で789万6,000円の工事請負費の予算を上げておりますが、これはダイオキシンの分解装置の燃焼室が故障をいたしました。具体的に申しますと、バーナーの修繕工事、ダイオキシン分解装置修繕工事、それとあわせて電気集じん機のシーケンサー、電気集じん機電極吊り碍子修理、この3点が工事の内容でございまして。

以上でございます。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 兵頭議員の白水観音水トウファ保全管理事業の2,500万円でございまして、国土交通省が先般工事費を出しましたけれども、その工事の内容が山の中での工事であるにもかかわらず、大型の機械での施工であったということで、現状と合わないということでございまして、今回小型で積算をされた金額の増でございまして。

またもう一点は、小口部、それから渡り栈橋の使用材料の変更がありまして、その費用が600万円でございまして。先ほどの標準工事の中での違いによりますのは1,500万円です。

あと3点目は、ポンプ及び制御盤が屋内設置となっておりましたけれども、地元の要望によりましてポンプ場建屋を建造するという変更になりましたので、これが400万円で計2,500万円の増となっております。

○副議長 ほかにありませんか。

元親孝志君。

○10番元親孝志君 16ページ、6目企画費の中のオフセット・クレジット制度導入業務委託料380万円について追伺いしたいと思います。

これは、もう既にヨーロッパで10年前ぐらいからCO₂の排出権の売買の話だろうの日本版だろうと思いますが、今回市が計画をされております、西予市の財産区が待たれている山の一部を国の環境省が委託する第三者認定機関に、その申請をするための書類作成云々に係る委託料であろうと思うんですが、まずそれにつきましてお伺いしたいのは、まずこの認証取得というのは、認証取得をすれば、あとそれで終わりかというものではないと思います。絶えず、この森林ですから成長しておりますので、管理委託業務がついていくわけですが、この事業の事業主体は行政がやられるのか、あるいはまた森林組合がやられるのか、まずそれ1点。

それから、今回西予市の財産区の山林何ヘクタールぐらいを対象として考えられておられるのか、またその山のヘクタールあたりのCO₂の吸収能力、これはどれぐらい見込まれておるのか。

それから、またそのCO₂の売買する場合の単価、トン当たりどれぐらいを見込まれておるのか、そしてまたそれを販売するのは相対で販売していかなければいけないわけですが販売先のめどは立っておるのか。

以上につきましてまずお伺いしたいと思います。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 380万円の内訳については、ご指摘のとおりでございます。

計画の策定、それから計画策定後の実際策定どおり行われたのか認証、こういう作業に使う経費でございます。

どういう事業をして、どれだけの二酸化炭素を固定するというお話ですが、20年度から24年度までの森林作業計画による間伐の面積231ヘクタールを中心に考えております。これによりまして、二酸化炭素の固定量が3,660トン程度、数字の上で大体その経験的な数字でそれくらい出ておるようでございます。二酸化炭素固定量

が3,660トン程度固定できるであろう。販売価格につきましては、これはそれぞれの市町村のイメージもございまして、どれだけ企業が注意を喚起、興味を示すかということになるかと思うんですが、本市の場合は1トン当たり3,000円を見込んでおります。したがって、3,660トンですから、概算で1,100万円程度は販売したいなという考えでおります。

二酸化炭素固定の後の作業ですけれども、基本的に24年度までの実績でございまして、間伐した後の作業というのは出てこないわけですが、もちろん企業としては、西予市の間伐に絡むクレジットを購入するわけですから、西予市の山がきれいじゃなきゃいけない。それなりに里山にイメージとして魅力あるものでなければならぬ、こういうものが常に西予市に求められてくるんだろーと思います。そのために、ソフト事業等の対策が西予市が必要になってこようかと思っております。決して、トン当たり3,000円が定価ではございませんので、西予市の努力次第によれば1万円になる可能性もあるということでございます。

以上でございます。

○副議長 10番元親孝志君。

○10番元親孝志君 これは画期的な話で私も非常に興味もありますし、日本にもついにこういう時代が来たのかなということで、大変これ興味を持っておるわけですが、いろいろ調べてみますと、やはりいい話ばかりではなくて、いろいろやはり課題もあるというのが見えてまいりました。

1つは、やはり森林が吸収するという理論はわかっても、具体的にじゃあ果たしてその森林それだけのものを吸収しているかっていうことが排出される方々にわかるかどうか非常に難しいわけで、今ほど言われたように、絶えずやはり見て、ああなるほどこれだったらこれだけのものを吸収しているから、これだけの代価を払っていいと言われるような管理業務、これがなかなか大変なんじゃないかなという気がひとつたっております。

それから、先ほどの価格3,000円設定でございますが、今既にローソンでこれが端末機で売

買われて、一般のだれでも購入できるようになっております。その単価を見ますと、200キログラムが1,050円、それから500キロ、1トンになっておりまして、1トンで約4,500円でローソンの端末機で今買えるという現状でございますので、3,000円は妥当だとは思いますが、これからこれが全国的に広がってきますと、当然需要と供給によって価格の暴落が今懸念されております。もう既に、産経新聞か何かに載っておりますと、1,000円ぐらいトン当たり1,000円ぐらいに暴落しているというふうな話もありますし、この不況でございますから果たしてこれ義務化されてないものを、果たして企業が積極的に買ってくれるかどうか、こういったことも今後の大きな懸念材料じゃないかなと思います。

いずれにしても、360万円でこういったことができるわけですから、ぜひやっていただきたいと思うんですが、あわせて私が検討をされたらどうかと思うんですが、福島第一原子力発電所の事故以来、やはりこれから日本のエネルギー資源を何に求めるかっていうことは非常にこれは世論、大変なことになっております。それとあわせて、今回の台風12号のあの巨大な台風を見たときに、因果関係はわかりませんが、やっぱり住民の多くは、これは地球温暖化の影響もあるんじゃないかということを皆さん懸念されております。今後、どんどんどんどんこういう大型台風やらゲリラの雨とか、こういったことが頻繁に起こるようになりますと、CO₂、地球温暖化問題も避けて通れない課題ということになってくるんじゃないかと、そうすると我々やはり住民としてそういうCO₂削減に対する認識というものも、市民として持っていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。そこで西予市が、一つ考えられるのは、カーボンニュートラル町宣言みたいなことをされてはどうかと思うんですが、結局自分の町で出すCO₂は、西予市が持つ4万ヘクタールの森林で吸収できますよ、あるいはまたそのCO₂を吸収するのは、別に森林だけじゃありません。稲も吸収してますし、そこら辺の雑草も吸収してます。そういったことを理論的に研究、解明していけば、西予市のこの町であれば、恐らく自己完結ができるんじゃないかと、そういう町宣言を私は早くやられてはどうかと思うんですが、そういう考え方、市長ございませんか、お伺いした

と思います。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員のご質問でございます。

カーボンクレジット制度のことでございますけれども、これも販売に当たってはなかなかいろいろな問題にぶち当たるんじゃないかなとは思っております。したがって、いろいろなところでいろいろな皆さんのお知恵もいただいて、そういう販売先の企業等も開拓をしていかななくてはいけないのではなかろうかなと思っております。この認証後の後がまた大変だと思いながら、しかしこれも決めた以上一生懸命やろうということで、今進めておるところでございます。ぜひともご理解いただけたらと思います。

それと、今ほどお話がありましたが、カーボンニュートラルの町宣言、これはいい言葉でございます。私どもが願っておるのは、ずっとこの一連の中で私自身が進めてきたのは、そういう方向でございますので、一つのすばらしい意見として参考にさせていただいたと、このように思います。

以上です。

○副議長 10番元親孝志君。

○10番元親孝志君 1点だけ聞き忘れたんですが、先ほどの試算では1,100万円ぐらいの売り上げが見込まれるんじゃないかということなんですけれども、この1,100万円という収入がもし発生した場合に、これの用途はどういう方向を検討されておるのか、お伺いしたいと思います。

○副議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 先ほど申しましたとおり、ソフト、ハードで分けるとソフト事業が中心になろうかと思います。当然、先ほどご説明申し上げた、申し忘れておるんですが、対象が7つの財産区の森林になります。ですから、用途としては、当然まず最初に財産区とのご相談になろうかと思います。一部言いましたけれども、やは

り里山と森林との共生なり、そういう都会の方、買ってくれる企業の方に売りとなるような制度に使わざるを得ないんじゃないかなろうかという考えでありますが、まだ認証を受けておりませんので、売った後の計算はまだ具体的にしておりません。以上です。

○副議長 ほかにありませんか。

13番森川一義君。

○13番森川一義君 32ページの文化財保護費なんですけど、194万2,000円の日本の三大薬師の山田薬師ということなんですけど、山田薬師の建物はどれだけ年数がたってるのか、どういう修理をするのか、教えていただきたいと思ひます。

○副議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 山田薬師堂でございますけども、西予市の文化財に指定されましたのは旧町時代の昭和62年6月11日に薬師堂が指定をされておりますが、ご存じのように日本の三大薬師と称されておまして、この建物は江戸期の建築だと伺っておりますが、今回の補修につきましては唐破風部分、ちょうど薬師堂の拝殿部になりますけども、こちらのひわだぶきから銅板ぶきへの改修を行うものでございます。これにつきましては、文化財保護審議会の答申に沿っての修繕でございます。

以上でございます。

○副議長 ほかにありませんか。

10番元親孝志君。

○10番元親孝志君 8款1目住宅管理費、これ私の所管ですから大綱のみに抑えたいと思ひますが、木造住宅耐震化促進事業補助金300万円の話なんですけど、これはかかった費用の3分の2、60万円を限度として3分の2を補助するということなんですけど、仮に60万円、限度額みんなそれぞれ要ったとすれば、5棟しか単年度に耐震補強ができないということになるわけなんですけど、これは何年間ぐらい継続される事業なのかということと、それから私が仮に自分の家をこういうことの対象

に持っていきたいと考えたときに、普通の住宅で耐震診断をする場合の行政が考えられている費用ってというのは大体どれぐらい耐震診断にかかるのかということと、一般的に耐震補強をした場合に大体概略どれぐらいを見込まれておるのか、その3点について伺ひしたいと思ひます。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 元親議員の木造住宅耐震化促進事業でございますが、議員言われるように補助率は3分の2以内で、上限が60万円でございます。今年度は、県が4分の1で市が4分の3ということになっておりますけれども、平成24年度以降は社会資本整備事業で国が2分の1、県が4分の1、市が2分の1ということになっております。この期間につきましては、今のところ24年までしか聞いておりませんので、今後調べて何年まで期間があるのか調べたいと思ひます。

それと、今回の予算につきましては300万円でございます。5棟です。実際、耐震にかかる費用というのは数百万円になろうと思ひますけれども、限度額が90万円ということで、そのうちの3分の2を、60万円を補助するというところでございます。

以上でよろしいですか。

(10番元親孝志君「もう一点、耐震診断をするときの費用」と呼ぶ)

耐震診断の費用は、今3万円の事業の中で2万円を市が補助しとるわけなんですけど、現在のところ市でわかっとる範囲は6件でありまして、2件は改修済み、あと4件が未改修ということになっておりまして、今回その4件の方が対象になろうかと思ひます。

ただし、市が管理しとる分だけでございまして、個人で耐震をされとる方がございまして。その方につきましては、建設課のほうへ届け出をしていただいて、耐震改修の中に入っただくということになっております。

○副議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第90号「平成23年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」から議案第100号「平成23年度西予市

病院事業会計補正予算（第２号）」までの１１件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番小野正昭君。

○６番小野正昭君 済いません、先ほどは早とちりをしまして、これも一般質問的な観点が強いんですけれども、一般質問では要望は避けなければならないので、ひとつ要望的なことになりますのでご承知おきを、まずお断りしておきます。

６ページの１款１目事業収入マイナスの２万６,０００円の関連的な質問をさせていただきます。

この家庭授産場は三瓶町からの継続事業でありまして、当時の三瓶町の自分から大変私この件につきましては、関心とまたどうしたらいいかなということ配慮をしておりました。

それで、これは昨年当時の藤井厚生委員長が所管事務調査で家庭授産場へ行ったときに、この売り上げに市会議員も協力してはどうかということで、恐らく２ダースずつ全員が協力をし、今年度も酒井委員長にお願いをして、協力をしてもらった経緯があります。２万６,０００円の減収ですけれども、このいわゆるそこに仕事をしている従業員の方々が、給料をもらうのもさることながら、聞いてみますと議員さんが協力してもらったよというふうな、いわゆる内面的な喜び、それがやはり福祉の一環に大きく私はつながっていくのではないかなと、この事業の目的の一つでもないかなと、そういう意味も込めましてしてもらったとは思いますが、三瓶支所の場合は町民運動会の参加賞としてこれを配っております。西予市の各本庁支所におきましてもできるだけそういう機会があったら市全体に配慮していただいておりますよというふうな、いわゆることが従業員にわかれば、先ほど言いましたように、収入はさることながら、もう一つの一面の心の豊かさ、福祉の本来の目的でもなると思いますんで、その辺のところをひとつ配慮を、これは一般質問的なことでこれに余り関係ありませんが、部長にぜひ現在西予市がそういうことをしとるかどうか、本庁が。してなければ、そういうふうなことで西予市各支所にもそういう考え方を普及、徹底指導していただいたら大変ありがたいがなと、こうすることで質問をさせていただきました。

○副議長 三好市長。

○三好市長 小野議員のご質問について、ちょっと私のほうで先に話させていただきますけれども、この授産場の手袋の販売については、昨年厚生常任委員会の藤井委員長、非常にそれ及び委員の皆さんご努力いただきました。特に、先ほど小野議員が言われましたとおり、議員の方が単に買っていたいたっていうだけではなしに、各いろいろな企業に呼びかけをいただきました。銀行さん等々、あるいは森林組合等々、あるいは農協、いろいろなほかの企業に土木関係の企業等にも声をかけていただいて、また皆さんもご理解いただきまして、初めてここが繰越金を、昨日の決算書でも見ていただいたとおりでありまして、繰越金を出すような状況になってまいりました。これは画期的であります。

本当に頭が下がる思いでございます、そういう努力を今までやってこなかったというのが、反対私どもにも課せられた一つの重い十字架でもありましたけれども、本当にありがたいことでありまして、努力をすることによってこれだけのことができる、また職員もよく動きました。そういうことでできたと、このように思っておりまして、これが今ほど議員がおっしゃられるように、働く方々が一つの授産という一面やなしに、そこで産業的な給料を本当にもらえるんだというような一面につながってくるようになってきておるんじゃないかなと、これを議員の皆さん方のご努力に対して、本当に私からも感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 私のほうから、数字的なといいますか、事務的なことでお答えをさせていただきたいと思います。

減額の２万６,０００円減額をしておりますけれども、これはご存じかと思いますが作業用手袋の製造につきましては、タオル製造から出る残滓、残滓からつくっておるものでございます。残念ながら、昨年６月から綿糸の高騰が続きまして、タオル工場からの残滓が出てなくなりました。そういうことで、新規開拓が難しくなったの

が現状でございます。そういうことで、従業員はやる気十分ではございますけれども、残念ながら原料が入りづらくなったということで、27万6,000円程度の手袋の事業収入が減るであろうと判断をさせていただきまして、このような補正になった次第でございます。

○副議長 6番小野正昭君。

○6番小野正昭君 私の質問といいますか、お願いといいますか、話に市長からあのような答弁をいただきまして、我々議員も少しは役に立ったかなと、当時の委員長を初めことしの委員長、さらに次回の委員長もこれを継続してもらうものと確信をしておりますし、またしなければならぬと、このように思っております。

それから、先ほど上甲部長の綿糸が少なくなった、これはそう理解はできますけれども、これはチーズというんだと思うんですよ、綿糸のことを、原料を。このチーズが少なくなった綿糸の高騰によってなったかと思うんですけれども、恐らくこのチーズというのは、タオル業界それから例えば丸三産業さんあたりのコットンあたりのところにも出てくるのではないかなと思いますんで、大変ご苦労とは思いますが、その辺のところをもう少し調査をしてもらって、なるべく安く材料が豊富にできますように、なお一層のご努力をお願いをしたらと思います。

○副議長 ほかにありませんか。

10番元親孝志君。

○10番元親孝志君 国保特別会計の中の診療所関係で、関連で大変恐縮なんですけれども、1点お伺いをさせていただきたいと思います。

実は、たしか5年ほど前になるんですが、当時坂石診療所が利用者の減少と、それから当時医師不足ということの状況もございまして、診療を休止したいということで、休止を地元受け入れております。それから5年たちましたが、今の位置づけはどうなっておるのか、お伺いしたいと思います。診療所の位置づけ。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 まだ休止の状態だと、そのように理解をしております。

○副議長 10番元親孝志君。

○10番元親孝志君 それでは、けさほど消防分団長が来られて、休止であれば維持管理ぐらいは行政としてやられるべきではないかと、もうとても休止状態じゃない、もう廃止状態になっておるというのが現状でございます。そこで、早い結論を出していただきたいと思うんですが、実はその集落の消防ポンプ、自動車の蔵置所があるんですが、それは地元の集会所の一部を借りて蔵置所にいたしておりますが、その集会所が高齢化社会になりまして、現在2階で集会しておるものを1階でやらないと、もう2階の階段上れないということで、ポンプ自動車出てくださいというふうな状況に今なっておるようでございます。それで、当然行き先をいろいろ探しておりましたら、この坂石診療所が遊んでるじゃないかということで、ことしの3月ぐらいに市民生活課のほうにこの用途外をお願いをいたしました、使用はいけなと。それで、その理由はっていうと、耐震強度が足りないというふうなことを言われたと。やるんであれば、取り壊して新しく詰所を建てかえなければいけないというふうなことを言われたというんですが、地元からすれば市民の税金を使ってそんな無駄をする必要があるのかと、今の診療所がもし地震で壊れるような事態の地震が発生したら、もうこの周辺一帯は何もなくなるぐらい、恐らく一番強固な構造物であるというのが、今坂石診療所だと思うんですが、これを多少手を加えればポンプ自動車の蔵置所と、それから後ろの診療室を造作すれば詰所が確保できると、この用途外、目的外の使用を市のほうに許可をいただきたいということのけさ陳情ありました。ちょうどいい機会、議会中でございますので、質問をして帰りますということで出ておりますが、分団長に言わせますと、非常に職員の方々の対応が遅いと。いけんもんならいけんで、それにかわるものを作ってくれと。しかし、消防も5カ年計画を立てて、年次計画でやっておりますので、いきなり詰所なり蔵置所の割り込みは、なかなか消防署的には難しいと、特別枠で検討していただかなければ

いけないんですが、あるものの再利用でなぜいけないのか、その点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今の件につきましては、十分調査を、早速調査をさせていただきます、検討をさせていただきます。

○副議長 三好市長。

○三好市長 診療所の問題は、今部長が答えたとおりでございますけれども、このポンプ倉庫の問題等々につきましては、これは消防団と消防団の幹部会議等々で常に計画書をつくっていただいて、順次やっておるところでございます、単に今のご質問で私どもが、ここで安易に答えることはできない、一回消防団に返しまして、そこから団員の方々も上げていただいて、十分審議をしていただいた上に私どものほうにやっていただくという筋道をつけていくようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○副議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程5）

○副議長 次に、日程第5、認定第1号「平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの14件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、認定第1号「平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大竹議員。

○22番大竹忠盛君 決算成果報告書、これの28ページ、いわゆる財政力指数についてお伺いをいたしたいと思います。

合併して8年を迎えたわけですが、さまざまな大型事業を実施をされて、先ほどの沖野議

員の前段の質問、お話しに市長が答弁しましたように、私も県下20市町村の中では西予市は安定度は上位にあるのではないだろうか、推定をいたしておるところでございますが、ただこれから、市民の安心・安全を守るための病院の建設、あるいはし尿処理場の建設、あるいは学校の耐震化の問題、震災対策、さまざまな大型事業がメジロ押しであろうと、このように推測をするわけでございます。この指標の中で、地方債現在高、これは3年ほど前に24、25がピークになるのではなかろうかというような説明を受けたことを思い出しておるわけでありますが、この資料によりますと26年が約370億円の残高で、32年が約260億円ですか、10億円程度地方債が減少していくということで、安定的な財政運用計画を進められておるといふふうに思っておりますが、財政はご案内のとおり生き物でございます、ちょっと気を緩めると指数も上がってくるだろうというふうに思っております。

私は、市長の答弁にも一部ありましたように、理事者と職員が一体となって懸命な行財政を進めた成果が、ここにあらわれておるだろうと、このように理解をしておりますし、もう一つは財政の中でも高い比率を占める人件費、これを県下に先駆けて、積極的に実施をされまして、職員の定数の削減、このようなことも影響をしておるだろうという認識をしております。ただ、心配されるのは、この22年度の監査員の意見書、これは3ページでございますが、この中で公債費負担比率15%以上が警戒ライン、20%を超えると危険ラインと、このように説明をいただいております。現在、西予市は22年度は19.1%で、危険ラインに近い数字で推移をしておると、このように理解をいたしておりますが、再度将来の財政力の推移について、この数値に近い財政運営が行われる見通しであるかどうかについて、お伺いをいたしたいと思います。所管外でありますので、お許しをいただきたいと思います。

○副議長 宗財政課長。

○宗財政課長 お答えをさせていただきます。

まず、ただいまのご質問の市債、起債の償還の関係でございますけれども、これに掲載しておりますのはまだ推計値であります、当初を想定し

ておりました平成25年度のピーク等でございましたけれども、大型事業等の実施、あるいは学校の耐震化の事業の実施等々がございまして、26年度にピークを迎えるのではないかというふうな今の想定をしておるところでございます。その後につきましては、大型事業等が一段落しますと、起債の借入れというのは徐々に減ってくるというふうな見込みを立てておりまして、平成31年、32年程度には266億円程度というふうな見込みを立てておるところでございます。

財政力指数につきましては、非常に県下の中でも非常に低いレベルにありまして、市の中では県の中で一番低いレベルにございます。また、この数値につきましては、今後におきましても余り変わらないというふうな見込みを立てております。したがって、財源の多くは国、県の補助金あるいは交付税、そういったものに頼らざるを得ないというふうな方向は変わらないのではないかと、いうふうな考え方でおります。

それと、公債費負担比率の関係でございますけれども、19.1%というふうなことで、理想的な15%以下というふうなことにはなっておりませんが、西予市の場合はこの比率の中に将来的には交付税で算定をされる部分が非常に多くございまして、借入額の六十数%につきましては、将来交付税で返ってくるというふうな部分がございます。この公債費負担比率が多少高くても、その中には将来的には返ってくるんだという部分があるということは、ご理解いただいたらというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 次に、認定第2号「平成22年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案42件については、お手元に配付いたしております各常任委員会及び特別委員会付託表のとおり各常任委員会

と特別委員会に付託いたします。

（日程6）

○副議長 次に、日程第6、陳情第3号「市道片平泉川線の舗装を求める陳情書」及び陳情第4号「平岩線道路整備を求める陳情書」の2件を議題といたします。

これらの陳情2件につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

（日程7）

○副議長 次に、日程第7、意見書案第2号「拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書」を議題といたします。

この意見書については、お手元に配付いたしております意見書文書表のとおり、厚生常任委員会に付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案及び陳情並びに意見書案について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

9月21日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時56分

平成23年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年9月21日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成23年9月21日
 午後2時00分
 1. 閉 会 平成23年9月21日
 午後3時45分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹

- 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議会報告第6号 西予市議会改革特別委員
 会の報告（議員定数及び
 議員報酬）について
 2 議案第 73号 西予市生活交通バス条例
 制定について
 議案第 74号 西予市暴力団排除条例制
 定について
 議案第 75号 西予市税条例の一部を改
 正する条例制定について
 議案第 76号 西予市財産の交換、譲
 与、無償貸付け等に関する
 条例の一部を改正する
 条例制定について
 議案第 77号 西予市教職員宿舍条例の
 一部を改正する条例制定
 について
 議案第 78号 西予市公民館条例の一部
 を改正する条例制定につ
 いて
 議案第 79号 西予市青少年補導センタ
 ー条例の一部を改正する
 条例制定について
 議案第 80号 西予市災害弔慰金の支給
 等に関する条例の一部を
 改正する条例制定につい
 て
 議案第 81号 西予市生活交通路線巡回
 バス条例の一部を改正す

議案第 82号	る条例制定について 西予市保健センター及び 保健福祉センター条例の 一部を改正する条例制定 について	議案第 99号	平成23年度西予市上水 道事業会計補正予算（第 2号）
議案第 83号	西予市重度心身障害者医 療費助成条例の一部を改 正する条例制定について	議案第100号	平成23年度西予市病院 事業会計補正予算（第2 号）
議案第 84号	西予市簡易水道及び愛媛 県条例水道の設置に関す る条例の一部を改正する 条例制定について	認定第 1号	平成22年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について
議案第 85号	新たに生じた土地の確認 について	認定第 2号	平成22年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について
議案第 86号	字の区域を変更すること について	認定第 3号	平成22年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について
議案第 87号	市道路線の廃止について	認定第 4号	平成22年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて
議案第 88号	市道路線の認定について	認定第 5号	平成22年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
議案第 89号	平成23年度西予市一般 会計補正予算（第3号）	認定第 6号	平成22年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について
議案第 90号	平成23年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算（第1号）	認定第 7号	平成22年度西予市後期 高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について
議案第 91号	平成23年度西予市授産 場特別会計補正予算（第 1号）	認定第 8号	平成22年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
議案第 92号	平成23年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算（第1号）	認定第 9号	平成22年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て
議案第 93号	平成23年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算（第2号）	認定第 10号	平成22年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
議案第 94号	平成23年度西予市後期 高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）	認定第 11号	平成22年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
議案第 95号	平成23年度西予市介護 保険特別会計補正予算 （第2号）	認定第 12号	平成22年度西予市上水 道事業会計決算の認定に ついて
議案第 96号	平成23年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算（第2号）	認定第 13号	平成22年度西予市病院 事業会計決算の認定につ
議案第 97号	平成23年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算（第2号）		
議案第 98号	平成23年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算（第1号）		

		いて
認定第	14号	平成22年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計決算の認定について
陳情第	3号	市道片平泉川線の舗装を 求める陳情書
陳情第	4号	平岩線道路整備を求める 陳情書
意見書案第	2号	拡大生産者責任（E P R）及びデポジット制度 法制化を求める意見書
3 発議第	2号	西予市議会議員の定数を 定める条例の一部を改正 する条例制定について
追加 意見書案第	2号	拡大生産者責任（E P R）とデポジット制度法 制化を求める意見書 （案）の提出について
		議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

1	議会報告第	6号	西予市議会改革特別委員 会の報告（議員定数及 び議員報酬）について
2	議案第	73号	西予市生活交通バス条例 制定について
	議案第	74号	西予市暴力団排除条例制 定について
	議案第	75号	西予市税条例の一部を改 正する条例制定について
	議案第	76号	西予市財産の交換、譲 与、無償貸付け等に関す る条例の一部を改正する 条例制定について
	議案第	77号	西予市教職員宿舍条例の 一部を改正する条例制定 について
	議案第	78号	西予市公民館条例の一部 を改正する条例制定につ いて
	議案第	79号	西予市青少年補導センタ ー条例の一部を改正する 条例制定について
	議案第	80号	西予市災害弔慰金の支給 等に関する条例の一部を 改正する条例制定につい

		て
議案第	81号	西予市生活交通路線巡回 バス条例の一部を改正す る条例制定について
議案第	82号	西予市保健センター及び 保健福祉センター条例の 一部を改正する条例制定 について
議案第	83号	西予市重度心身障害者医 療費助成条例の一部を改 正する条例制定について
議案第	84号	西予市簡易水道及び愛媛 県条例水道の設置に関す る条例の一部を改正する 条例制定について
議案第	85号	新たに生じた土地の確認 について
議案第	86号	字の区域を変更すること について
議案第	87号	市道路線の廃止について
議案第	88号	市道路線の認定について
議案第	89号	平成23年度西予市一般 会計補正予算（第3号）
議案第	90号	平成23年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算（第1号）
議案第	91号	平成23年度西予市授産 場特別会計補正予算（第 1号）
議案第	92号	平成23年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算（第1号）
議案第	93号	平成23年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算（第2号）
議案第	94号	平成23年度西予市後期 高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）
議案第	95号	平成23年度西予市介護 保険特別会計補正予算 （第2号）
議案第	96号	平成23年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算（第2号）
議案第	97号	平成23年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算（第2号）

議案第 98号	平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	認定第 13号	平成22年度西予市病院事業会計決算の認定について
議案第 99号	平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）	認定第 14号	平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
議案第100号	平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）	陳情第 3号	市道片平泉川線の舗装を求める陳情書
認定第 1号	平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	陳情第 4号	平岩線道路整備を求める陳情書
認定第 2号	平成22年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	意見書案第2号	拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書
認定第 3号	平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 発議第 2号	西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
認定第 4号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	追加 意見書案第2号	拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度法制化を求める意見書（案）の提出について
認定第 5号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	議員派遣の件について	
認定第 6号	平成22年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	開議 午後2時00分	
認定第 7号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○議長 ただいまの出席議員は23名であります。これより本日の会議を開きます。	
認定第 8号	平成22年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。	
認定第 9号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	先般9月7日の議会において、総務常任委員会へ付託いたしました議案のうち、議案第72号「消防ポンプ自動車一式の取得について」は、同日の日程中に可決決定いたしましたので、付託の取り消し訂正をいたします。	
認定第 10号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（日程1）	
認定第 11号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○議長 日程第1、議会報告第6号「西予市議会改革特別委員会の報告（議員定数及び議員報酬）について」を議題といたします。	
認定第 12号	平成22年度西予市上水道事業会計決算の認定について	会議規則第102条の規定により、西予市議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。	
		元親委員長。	
		○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、西予市議会改革特別委員会調査報告書を申し上げます。	
		西予市議会改革特別委員会では、議員定数、議員報酬、一問一答制の導入、議会基本条例の制定、正副議長の任期、常任委員会の任期、議会の	

情報公開、政治倫理条例、申し合わせ事項の検討等の9項目を調査研究項目に掲げ、現在精力的に検討を進めているところであります。この中で議員定数及び議員報酬については、来年4月に議会の改選期を迎え選挙が実施されることから、他の項目に先行して調査研究を進めてまいりました。10回にわたって特別委員会を開催して、特別委員会としての結論がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

定数及び報酬についての調査方法としては、以下のことを実施いたしました。

初めに、議会改革の先進地視察を行いました。早稲田大学マニフェスト研究所の評価に倣って、長野県松本市議会、同じく伊那市議会、岐阜県下呂市議会の3議会を視察研修いたしました。今回視察候補に上げていた福島県会津若松市議会が、東日本大震災の発生で急遽受け入れがキャンセルされたことは、今になってみれば大変残念でなりません。会津若松市議会はすばらしい議会改革を達成されており、全国的にも高い評価を受けております。

次に、市民の意見を聞くという視点から、4月25日から5月25日の1カ月間、パブリックコメントを募集いたしました。合わせて5町の地域審議会に出席させていただき、合計80名の皆様から直接意見を聞かせていただきました。

これらの調査でわかったことは、議会改革は全国的に想像以上に進んでいるということと、市民の意見には上下左右幅があるものの、概して厳しい意見が目についたということです。これらのことを十分参考にさせていただきながら10回に及ぶ特別委員会の開催によって結論を出させていただきました。

初めに、議員定数についてであります。地方自治法では定数の上限が決められており、例えば人口5万人以下の市議会の上限定数は26名でした。

しかし、平成23年4月に地域主権改革関連3法案が可決決定されたことに伴って法定定数制度を廃止し、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体みずからが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとするもの、地方自治法第90条及び第91条に改正されました。このことによって今までのような人口規模、市の面積等で議員定数を決めるという考え方ではなく、議会の質の低下を招かない範囲で最低何人いれば健全な議会運営ができるのかという考

え方によってまいりました。議会改革特別委員会でもこのことに重点を置いて検討を進めてまいりました。地方自治法では、議会運営は常任委員会中心主義につくられております。条例の制定及び改廃、予算の審査及び決算の認定、陳情・請願・意見書の審査等、これら一連の審査決定は常任委員会に付託されております。このことを重視して議員定数を考えたときに、一常任委員会は最低何人いれば委員会としての十分な機能を果たせるのかということになります。ここで参考にさせていただいたのが、会津若松市議会が発行されている議会からの政策形成という本でした。会津若松市議会では、1年と10カ月の歳月をかけ、議員、大学の教授、市民で構成する議会改革委員会において常任委員会の適正人数は7人から8人が妥当であると結論づけられております。正副委員長を除けば審査する議員は5人以上が理想であるということから、西予市議会改革特別委員会でもこの意見に多くの賛同者がありました。その結果、西予市議会の議員定数は、一常任委員会7名掛ける3常任委員会とし、21名と決定いたしました。ただし、委員の中には、西予市の現状を考えれば、定数は現行の24名でいいのではないかという意見もありました。

また、議論の過程でも、委員会を3常任委員会ではなく、2常任委員会にしてはなぜいけないのか、委員会を一議員が複数兼務することも地方自治法は認めているわけですから、これらのことから鋭意努力すれば、まだまだ議員定数は削減できるのではないかという意見もありました。

しかし、西予市は合併してまだわずか8年足らずです。市としての骨格づくりあるいはルールづくりが完全にできているとは思えません。宇和島市、八幡浜市、大洲市のように市制をして既に50年以上経過している市と単純に比較できないところもあります。近隣の3市に追いつき追い越すためには、いましばらくの時間が必要ではないかと思います。

次に、議員報酬についてご報告いたします。

議員報酬についての市民の声として、日当制にしてはどうか、報酬を下げて逆に議員定数をふやしたらどうか、報酬を下げるのではなく、議員が報酬に見合った仕事をしてほしいといった厳しい意見がありました。特別委員会の議論の中では、逆に若い世代の人たちが市議会議員になりたいという意欲をかき立てる意味においても、議員報酬は極端に下げるべきではないといった意見があり

ました。いずれにしても、今なぜこのような意見が飛び交うのかを考えたときに、国と地方を合わせた長期債務残高がやがて1,000兆円を超えるという現実があります。これに対して行政・議会は襟を正し、市民に対して範を示すべきではないかという思いのあらわれではないかと思いません。

そこで、特別委員会としては、議員定数、議員報酬合わせて2割程度歳出削減を実施してはどうかと考えました。

まず、基本的な考え方として、民間人であれ公務員あるいは市議会議員であれ、給料は労働の対価であるということに変わりはありません。

しかし、議員の立場は、労働とは役務という言葉を用いますが、何が役務なのか判別しづらい部分が多々あります。そのため市民によっては、余り仕事をしていないように考えられている方もあれば、全く逆の忙しく大変ですねといった意見があったりします。いずれにしても議員報酬とは、議員活動の範囲とその役務に要した日数に日額を掛けたものが報酬の目安になります。会津若松市議会では、調査の結果、年間で約170日を議員活動に要した平均日数として算出されております。このように考えると、議員報酬を日当制にしても月額報酬制にしてもほとんど変わらないことになります。西予市においてこれが全く同様に当てはまるとは思えませんが、議会としてこれだけのことはやらなければならないと考えます。特に地域主権時代を迎える現状において、議会の役割や仕事は今後ますますふえてくると思われます。仕事をしなければ報酬を下げればよいという後ろ向きの姿勢でなく、地域主権時代を行政と一緒に確立していくという強い決意を持って議員活動を展開していかなければなりません。

結論として、今回議員3名削減することで年間約1,600万円相当額の歳出削減が見込まれます。また、ことし5月末をもって議員年金制度が廃止となりました。市町村合併に伴って議員数が激減したため制度維持ができなくなり、制度破綻を起こしました。このことによって自治体が負担してきた2分の1相当額、年間で約1,520万円今後不要となります。これらの結果、24年度の当初予算では議会経費として約3,120万円相当額が減額となります。これは議員に係る総支出額約1億4,800万円の約21%に当たります。よって、当初目標としていた20%削減は達成されたと判断し、議会改革特別委員会の結論は

現状を維持すると結論づけましたが、最終的な判断は報酬審議委員会の検討にゆだねることといたしました。

以上、報告といたします。

平成23年9月21日、西予市議会議会改革特別委員会委員長元親孝志。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番森川君。

○13番森川一義君 ただいまの西予市議会議会改革特別委員会調査報告への議員報酬について意見を述べさせていただきます。

平成20年11月13日に岩本一久さんから特別職の給料削減及び議員報酬削減に関する請願が出されて、当時の梅川議長、議会運営委員会が議長預かりという常識では考えられないことを行いました。請願は原則委員会付託とするものなのです。自分たちの都合で議長預かりにしたものです。岩本一久さんはインターネットで商売をしている方で、特別職の給料削減及び議員報酬削減に関する請願についてもインターネットでよく調べて、西予市民の意見を聞いて出されたのです。西予市議会改革特別委員会に西予市民も注目をしているのです。議員の報酬を10%削減しても生活に困る議員はいないはずで。議員定数を削減すると市民は納得するのでしょうか。市民だれもが納得するように議員報酬を10%削減してはどうでしょうか。

長野県松本市や伊那市など西予市より大きな市へ行ってもよく調査研究されていますが、愛媛県には西予市に似た市があります。八幡浜市などは、市長及び議員が役員と同程度の執行力及び責任を有する法人などは市工事等の請負を辞退しなければならないなど、政治倫理の確立のため政治倫理審査会を置いて、政治倫理条例は西予市よりも進んでいます。10回にわたって特別委員会を開催してこられていますが、一番大事な政治倫理条例がまだ審議されていないようですので、今後精力的に頑張ってくださいを期待しています。

以上で終わります。

○議長 10番元親委員長。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、ただいま森川議員の質問にお答えをしたいと思います。

森川議員のほうから先ほど提案がありました議員報酬10%という話がありましたが、先ほど委員長報告で申し上げましたように、我々委員会として考えたことは、トータル、我々議員に係る総経費額の20%を削減するという目標でやってみました。20%という数字がいかに高いハードルであるかというのは、民主党政権が誕生した折にマニフェストに国家公務員の給与2割削減をうたっております。今現在民主党はどこまでできたかといいますと、平均して約8%でございます。いかに2割というハードルが高いかということがわかると思います。我々今回議会としては、議員に係る総支出2割削減を達成したということ、先ほど委員長報告で申し上げたとおりでございます。森川議員が言われる10%を倍クリアしているというふうに私は考えております。

それとこの考え方が適正かどうかということで、もう一つ事例を挙げたいと思いますが、全国市議会議長会というのがございます。ここが平成21年度に全国5万人以下の市議会254市議会ありますが、ここの議員報酬額を調査したところ、その平均月額報酬額は32万6,700円でした。我々西予市は32万3,000円でございますので、西予市の月額報酬額は全国5万人以下の市議会の平均ということでございますから、高くもなければ安くもない、根拠的には十分私は今回の削減とこれをあわせれば住民の皆さんに納得がいただける、その結論になっておるんじゃないかというふうに考えております。

それから、先ほどの議員倫理条例、政治倫理条例につきましては、これは今回関係がありませんので答弁は深くいたしません。議会改革特別委員会では、先ほど申し上げましたように、今年度中に9項目の調査をしようということを目指して掲げて順次やっております。先ほど言いましたように、来年の選挙のこともありまして、報酬と定数を先にやりました。その次に審議に時間がかかるのは何かということ考えたときに、議会基本条例がかかるんじゃないかということで、これは議長のほうからも強い要望もありまして、12月定例議会に上程するということを委員会で全会一致で取り決めたいたしました。そうしますと、とても今並行して2つ3つの審査を同時に進めることはできないので、議会基本条例をまず12月まで

に結論を出すと。その後3月までに残りのものを精査していく。それで時間が足りなければ、議会運営委員会の協力もいただいて、そこにお任せできるものはお任せをしてやっていこうということも確認をいたしました。もう既に一問一答制については、議会運営委員会のほうで審査をしていただくということに決定をいたしました。そういうことで、森川議員が言われる政治倫理条例についてもなおざりにしておりませんので、今後精力的に調査を進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長 2番二宮君。

○2番二宮一朗君 元親特別改革委員長の報告に対して、1点だけ質問させていただきたいと思っております。

報告の中にありました特別委員会の目的の9項目というのがあって、今回定数と議員報酬を審議されたということですが、私自身は、本来は順序が逆じゃないかなと。まず議員のすべきこと、議員としての役割ということをしつかり特別委員会の中で話していただいて、議員それぞれが納得をして、その後定数とか報酬とかという方向でいっていただければいいかなと、これは僕の個人的な意見ですが、今回はこういう9項目という中の2つということなんで、それにちょっと関して1点だけですけれども、定数の中でパブリックコメントを募集してというところがありました。そして、あわせて特別委員会の皆さんが5町の地域審議会に出席をされてご意見を聞いた。概して厳しい意見ということだったんですが、その中の代表的な意見がどういうものであったのかというものが全然なかったので、もしお示しいただければここで発表していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長 10番元親委員長。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、二宮議員の質問にお答えをしたいと思います。

冒頭にありました議会改革という上において、議員報酬あるいは定数といったものが議会改革の中で優先してやるべきかどうかというご意見がありまして、私もいろいろ調査をいたしましたが、おっしゃるとおり、これは議会改革では何でもな

いというのが全国的な考え方であるようでございます。ですから、本来でありますと、これは後回しにして基本条例ですとか一問一答ですとか、いろいろ政治倫理条例、そういったものを優先してやるのが正しかったのかもしれませんが、この地方において、まずやはり次立候補される方の心情として定数、報酬というものは相当にやはり気になることであろうということで、そういう視点で今回優先をさせていただきました。根本は、私はこれが優先順位の高いものではないと、二宮議員と同じでございます。

次に、今回パブリックコメントそれから地域審議会での皆さんの意見吸収ということをやりました、その内容等がどうであったかということでございますので、かいつまんで申し上げたいと思います。

パブリックコメントは、先ほど申し上げましたように4月25日から5月25日の1カ月間募集をいたしました。市の広報紙等も使わせていただきまして募集をいたしました。最終的にコメントがあったのが3人でございます。2人は書面でございました。1人は数字のみをインターネットメールでございました。

その内容等についてですが、まず定数については、お一方は、15名という数字が出ておりました。それから2人は18名、それから報酬については大変厳しいかったんですけれども、今の月額報酬額30%削減、期末手当0という回答でありました。それからもう一人の方は、やはり、これは私は非常に今でもこういう考え方が住民にあるのかなといささかびっくりいたしました。議員は名誉職であるので、月額の報酬額が生活費というふうな視点でとらえるのはおかしいんじゃないかと。名誉職であるのであれば、報酬っていうものは限りなく少なくてもいいんじゃないかというふうなご意見でありまして、ちょっと私としては理解できない部分であります。我々地方議会においても、今や名誉職と思ってやってる議員は一人もいないと思っております。そういう視点からしますと、余り参考にはならないのかなというふうな意見がありましたが、厳しい意見だったことは間違いありません。

それから、地域審議会5カ所回りました。全員が回れたわけではございませんが、それぞれ分担をして回りました。そして、事務局がまとめた議事録を最終的に読ませていただきますと、当然5町の地域差があります。厳しい町もあれば、比較的

寛大な町もあったというのが正直なところでございまして、単純正直に申し上げますと、宇和町あたりの意見は非常に厳しかったのかなというふうな意見がございます。その中でどういう意見が多く目についたかと、私も実際に出て感じましたのは、やはり議員報酬、月額報酬じゃなくて日当制でいいんじゃないかというのは必ず出ております。これもちよっと認識の違いだろうと思いますが、日当制にすれば安くなるという前提で言われていると思いますが、これからはやはり地域主権時代あるいはまた議会基本条例等制定していきますと、かなり議員の出席日数というのは多くなります。そうしますと、逆に月額制のほうが高くなるんじゃないかということも懸念されます。

それから、その後出てきた意見といたしましては、先ほど委員長報告に上げましたが、報酬を下げて定数をふやしてはどうかというのもありました。そういう先ほど言いましたように、上下左右非常に幅がありまして、どれを民意としてとらえるかというのは、非常に私も難しいなというのが正直な印象でございます。結論はやはり今の議会に対する不信感であろうと思いますが、議員は仕事はそれほどしてないと、それに対して報酬も過ぎる、定数も要らないんじゃないかという考え方の人がやや多いのかなと。我々今議会でも心配いたしておりますが、そうなった原因もあらうと思います。それは我々議会が住民に対してやはり積極的に情報公開もろもろしてこなかった、そういったことが住民に我々の議会活動が理解されてこなかった。そういう結果、見えない議会が住民からすれば何もしない議会に解釈されておるんじゃないかというふうな危機感を持っております。今議会改革はそういったことを解消するために9目を掲げ鋭意努力をして結論を出して、そして市民の皆さんに理解をいただけるような議会づくりを目指しておりますので、皆さんにもご理解をいただきまして、ご協力いただきまして住民の皆さんの納得いただけるような議会運営を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

西予市議会改革特別委員会に付託いたしております調査研究項目のうち、議員定数及び議員報酬についての2項目は、本日をもって調査研究を終

了することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、当該特別委員会の調査研究項目のうち、議員定数及び議員報酬についての２項目は、本日をもって調査研究を終了することに決定いたしました。

(日程２)

○議長 日程第２、議案第７３号「西予市生活交通バス条例制定について」から議案第１００号「平成２３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」までの２８件及び認定第１号「平成２２年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第１４号「平成２２年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの１４件並びに陳情２件と意見書案１件の４５件を一括議題といたします。

各常任委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、松山総務常任委員会委員長の報告を求めます。

○松山清総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

去る９月７日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案９件、認定２件に対し、９月８日、９日の２日間委員会審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会報告書のとおりであり、いずれも原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

議案審査の中で委員より出された質疑、それに対する答弁等について概要を抜粋して報告申し上げます。

初めに、議案第７３号「西予市生活交通バス条例制定について」の中で、使用料はバスと乗り合いタクシーについては同じかとの質疑について、同額であるとの答弁でした。

また、惣川地区以外の計画については、活性化協議会の中の幹事会で協議、検討し、今年度中に各地域の事業実施スケジュールを策定する方向であるとのことでした。

次に、議案第７７号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」では、現状では教職員宿舍への一般市民の入居は１年契約であるが、２年目も継続して入居できるかとの質疑では、原則は１年だが条件が整っていれば法手続により２年目の延長が可能になるとの説明でありま

した。

また、利用のない宿舍については、公営住宅に転用する考えもあるとのことでした。

次に、議案第８９号「平成２３年度西予市一般会計補正予算（第３号）」では、まず山田薬師の屋根改修工事は特殊工事であり、専門業者により施工すべきではないか。また、山田薬師は檀家が少なく、市の補助を手厚くできないかとの質疑について、銅板工事は専門業者、株式会社カナメ岡山営業所から見積もりをとっており、檀家は１２０戸との答弁でありました。

また、今回の屋根改修工事にかかわる補助率は、事業費の２分の１とのことでした。

次に、学校のペレットストーブの設置について、順次設置する計画はあるのかとの質疑には、県の事業を活用しながら順次設置を進めているので、今年度は県の事業８台分のうち当市へ２台設置する予定であるとの答弁でした。

下泊小学校の廃校等今後空き校舎が増加すると考えられるが、その転用についてどう考えているのかとの質疑では、これまでは文科省の規制が厳しかったが、その弾力化、簡素化に伴い１０年を経過した施設は、無償による転用の場合は文部科学大臣への報告、有償の場合は国庫納付金相当額以上を基金に積み立てた上で転用できるようになり、有効活用を図りたいとの答弁でした。

また、宇和給食センターは老朽化が進んでいるが、建てかえの計画を早急に進めるべきではないか、また衛生面で不備の部分があるが、対応策は考えているのかとの質疑について、旧町ごとの事情があるので学校再編とあわせて整備を図り、給食センターの衛生面の整備については、点検を行い、１２月補正予算等で対応したいとの答弁でした。

続いて、防災士養成のための講習会負担金２５万円が計上されているが、研修後のフォローがないので市独自の研修を行うべきじゃないかとの意見に、研修に行って終わりではなく、独自の研修を定期的実施していきたいとの答弁でした。

次に、放射能対応の沃素剤の保管場所はどこにあって、その措置についてはどのようにするのかとの質疑に対し、沃素剤の保管は、三瓶地区においては三瓶支所に、宇和町石城地区等は危機管理室に備蓄されている。なお、服用については、医師の判断にゆだねられているのが現状であるとの答弁でした。

また、消防費５３万７、０００円の補正の内容

について、クラウド型端末とはどういうものか具体的な説明を求めると、インターネット上のサーバーを利用して警報発令時等関係職員を招集する場合に、危機管理室から一斉にメール配信が可能な端末で、それを整備するための予算であるとの答弁でした。

次に、認定第1号「平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の中で、きめ細かな交付金は、景気対策事業に充てる目的のものだと思うが、三瓶支所の移転費に充当されている。このような事業には合併特例債で対応し、その分の事業費を別の事業に使わないと事業量はふえず、景気対策にならないのではないかとの質疑に対し、合併特例債は新築の事業が対象で、三瓶支所の改修は対象外となるため、きめ細かな交付金事業で対応し、その工事は地元業者が施工し、結果的には景気対策になったとの答弁でした。

次に、CATVの加入率が低い、その拡大についての対応はとの質疑に対し、CATVに加入しなくても、一般の番組が視聴できる地域の加入率が低いとの説明で、今後は放送内容等も充実させ、加入拡大に一層努力するとの答弁でした。

さらに、ホームページの内容が検索しても必要な情報は出てこないなど、他市に比べて劣っているとの指摘があり、今後改善していくとの答弁でした。

また、過去の入札情報に誤りがあったとの指摘があり、担当課を指導していくとの答弁がありました。

次に、奨学資金貸し付けの今後の見通しについて質疑があり、日本学生支援機構奨学金のほうが有利であり、また西予市ではそれとの併願を認めていないこともあり、今後伸びは期待できないとの答弁でした。関連して、医師不足対策として、医学生に優遇措置をして西予市に貢献してくれる医師の育成としての制度はできないかとの質疑があり、理事会で協議検討するとの答弁でした。

次に、教育費の中学校施設整備事業231万円の内容と電子黒板の活用状況についての質疑があり、231万円の用途については、野村中学校グラウンドの芝生化事業のために散水栓、肥料散布機、スプリンクラー等の整備費であるとの説明で、また電子黒板は好評であるので、今後増設していきたいとのことでした。

学校再編の説明会が野村では1回しか開催されていない理由はとの質疑に対し、平成22年度は統合の近い校区から実施していることからの理由

で、平成23年度には野村町でも順次開催していく計画であるとの答弁でした。

次に、結婚推進委員会の予算を増額できないのかとの質疑について、平成23年度県の関連事業で過疎離島結婚サポート強化推進事業の対象地域に西予市も選定され、この事業を有効活用していきたいとの答弁でした。

次に、スポーツの全国大会の参加報奨金の1万5,000円について、旅費としてもらうか懸垂幕を作成するかどちらかの選択肢であるが、両方の助成はできないものかとの意見に対し、全国大会レベルの参加は確かに経費がかかると思うので、他の市町村の状況を調査し検討したいとのことでした。

さらに、総合型スポーツクラブの推進状況の質疑があり、5年間に限って補助対象事業費の5分の1を市が助成して育成する取り組みであるが、5年後には独立してもらいたいとの答弁でありました。

最後に、決算認定については、合併後8年目を迎え厳しい財政の中、広範囲の内容について効率的かつ適切な審査が求められているところであり、委員会においては、昨年の実績を確認しながら今後の事業のあり方に対してしっかりと考えていかなければならない責任が課せられていると認識しております。理事者においては、細部にわたる説明をされ、わかりやすく委員も十分理解ができる部署がある一方、まだまだ審査の準備が不足していたり、成果報告書の作成において情報の不足など努力が足りないところも見られました。今後においては、特に成果報告書については、さらなる充実を図り、決算や事業の内容がよくわかるよう改善をしていっていただきたいと思いますと考えております。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成23年9月21日、総務常任委員会委員長 松山清。

○議長 次に、酒井厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案13件、認定11件及び意見書案1件につきまして、9月8日と9日の両日、担当部課長の出席を求め審査を行いました。いずれも原案可決及び認定、採択

といたしました。

以下、審査の過程におきましての質疑のありました事項について、その概要を報告いたします。

初めに、議案第81号「西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について」改正路線にかかわる質疑があり、新庁舎の完成に伴い巡回バスの運行区間を変更するため、具体的には市役所の正面玄関向かって左側に停留所を設置し、11月1日から運行予定との答弁がありました。

次に、議案第82号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」当該施設の業務開始にかかわる今後の動向についての質疑があり、10月30日に教育部局が引っ越しを完了した後、翌日の10月31日月曜日から業務を開始し、あわせて2階の集団指導室、機能訓練室も供用を開始する予定との答弁がありました。

議案第84号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置についての条例の一部を改正する条例制定について」に対しては、簡易水道の統合への進捗状況についての質疑があり、平成28年度までの統合のみ補助対象であり、計画はしているものの補助年度内においてすべての統合はできないのではないかと答弁されました。

また、今回の未給水地区である旭下条例水道を設置条例に追加することへの補助率にかかわる質疑に対しては、国55%、県30%、市10%、地元5%であるとの答弁でした。

次に、議案第89号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第3号）」については、惣川診療所勘定繰り出し事業にかかわる改築図面の提出を求めた質疑に対し、面積は71平米で改築費1,632万6,000円であるとの答弁がありました。

そのほか、野村クリーンセンター管理運営事業の工事請負費789万6,000円を含め今後の西予市の可燃ごみ対策についての質疑があり、単独ではなく八幡浜南環境センターへ処理委託を進めていきたいとの答弁がありました。

議案第93号「平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」における下泊診療所にかかわる地元整備要望の質疑では、現在検討中であり、計画としては来年度の当初予算で計上予定であるとの答弁でした。

その他、財政調整基金の将来の見通しと保険税の見直しについての質疑があり、財政調整基金は

底についている状況で、前年と比較しても月々の医療費は増加傾向にあることから、国保税の値上げもしくは一般会計からの繰り入れもやむを得ない状況になってくるのではないかと答弁されました。

また、俵津診療所における松山市の医療法人への委託についての質疑では、午前中は診療、午後是在宅訪問診療を計画しているとの答弁でした。

認定第1号「平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」三楽園の現状と増改築の見込みについての質疑があり、当該施設は築28年が経過しており、また2人部屋であることなどから今後検討しなければならないとの答弁がありました。

また、福祉バスについては、停車場所の配慮等、委員から図を示されての質疑が出され、今後工夫することで対応できるかどうか協議する旨の答弁があったほか、病児・病後児保育事業について、評価の高い事業であるが、宇和以外の4町には設置されていないことへの質疑があり、看護師を配置するための経費と需要を伴うことや保育所の保育士の確保が困難な状況のため市内全域の設置に至っていないが、子育て支援計画では拡大方向にあることから考慮していきたいとの答弁でありました。

そのほか、野村地区における保育所、幼稚園の今後の対応についての質疑があり、統合等も含め教育部局とも担当会を開き、検討する旨を先般申し合わせたとの答弁でした。

また、各スポーツトレーニング施設の現状においては、機材及び使用料は近隣自治体のほうが充実しているのではないかと質疑に対し、調査研究するとの答弁がありました。

認定第12号「平成22年度西予市上水道事業会計決算の認定について」今後想定される大震災時において、ライフラインの復旧シミュレーションはしているのかとの質疑に対し、復旧には数カ月という長時間が必要となるため、まず配水池の確保やその耐震について調査したいとの答弁でありました。

また、水道料金は西予市水道料金徴収事務取扱要綱に基づいて収納率の向上に努められておりますが、未納料金の対応についての質疑に対し、長期間の滞納が多いため、今年度から業務係を設置して対応する予定であるが、死亡や不明転居等による回収不能事例の処理についても考えていかなければならないとの答弁でした。

認定第13号「平成22年度西予市病院事業会計決算の認定について」決算内容はよくなっているが、医師等の過重労働によるものではないかと心配しているとの質疑に対し、市内2病院の2次救急の継続が大切だと考えて対応していますが、医師には無理していただいているのが現状であるとの答弁でした。

また、ソフト事業への過疎債適用についての質疑では、医師等の研修や人事関係にも使えるようにしたいとの答弁がありました。

意見書案第2号「拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書」については、生産者の負担増、また消費者への価格の便乗値上げなどを心配する意見が出されましたが、原案どおり採択し、意見書（案）を提出することといたしました。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成23年9月21日、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉。

○議長 次に、小野産業建設常任委員会委員長報告を求めます。

○小野正昭産業建設常任委員長 それでは、産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会は去る9月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案7件、平成22年度決算認定3件、陳情2件に対し、9月8日、9日の2日間にわたり委員会審査を行いました。

審査の結果は、お手元の委員会審査報告のとおりであり、全議案を原案のとおり全会一致で可決決定をいたしました。

なお、議案の審査の過程において、委員より特に質疑のありました事項の概要をご報告申し上げます。

まず、議案第89号の「平成23年度西予市一般会計補正予算（第3号）」建設課所管分についてですが、木造住宅耐震化促進事業についての質問があり、木造住宅1軒につき3分の2の60万円を限度とし、単年度5棟分の補正事業であるとの答弁がありました。

次に、林業課所管分についてですが、バイオマスペレット生産利用活用促進事業についての質問があり、この事業は陸前高田市が冬に備えるための暖房用ペレット48トン分を支援するもので、大型自動車の輸送費を含めた予算計上との答弁がありました。

林道維持管理事業について質問があり、三瓶町朝立三十峰公園付近のロング25メートル、ガードレール設置の予算との答弁がありました。

また、関連として林道開設に係る排水処理についての対応はどのようにしているのかと質問があり、基幹林道においては、設計基準に基づき工事をしているとの答弁があり、これを受け委員からは、路網整備等の作業については、集水にならないような工法をとるようにとの意見があり、そのようにしたいとの答弁がありました。

次に、農業水産課所管分について、宇和海水産構想推進協議会の負担増になった理由につき質問があり、高知県と愛媛県の4市3町で構成をされていたが、大月町が高知県と宇和海の両面に面しているため、諸般の事情で賛同が得られず、大月町の脱会により4市2町の案分計算による負担分の増額補正との答弁がありました。

次に、商工観光課所管分について、市観光協会補助金の中の乙亥相撲事業について質問がありました。この乙亥大相撲は嘉永5年の初開催以来今年で160回となり、その記念事業としての費用であり、計画内容としては横綱・大関の力士招聘と副立呼出拓郎招待による予算計上との答弁がありました。

なお、余談ではありますが、うれしいことなので前置きをされ本日市長より、また関係者から横綱白鳳、大関琴欧州、副立呼出拓郎の内諾を得たとの報告を受けております。

次に、議案第96号「平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、繰入金及び修繕費が主なものであり、また議案第97号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」については、平成22年度の決算が確定したことによる繰入金の減額による補正が主なものでありました。

また、認定第1号「平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」建設課所管分のうち、委員より、橋梁長寿命化修繕計画策定事業で、橋の老朽化に対しどのような対応をしているのかの質問に対し、延長2メートル以上の橋梁、国費対象分については、平成26年度までの全体スケジュールの中で、橋梁の点検、老朽化の分析、補修時期、工法の検討、学識経験者の意見の徴収、修繕計画の取りまとめを行っていききたいとの答弁がありました。

また、平成22年度分の決算が増大した要因は、地域活性化のためのきめ細かな交付金で取り

組むことができたのが主な要因とのことでありした。

次に、林業課所管分について、市産材木造住宅建設促進事業について質問があり、平成２２年度は対象となる床面積５５平米以上で、市内業者により建設された新築木造住宅８７戸あり、そのうち３７戸が対象となり、昨年と比べて８４％にとどまっておりますが、市内業者が建設する場合の申請率は高くなってきているとの答弁でありました。

次に、農業水産課所管分の中で、農業施設管理費のほわいとファーム管理運営事業で、平成２２年度の主な取り組みとしてチーズの製造を開始し、またみかんソースアイスクリームの開発をえひめ農商工連携ファンド事業により実施し、ホームページやブログを頻繁に更新することによりホームページのアクセス増加を図るとともに、ネットショッピング客の増加を図ったとの説明がありました。

これに対して委員からは、努力のほどは十分理解はできるが、昨年に比べ売上高、利用者数においても大きく減少しているの、管理者、従業員が一体となりさらなる努力をしてほしい。

また、その他の補助及び委託料についても、精査検討してほしい。今後の補助金の取り組みについて、農業の方向性が決定できるような補助にしてほしいとの意見がありました。

次に、農業委員会所管分について、委員より、農地の適正管理、特に農作地の実態調査につき質問があり、農業者に法令に基づき業務・農地集積など指導助言ができ、耕作地についての実態調査も的確にできたとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管分についての質問の中で、平成２２年９月１日から緊急雇用創出事業で、女性４名、男性１名の雇用があったが、これがことし９月末で終了するとの説明がありました。その後サポートはどうなっているのかの質問に対し、観光協会の法人運用の方向づけの中で人材として雇用ができればと考えていますとの答弁がありました。

最後に、産業創出課所管分についてですが、グリーン・ブルーツーリズムとジオパークの連携について考えるべきではないかとの質問と特区に対する再調査、地質館の活用と自然ログジについて再検討してはどうかの意見があり、ジオパークについて、担当者から今後の方針、申請などの説明の中で、これらを含めた検討をしていきたいとの

答弁がありました。

次に、陳情第３号「市道片平泉川線の舗装を求める陳情書」並びに陳情第４号「平岩線道路整備を求める陳情書」について審査をいたしました。

まず、陳情第３号「市道片平泉川線の舗装を求める陳情書」について、本路線の格付はその他の路線となっており、当該工事を実施するためには１０％の地元負担金が発生することから、今回の陳情には地元負担金の拠出について明確でないため、事業内容を事前に検討され再度市行政に要望され、道路整備を図っていただきたいとのことから、全会一致で不採択といたしました。

次に、陳情第４号「平岩線道路整備を求める陳情書」について、当路線は市道に格付されていない一般道であり、まず事業内容を整理した後市道の認定を受け事業に取り組んでいただきたいとのことから、全会一致で不採択といたしました。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成２３年９月２１日、産業建設常任委員会委員長小野正昭。

○議長 次に、坂本西予市新市立病院建設特別委員会委員長の報告を求めます。

○坂本隆重西予市新市立病院建設特別委員長 西予市新市立病院建設特別委員会審査報告書。

西予市新市立病院建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る９月６日の本会議において、当委員会に付託されました議案第１００号「平成２３年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」のうち、歳入歳出予算に関する西予市新市立病院建設特別委員会所管分について、９月７日委員会審査を行いました。審査の結果は、議案を原案どおり全会一致で可決決定いたしました。

なお、議案審査の過程における質疑事項についてご報告を申し上げます。

新病院建築に係る敷地造成に関する経費３，９８９万円を増額することになり、内訳は敷地造成に係る開発行為の許可申請に対する審査手数料２０万円と敷地の造成工事費３，９６９万円であることの説明がありました。

委員より、敷地造成に関して建設予定地が埋立地であったこともあり、地震が発生した場合に地盤の液状化などの心配があるとの質疑に対して、くい工事で液状化対策も考慮した地盤改良の工事を行うとの答弁がありました。

また、緊急時の非常電源等について太陽光発電等の自然エネルギーを考慮しているかとの質疑に対して、緊急時には72時間3日分の非常電源と水を備蓄しているが、エネルギーについても病院の専門委員会等で今後協議しながら対処したいとの答弁でした。今後については、病院建設における設計施工等が本格的に進められていくと思いますが、当特別委員会としても調査研究を深めながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成23年9月21日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長坂本隆重。

○議長 暫時休息いたします。（休憩 午後3時06分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時20分）

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号「西予市生活交通バス条例制定について」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号「西予市暴力団排除条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第75号から議案第84号までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第75号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」から議案第84号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの10件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第84号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第85号及び議案第86号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第85号「新たに生じた土地の確認について」及び議案第86号「字の区域を変更することについて」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第85号及び議案第86号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第87号及び議案第88号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第87号「市道路線の廃止について」及び議案第88号「市道路線の認定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第87号及び議案第88号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第89号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第3号）」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第90号から議案第100号までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第90号「平成23年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」から議案

第100号「平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」までの11件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第90号から議案第100号までの11件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第14号までの13件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成22年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第14号までの13件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、陳情第3号及び陳情第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号「市道片平泉川線の舗装を求める陳情書」及び陳情第4号「平岩線道路整備を求める陳情書」は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第3号及び陳情第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第2号「拡大生産者責任（EPR）及

びデポジット制度法制化を求める意見書」は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり採決することに決定いたしました。

（日程3）

○議長 次に、日程第3、発議第2号「西予市議会議員の定数を求める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西予市議会改革特別委員会委員長元親孝志君。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

発議第2号「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本市議会では、西予市議会改革特別委員会が設置され、来年議会の改選期を迎え選挙が実施されることから先行して議員定数について調査研究を進めてまいりました。委員長報告で申し上げましたとおり、審査の結果、次の選挙から厳しい財政状況にかんがみ円滑な議会運営を行うため、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、西予市議会議員の定数を現行の24名から21名とするよう本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第２号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、発議第２号「西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定いたしました。

暫時休息いたします。(休憩 午後３時３０分)

○議長 再開いたします。(再開 午後３時３３分)

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり意見書案第２号「拡大生産者責任（ＥＰＲ）とデポジット制度法制化を求める意見書（案）の提出について」及び議員派遣の件についての２件を本日の日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、２件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第１、意見書案第２号「拡大生産者責任（ＥＰＲ）とデポジット制度法制化を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

局長。

○上田事務局長 意見書案第２号を朗読いたします。

拡大生産者責任（ＥＰＲ）とデポジット制度の法制化を求める意見書（案）。

ポイ捨てごみのはんらんや廃棄物処分場の確保の問題、さらには、ごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫などごみ問題を取り巻く状況はますます深刻化している。１９９７年４月から施行された容器包装リサイクル法は２００８年４月に見直されたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など循環型社会を実現するための効果は十分とは言えない。

持続可能な循環型社会を築くためには、我が国の大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイク

ル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要である。そのためには、生産者が生産過程でごみとらしくにくいような製品をつくり、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（ＥＰＲ）の導入が必要である。

また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て、不法投棄の防止に対し極めて有効な手段である。既に欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために拡大生産者責任（ＥＰＲ）やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果を上げている。よって、西予市議会は政府に対し、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るためＯＥＣＤが提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について積極的に検討し、早期に制度化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年９月２１日、愛媛県西予市議会。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）です。

以上でございます。

○議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第３７条第３項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いた

しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号「拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度法制化を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの意見書案第2号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 平成23年第3回西予市議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月6日に開会いたしました本定例会の会期中、議員各位には、本議会及び常任委員会におきまして上程いたしました案件に関して慎重なご審議を賜り、条例の制定及び一部改正並びに補正予算や22年度決算などの重要な案件をいずれも原案のとおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げる次第でござ

います。

さて、今月発足いたしました野田新内閣でございますが、さきの民主党代表選でのどじょう演説が国民の共感を得たのか、マスコミ各社の調査では60%前後と比較的高い支持率でスタートをいたしました。首相はマスコミから恒例の内閣のネーミングを問われても、仕事をしていく中で国民に名づけてもらうとの答えにとどまりましたが、世間では「どじょう内閣」というネーミングが一番支持を得ているようであります。金魚のまねをしないで泥の中を縫うように動き回るドジョウのように一生懸命に働く、震災復興と原発事故収束を最優先課題とする野田新内閣ですが、組閣早々10兆円を超えると見られる第3次補正と前首相の退陣表明の影響で1カ月もおくれている2012年度の当初予算編成が始まりました。増税議論と絡んで日程や作業が相当きついと言われておりますけれども、泥臭くとも誠心誠意問題解決に当たり、国民の期待にこたえていただきたいと思います。

さて、私は先週他の公務も兼ねまして気仙沼市から宮古市に至る三陸沿岸の被災状況をつぶさに視察をいたしました。写真や映像を超える被害の現実を前に、一国民として一刻も早い復興を願わざるを得ませんし、西予市政を預かる者として、西予市における南海・東南海地震・津波対策の重要性を改めて肝に銘じ、ハード面の防災はもちろんのことでございますけれども、人命尊重の減災対策をでき得る限り取り組んでまいりたいと存じます。

さて、昨日から本日未明にかけて非常に強い台風15号が接近したことから、本市でも災害対策本部を設置し警戒を行っておりました。昨日の本市の総雨量は178.5ミリとなる豪雨に見舞われ、県道宇和高山線、主要地方道宇和明浜線及び国道378号線が土砂崩れにより寸断されたことから、一時的に明浜町が陸の孤島となりました。現在も復旧作業が進められているところでございます。また、城川では水田の見回りに行かれた男性が増水した川に流され不慮の事故を遂げられて痛ましい事故が発生をいたしました。

近年、地球の温暖化によって台風が大型化し、不規則な動きも見られることから、自然災害に対する対策の必要性が今後ますます高まるものと思われまます。議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。次でござい

中秋も過ぎて季節は秋本番のはずでございます

けれども、時折夏の暑さが思い出したように顔を出します。季節の変わり目はとにかく体調を崩しがちでございます。どうか議員各位におかれましては健康に十分ご留意をいただき、西予市政の円滑な推進のため一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 これをもって平成２３年第３回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後３時４５分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

西予市議会副議長

同 議員

同 議員

平成23年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 6 号	専決処分第6号の承認を求めることについて（西予市税条例等の一部を改正する条例制定について）	23. 9. 6	承 認
議案第 7 2 号	消防ポンプ自動車一式の取得について	23. 9. 7	原案可決
議案第 7 3 号	西予市生活交通バス条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 7 4 号	西予市暴力団排除条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 7 5 号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 7 6 号	西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 7 7 号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 7 8 号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 7 9 号	西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 0 号	西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 1 号	西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 2 号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 3 号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 4 号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 5 号	新たに生じた土地の確認について	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 6 号	字の区域を変更することについて	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 7 号	市道路線の廃止について	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 8 号	市道路線の認定について	23. 9. 21	原案可決
議案第 8 9 号	平成23年度西予市一般会計補正予算（第3号）	23. 9. 21	原案可決
議案第 9 0 号	平成23年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	23. 9. 21	原案可決
議案第 9 1 号	平成23年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）	23. 9. 21	原案可決
議案第 9 2 号	平成23年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	23. 9. 21	原案可決
議案第 9 3 号	平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	23. 9. 21	原案可決
議案第 9 4 号	平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	23. 9. 21	原案可決
議案第 9 5 号	平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	23. 9. 21	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 96号	平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	23. 9. 21	原案可決
議案第 97号	平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	23. 9. 21	原案可決
議案第 98号	平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	23. 9. 21	原案可決
議案第 99号	平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）	23. 9. 21	原案可決
議案第100号	平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）	23. 9. 21	原案可決
認定第 1号	平成22年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 2号	平成22年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 3号	平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 4号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 5号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 6号	平成22年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 7号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 8号	平成22年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 9号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 10号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 11号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 12号	平成22年度西予市上水道事業会計決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 13号	平成22年度西予市病院事業会計決算の認定について	23. 9. 21	認 定
認定第 14号	平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	23. 9. 21	認 定
報告第 6号	平成22年度西予市一般会計継続費精算報告について	23. 9. 6	報 告
報告第 7号	平成21年度健全化判断比率の修正について	23. 9. 6	報 告
報告第 8号	平成22年度健全化判断比率の報告について	23. 9. 6	報 告
報告第 9号	平成22年度資金不足比率の報告について	23. 9. 6	報 告
報告第 10号	西予市土地開発公社の経営状況について	23. 9. 6	報 告

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
報告第 11号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について	23. 9. 6	報 告
報告第 12号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	23. 9. 6	報 告
報告第 13号	株式会社エフシーの経営状況について	23. 9. 6	報 告
報告第 14号	株式会社城川開発公社の経営状況について	23. 9. 6	報 告
報告第 15号	株式会社どんぶり館の経営状況について	23. 9. 6	報 告
報告第 16号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	23. 9. 6	報 告
報告第 17号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	23. 9. 6	報 告
報告第 18号	財団法人宇和文化会館の経営状況について	23. 9. 6	報 告
報告第 19号	西予CATV（株）の経営状況について	23. 9. 6	報 告
発議第 2号	西予市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について	23. 9. 21	原案可決
請願第 2号	南海地震による西予市野村町愛宕山公園の岩石、崩落落下による災害防止の為の調査実施、岩石撤去に関する請願書	23. 9. 6	採 択
陳情第 2号	市道愛宕～岩村線に於ける車の離合場所の設置を求める陳情書	23. 9. 6	不 採 択
陳情第 3号	市道片平泉川線の舗装を求める陳情書	23. 9. 21	不 採 択
陳情第 4号	平岩線道路整備を求める陳情書	23. 9. 21	不 採 択
意見書案第2号	拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書	23. 9. 21	採 択
意見書案第2号	拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度法制化を求める意見書（案）の提出について	23. 9. 21	原案可決
議会報告第3号	各常任委員会の視察研修報告について	23. 9. 6	報 告
議会報告第4号	西予市し尿処理場問題等特別委員会の視察研修報告について	23. 9. 6	報 告
議会報告第5号	議会運営委員会の視察研修報告について	23. 9. 6	報 告
議会報告第6号	西予市議会改革特別委員会の報告（議員定数及び議員報酬）について	23. 9. 21	報 告
	議員派遣の件について	23. 9. 21	承 認